The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	多文化共生施索における情報の多言語化に関する翻訳学的考察
Author(s)	山本, 一晴
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27493
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

博士学位論文

多文化共生施策における
情報の多言語化に関する翻訳学的考察

2012年度

大阪大学大学院人間科学研究科
グローバル人間学専攻

山本一晴

人事 16297

2012年度

博士学位論文

多文化共生施策における
情報の多言語化に関する翻訳学的考察

山本一晴

学籍番号 21B09805

大阪大学大学院人間科学研究科
グローバル人間学専攻
人間開発学講座多文化共生社会論

提出年月 2012年12月

多文化共生社会における
情報の多言語化に関する翻訳学的考察

主査

教授　津田　守

副査

教授　千葉　泉

副査

准教授　宮原　曉

要 旨

本論文では、多文化共生施策において実施された情報の多言語化について、(1)多言語化の実施に係る政策的意図や目的に着目しながら、(2)その多言語化テクストを生成する翻訳者を社会的文脈に位置づけ、(3)起点並びに目標テクストの機能を分析することで、多文化共生施策における情報の多言語化現象の一端を明らかにすることを目的とした。なお、多文化共生施策に基づき提供される翻訳サービスを本論文では、公的サービスとしての翻訳と呼ぶ。本論文は機能主義的アプローチを理論的枠組みとした。方法論において、テクスト機能分析に対してスコポス理論を援用し、翻訳者行為に対しては半構造化による面接法を用いて調査を実施した。

本論文の目的（1）に関して、多言語化の前段階における検討すべき項目として多言語化の政策的背景について考察した。その結果、全ての外国人住民が理解できる言語による情報の多言語化は困難であり、実現には多くの努力と時間が伴うことが明らかになった。また、充分な通訳あるいは翻訳支援は「日本語によるコミュニケーションが充分でない」外国人住民に日本語を習得しようという動機を下げることにつながり、強いては生活の自立そのものを妨げる要因にもなりかねなかった。さらに、中長期的な視点に立てば、外国人住民者数が増加傾向にある中で将来的に経費の拡大を招く要因にもつながる恐れがある。短期的な支援として通訳あるいは翻訳支援は極めて重要な役割を果たすかもしれないが、中長期的な視点では「日本語によるコミュニケーションが充分でない」外国人住民に対して積極的に支援していくべきか、議論の余地がある。翻訳のみならず通訳による補完的な支援も課題であり、通訳あるいは翻訳支援を政策として捉える視点の必要性を指摘した。

本論文の目的（2）に関して、公的サービスとしての翻訳に携わる翻訳者を対象に半構造化インタビューを行い、得られたデータを質的内容分析によって明らかにしようと試みた。公的サービスとしての翻訳という分野は多文化共生施策におけるコミュニケーション支援の一環であるが、地域における日本語教育など他の分野においても無償のボランティアが多く活躍している。そのため、サービスの質も実は専門家かボランティアによるものかという２項対立を前提とした議論がなされてきた。

本調査の結果、活動に関わる翻訳者の立場はボランティアや専門職であり、その動機や翻訳者の背景は多様であった。翻訳報酬の低さや報酬体系も明確でないこと、翻訳者の質に対する懸念を抱いていることも明らかになった。課題として、翻訳ユーザーの横との連携強化やコスト意識の浸透、翻訳者の立場の理解が挙げられた。これらの課題は翻訳者個人の役割や責任の範囲を超えているが、翻訳者が複眼的視点を持って公的サービスとしての翻訳に関わっていることが示された。この結果は、

公的サービスとしての翻訳はボランティアで行う、あるいはボランティアベースに基づく報酬を得る翻訳であるという従来の規範と実際が異なることを意味している。翻訳者の内実は、翻訳を生業とする翻訳者の中には無償の活動として行っている者がおり、一方で生活の糧としてあるいはいくつかある分野の一分野として捉えて公的サービスとしての翻訳に携わっている翻訳者もいた。翻訳者はコミュニケーションの媒介者としての役割を認識しており、様々な社会文化的状況に応じて情報テクストが持つスコポスを独自に特定しながら翻訳行為を行っていることを明示した。本論文の目的（3）に関して、情報の多言語化テクストに関する機能分析は、スコポス理論に基づいた藤濤の枠組みに従って分析評価を試みた。スコポス理論はドイツ圏を中心に発展した理論であるが、日本の文脈において初めて翻訳の質的分析の枠組みを提示したのが藤濤である。本論文では、藤濤が文芸翻訳に適用した枠組みが異なるテクストタイプにおいても準用可能であるということを前提とする。翻訳事例は子ども手当や新型インフルエンザの説明文を取り上げ、日本語、英語、タイ語の 3 言語間で比較検討を行った。分析の結果、翻訳の適切性については達成していたものの、個々のテクストを対象とする評価の枠組みでは目標言語における情報内容の統一性及び目標言語間での情報内容の整合性に関して藤濤の枠組みでは考慮されていないことが明らかになった。情報の緊急度に応じた即時性といった非テクスト要素の評価も視野に入れた評価方法を提示した。

以上の得られた知見をまとめると、多文化共生推進施策におけるコミュニケーション支援とし情報の多言語化を翻訳政策として捉え、翻訳のみならず通訳による補完的な支援も考える必要があり、中長期的な視点から在住外国人の自律支援が求められる。多文化共生施策における情報の多言語化は、情報への平等なアクセスを確保するという段階から効率かつ効果的に情報をいかに提供するべきかという段階に移りつつある。本研究の成果は、多文化共生施策において多言語化される情報を対象に、翻訳者と依頼者との関係や、翻訳者に対する教育、求められる翻訳者の特性や技術、そして、翻訳者を取り巻く労働環境など包括的に翻訳者の現状を翻訳学的観点から明らかにしたことで、多文化共生の理念および実効性のある施策を検討する上で必要となる手掛かりを提示できたと思われる。また、本論文は、翻訳学における「公的サービスとしての通訳翻訳」という研究領域において翻訳者に焦点をおいた調査研究としては初の論考である。「公的サービスとしての通訳翻訳」研究は、通訳行為に付随する形での翻訳行為が存在することや翻訳行為単独で言語支援活動を行う場合もあり、多文化共生社会の実現のためにも、翻訳者が果たす役割や翻訳行為への社会の関心が高まることが期待される。

Abstract

This paper aims at examining challenges in communication support for foreign residents living in Japan, through the translation studies perspective. As a part of this support, these residents are provided with multilingual information, which is a result of the policy on multicultural cohesion taken on by Japan. This study will consider these issues through three perspectives: 1) factors influencing the language selection for the multilingual information, 2) qualitative analysis of the examples of texts translated into multiple languages based on the skopos theory and 3) current situation and challenges for translation as public service based on semi-structured interviews with translators involved with the process of multilingalization of information.

As for the first perspective mentioned above, real challenges were examined focusing on language selection for multilingalization of information, treating translation as an independent phenomenon, and not as a part of the act of interpreting as in Public Service Interpreting and Translation studies. Until now, there has been no discussion regarding the stages prior to language selection, and so the factors for this process together with the issues that need to be considered prior to this stage need to be addressed independently. Based on the problems brought to light through this study, it was suggested that, as factors for language selection, priority level of the information to be translated and the frequency of its actualization should be applied. Information actualized frequently should be translated through a concentrated translation process, and as for other information (actualized less frequently), its mutlilingualization should be proceeded with.

The second perspective attempted to evaluate texts translated for foreign residents in Japan using functionalist approaches. Information explaining issues such as child allowance or the swine flu were used as translation text examples and the following three languages were used in comparison: Japanese, English and Thai. Even though the translation of these texts managed to achieve adequacy, evaluating the target texts showed that it was impossible to examine consistency and unity of the information between the two target languages. It was therefore suggested that the

translation needed to be evaluated taking into consideration non-textual factors such as timeliness of translation responding to urgent situations.

The third perspective attempted to clarify data on challenges and current situation of translation as public service, gained through semi-structured interviews with translators using the qualitative analysis approach. Translators engaged in this type of activities are employed as volunteers or specialist employees, and their motivations and backgrounds vary from one to another. It was also clarified that there is a concern regarding quality of the translators due to low translation fees and unclear payment system. As for problems that need to be addressed, the translators mentioned strengthening of cooperation with the users, infiltration into cost-awareness and understanding towards the translators' work. These matters exceed the role and responsibilities of each translator, however, they indicate that these translators engage in their work of translation as public service from a broader angle.

To summarize, regarding the multicultural cohesion policy, it is necessary to consider support not only through translation but also interpreting for multilingualization of information, since these foreign residents, who stay longer in Japan, need to be independent. Multinugalization of information as a part of the multicultural cohesion policy, is currently transferring from the stage of securing equal access to information, to the stage of how to provide such information effectively and efficiently. Results of this study can contribute to resolving problems related to cost-effectiveness, by having indicated difficulties of quality control and necessity for improvement of infiltration into cost-awareness.

目 次

要旨 ---------- i
図表リスト ---------- viii

序
本論文の目的 ---------- 1
本論文の構成 ---------- 2

第１章　問題の所在 ---------- 4
第１節　問題の背景 ---------- 4
第２節　理論的枠組み ---------- 8
1　主要概念 ---------- 8
2　方法論 ---------- 16

第２章　情報の多言語化に係る言語選定の政策的背景 ---------- 21
第１節　多文化共生施策における翻訳の位置づけ ---------- 21
第２節　情報の多言語化に係る言語選定要因 ---------- 23
1　地域性を反映した外国人登録者数という視点 ---------- 23
2　人的資源という視点 ---------- 24
第３節　言語選定過程における課題 ---------- 27
1　外国人登録者数に基づく言語選定 ---------- 27
2　多言語化の拡大と予算の縮小化 ---------- 29
3　情報の更新頻度に基づく新たな視点 ---------- 32
第４節　章括 ---------- 36

第３章　調査方法の概要および事前調査の結果 ---------- 39
第１節　調査方法の概要 ---------- 39
1　データ収集の方法 ---------- 39
2　データ分析の方法 ---------- 42

第２節　事前調査の結果 ---------- 43
1　調査協力者の属性 ---------- 43
2　公的サービスとしての翻訳に関わる動機 ---------- 52
3　事前調査結果のまとめ ---------- 55

第４章　多文化共生施策における翻訳者行為の構造化 ---------- 57
第１節　翻訳に関わる経緯と現状 ---------- 57
1　翻訳との関わり ---------- 57
2　実践としての翻訳の範囲 ---------- 60
3　翻訳者と翻訳依頼者との接点 ---------- 65
第２節　翻訳者への依頼時における課題 ---------- 69
第３節　翻訳報酬の捉え方 ---------- 74
1　公的サービスとしての翻訳以外の分野との比較 ---------- 74
2　言語別報酬体系 ---------- 77
第４節　翻訳者教育の現状と課題 ---------- 80
第５節　翻訳者の個人的特性と翻訳技能 ---------- 86
1　翻訳者に求められる特性 ---------- 86
2　翻訳者に求められる技能 ---------- 88
第６節　翻訳者の役割 ---------- 91
1　依頼者の翻訳者に対する役割認識 ---------- 91
2　翻訳過程における翻訳者の意識 ---------- 94
3　翻訳行為を介した人的関係の変容 ---------- 96
第７節　翻訳方略の適用 ---------- 98
1　実践における翻訳の困難さ ---------- 98
2　翻訳報酬と翻訳方略との関係性 ---------- 102
第８節　翻訳者を取り巻く労働環境 ---------- 105
1　翻訳者の雇用形態 ---------- 105
2　民間事業者の参入の影響 ---------- 109
3　人的資源の需給に対する翻訳者の認識 ---------- 114
第９節　公的サービスとしての翻訳が抱える課題 ---------- 116
第１０節　章括 ---------- 126

第５章　情報の多言語化テクストに関する機能分析 ---------- 129
第１節　目的 ---------- 129
第２節　対象事例と分析方法 ---------- 130
１　対象事例 ---------- 130
２　分析評価方法 ---------- 131
第３節　分析の結果及び考察 ---------- 132
１　緊急時の対応に係る情報 ---------- 132
２　権利・義務に係る情報 ---------- 137
第４節　章括 ---------- 139

第６章　おわりに ---------- 141
第１節　総合的考察 ---------- 141
第２節　本論文の限界及び今後の課題 ---------- 143

付録Ａ「インタビューについてのご説明」 ---------- 144
付録Ｂ「事前アンケート」 ---------- 148
付録Ｃ「調査協力承諾書」 ---------- 151

参考文献 ---------- 153
謝辞 ---------- 161

図表リスト

図 3-1　調査協力者の男女別年齢構成（N=20） ---------- 44
図 3-2　出身国別構成（N＝21）---------- 44
図 3-3　翻訳者の日本語との対応翻訳言語（N=21） ---------- 45
図 3-4　日本滞在年数別日本語能力試験所持級（N=13） ---------- 45
図 3-5　一般的な通訳と公的サービス分野の通訳経験年数比較（N=20）-- 48
図 3-6　一般的な翻訳と公的サービス分野の翻訳経験年数比較（N=20）-- 49
図 3-7　公的サービスとしての翻訳に関わる動機（N=53） ---------- 52
図 3-8　一般の通訳翻訳及び公的サービスとしての通訳翻訳を専業とする
　　翻訳者の動機（N=18） ---------- 53

表 1-1　翻訳学研究の領域 ---------- 10
表 2-1　大阪府外国人行政サービス体制推進費及び外国人行政
　　サービス体制推進委託料の年度別要求額及び査定額 ---------- 25
表 2-2　箕面市多文化共生社会推進事業の年度別当初予算現額 ---------- 26
表 2-3　2006 年神奈川県「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」 33
表 3-1　在留資格等の区分別協力者の主な活動及び仕事（N=20） -------- 47
表 3-2　公的サービスとしての翻訳の経験年数と（年平均）受注件数
　　(N=20) ---------- 50
表 3-3　言語別公的サービスとしての翻訳件数との相関（N=20） ------ 50
表 4-1　翻訳との関わり ---------- 58
表 4-2　実践としての翻訳の範囲 ---------- 61
表 4-3　2006 年「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」 -------- 62
表 4-4　公的サービスとしての翻訳の依頼者 ---------- 66
表 4-5　翻訳ユーザーに対する要望 ---------- 70
表 4-6　公的サービスとしての翻訳以外の分野との報酬比較 ---------- 75
表 4-7　言語別報酬体系 ---------- 78
表 4-8　希望の研修内容 ---------- 81
表 4-9　公的サービスとしての翻訳に係る研修の必要性 ---------- 83

表 4-10　翻訳者に求められる特性 ---------- 86
表 4-11　翻訳者に求められる技能 ---------- 89
表 4-12　依頼者の翻訳者に対する役割認識 ---------- 92
表 4-13　翻訳過程における意識 ---------- 95
表 4-14　公的サービスとしての翻訳を通した人間関係の拡がり ---------- 96
表 4-15　実践で適用する翻訳方略 ---------- 99
表 4-16　報酬と翻訳方略の関係性 ---------- 103
表 4-17　翻訳者の雇用形態 ---------- 106
表 4-18　民間事業者の参入の影響 ---------- 110
表 4-19　人材の不足感 ---------- 115
表 4-20　依頼者に対しての提言 ---------- 117
表 5-1　翻訳方法一覧 ---------- 131
表 5-2　翻訳分析評価表 ---------- 132
表 5-3　分析文＜1＞分析評価表 ---------- 135
表 5-4　分析文＜2＞分析評価表 ---------- 136
表 5-5　分析文＜3＞分析評価表 ---------- 137
表 5-6　分析文＜4＞分析評価表 ---------- 139

序

本論文の目的

本論文では、わが国の国際化施策のひとつである多文化共生施策における情報の多言語化という現象について扱う。日本の国際化施策は、1980 年代後半における「国際交流」を柱とした施策から始まる。その当時は日本で既に生活している外国人、いわゆるニューカマーを住民として捉えた政府及び地方自治体主体の事業展開はほとんど見られなかった。生活に関連した情報を多言語化し、提供する必要性は低いと思われていた。

社会経済のグローバル化の特徴の一つに、人の移住の活発化が挙げられる。日本においても 2011 年度末の外国人登録者数者数は 207 万人を超えた。2012 年 7 月の改正住民基本台帳法の施行を機に、外国人を地域に生活する住民として捉える視座が入国管理政策から見てとれる。さらに、2011 年末の外国人登録者数の在留資格別構成比では一般永住者が全体の 28.8%を占めており（法務省 2012)、日本において「移動」から「移住」、そして「定住」へというパラダイム転換が起こっている。

このような背景の下、コミュニケーション支援としての多言語による情報提供の重要性が高まっている。しかし、これまで多言語化された情報の内容や多言語化を担う翻訳者の存在にはあまり注意が向けられてこなかったのである。多様な言語によって翻訳がなされた場合には言語間の質的差異が存在する可能性があり、また持続可能な支援のためには支援を行う側にいる翻訳者を社会的文脈に位置づけて検討する必要がある。本論文では、翻訳学的見地から翻訳の意図、多言語化テクストの機能及び翻訳行為に注目すべきであるという立場を採る。

本論文の目的は、多文化共生施策において実施された情報の多言語化について、多言語化の実施に係る政策的意図や目的に注目しながら、その多言語化テクストを生成する翻訳者を社会的文脈に位置づけ、起点並びに目標テクストの機能を分析することで、多文化共生施策における情報の多言語化現象の一端を明らかにすることである。研究方法としては、機能主義的アプローチ（Functionalist Approaches）の枠組みに従う。この枠組みにより、社会的文脈を通した翻訳テクストの分析および翻訳者の置かれた状況や行為に関する詳細な記述が可能となるものと考える。

本論文の構成

本論文は、序に続く６つの章から構成されている。

まず第１章では、問題の所在を明らかにするため、第１節で先行研究を含めて問題の背景について概観する。第２節では、本研究の理論的枠組みを主要概念と伴に提示し、方法論的枠組みについても説明する。

第２章では、多言語化の実施に係る政策的意図や目的に注目するために、コミュニケーション支援としての情報の多言語化に係る言語選択の背景を検討する。第１節では、日本における国際化施策の変遷を辿る中で多文化共生推進プランにおける情報の多言語化に対する翻訳の位置づけを行う。第２節では、情報の多言語化における言語選定に関して、地域性を反映した外国人登録者数及び人的資源という２つの視点から検討する。第３節では情報の多言化の実践ににについて、実践と課題との間の整合性を検討する。第４節では、第２章のまとめと考察を行う。

第３章では翻訳者が置かれた社会文的状況や行為を明らかにするための半構造化インタビューの調査概要について説明する。まず第１節で調査協力の対象の選定やデータ収集方法、そしてデータ分析の枠組みについて述べる。第２節では、第４章での分析の基礎情報となる翻訳者の年齢や翻訳歴といった属性や翻訳活動への動機に関して事前アンケートを通して調査した結果を述べる。

第４章では、第３章で得た結果をもとに　多言語化テクストを生成する翻訳者を社会的文脈に位置づけるために、多文化共生施策における情報の多言語化に関わる翻訳者の現状および課題を明らかにする。第１節では、翻訳行為へのかかわり、実践における翻訳の範囲、翻訳者依頼者の特色について述べる。第２節では翻訳者と依頼者との関係性について説明し、第３節では、翻訳報酬の捉え方について商業目的の翻訳との比較、言語別の報酬体系の是非を通して検討する。第４節では、翻訳者に向けた研修の現状と今後望む研修内容を示す。第５節では、公的サービスとしての翻訳に求められる翻訳者の個人的特性と実践における翻訳技能は何かを明示する。第６節では、翻訳者の役割について、依頼者の認識、そして翻訳過程における翻訳者の認識を明らかにし、翻訳行為を通した人的関係の拡がりについて考察する。第７節では、翻訳方法の適用の実践について、実践における翻訳の困難さや考慮すべき点を技術的な側面から考察し、翻訳報酬と翻訳方略の連動性についても示す。第８節及び第９節では、インタビュー調査の最後の２つの設問である翻訳者を取り巻く活動環境と今後に向けた提言についてのまとめと考察を行う。そして、第９節では本分野の発展に向けた翻訳者独自の提言を示す。最後に、第１０節で第４章を総括する。

第５章では、起点並びに目標テクストの機能を分析するために、スコポス理論に基づく機能分析を行う。第２節では、分析対象となる翻訳事例の選択を行い、スコ

ポス理論に基づいた分析評価を行うための方法論について述べる。第３節では、緊急情報や権利・義務に関する情報テクストの分析を通して翻訳上の課題を検討する。第４節では、第５章のまとめと考察を行う。

第６章では、第１節で各章から導き出された知見を整理した上で、総合的な考察を加え、結論を述べる。最後に、本論文の限界及び課題を確認する。

第１章　問題の所在

第１節　問題の背景

公的サービスとしての翻訳（public service translation）は、グローバライゼーションの特徴の一つである人の移住の活発化に伴い、現在の翻訳学研究に最も強く研究が求められている分野の一つである。日本においても外国人在住の数が増加し、公的サービスとしての翻訳が果たす役割の重要性が高まっている。

しかし、近年までは公的サービスとしての翻訳という概念を日本社会ではほとんど見ることができなかったのである。日本における言語景観は日本語が主であり、また面と向かい会う対話型のコミュニケーション場面においても同様であった。1990年の入管法改定により南米出身の日系人が定住者として日本国内に大量に流入し、グローバル化に伴い人の移動が活発になる中で、日本の外国人登録者数は2010年末で約213万人（2,134,151人）に達し、日本の総人口に占める割合は1.67%となった（法務省2011）。ただし、2008年までほぼ一貫して増え続けてきた外国人登録者数であるが、2008年末に約222万人（2,217,426人）という最高値に達した後は、減少に転じている。

日本語という言語は言語習得の側面から見ると、学習者の母語にもよるが難解な分類に該当する（National Security Agency n.d.）ため、短期的な支援として外国人住民に日本語を習得させることは難しいかもしれない。しかし、その難しさを乗り越える手立てとして通訳者や翻訳者が果たす新たな役割が翻訳学において模索されているのである。

公的サービスとしての通訳翻訳研究は、その名の通り「通訳」という行為に焦点が当てられている。医療分野では2009年に医療通訳士協議会が設立され、医療に関わる通訳者を専門職として捉え「医療通訳士」と呼称し、司法分野においても法廷では通訳者を「通訳人」と呼び、また外国人相談でも翻訳よりは通訳としての側面が強調されている。このような活動の特徴がコミュニティ「通訳」という用語に反映されているのである。また、国や地域、あるいは制度上の違いによって、例えば、イギリスでは「公的サービス通訳」（public service interpreting）と称され、南アフリカでは「リエゾン通訳」（liaison interpreting）と称される（Wadensjö 2008: 46, Rudvin and Tomassini 2008: 246, Ozolins 2010）。さらに、役割に着目して「文化的通訳」（cultural interpreting）とも呼ばれる（Garber 1998: 12）が、いずれの用語も通訳に焦点が当てられている。

しかし、通訳行為に付随する又は完全に独立した形で翻訳行為がなされる場面は教育現場や医療現場などでいくつも想定され、且つ、実践されているのである。公的サービスとしての通訳翻訳研究における「翻訳」が注目されるきっかけとなったのは、1995年に発生した阪神淡路大震災である。日本語の理解が充分でない外国人被災者への支援活動が活発になり、多言語による情報提供が本格的に始まった（坂本2008: 4）。この震災での様々な活動が日本における公的サービスとしての通訳翻訳研究としての翻訳研究の幕開けとなった。

その当時の多言語情報の主な対象者は被災した外国人であって、多文化共生社会の理念に見るような外国人を地域社会の構成員と捉える発想は少なかった。2011年3月11日に発生した東日本大震災時には、阪神大震災の教訓が活かされて大阪大学や東京外国語大学といった大学機関やNGO/NPO団体などが率先して多言語支援を行った（国際人流2011）。こういった災害時における緊急性の高い情報はできるだけ多言語で迅速に様々な団体によって提供されているが、一方で緊急性が低く、より日常生活で必要とされる情報の多言語化にも関心を注ぐべき時期にきている。

本論文の独自性の一つは、公的サービスとしての通訳翻訳研究の「翻訳」において通訳行為に付随しない独立した形で翻訳を提供する事象を研究対象と捉えていることである。本章では、具体的には「地域における多文化共生推進プラン」において「コミュニケーション支援」の一環として推進されている「地域における情報の多言語化」の項目の内、「行政情報の多言語化」を取り上げる。この情報の多言語化は「日本語によるコミュニケーションが充分でない」者を情報提供の対象としており、全国の自治体が取組むべき重要な課題の一つでもある。

情報の多言語化の実践に対する支援に対して、財団法人自治体国際化協会は、自治体を対象に情報の多言語化の推進を支援する目的で公的サービスとしての翻訳に係る編集方針や翻訳上の留意点などを解説する「多言語情報作成マニュアル[1]」を2004年に出版している。本論文が対象としている公的サービスとしての翻訳は、在住外国人に向けて地域や暮らしに根差した情報を多言語で提供するものであり、公共サービスへのアクセスを手助けする役割を担っている。これまで翻訳の受け手側に立った支援は、広報やゴミの出し方などの様々な情報が日本語から多言語に翻訳されるなど、成果が表れつつある（佐藤2010、白水2009、庄司2009）。

しかし一方で、翻訳の送り手側に立った翻訳テクストの分析や評価は未だに行われておらず、また多文化共生に適した翻訳現象をその機能と役割からの検討も試みられていない。

日本における公的サービスとしての翻訳の現状は、まず在住外国人の多い自治体が集まり外国人集住都市会議が浜松市で2001年組織され、外国人集住都市宣言が行

---

[1] 財団法人自治体国際化協会（2004）「多言語情報作成マニュアル」
<http://www.clair.or.jp/j/culture/PDF/culture01.pdf>

われた。この会議は年に一度定期的に開催され、在住外国人を取り巻く問題を中心に取り組み、2011 年の時点では加盟都市が 28 市町にのぼる。この外国人集住都市宣言を契機にして在住外国人に対する支援が具体的になり、外国人法律相談や医療通訳といった形でコミュニティ翻訳が実施され始めた。しかし、公的サービスとしての翻訳の分野で活躍している翻訳者はボランティアが主体であり（水野 2008）、対応できる言語にも偏りがあるなど質的にも量的にも課題[2]を抱えている。

ロバーツ（Roberts: 1997）は公的サービスとしての通訳翻訳の通訳現象が扱う範囲を行政（public service）、医療、司法の３つに分類し、公的サービスとしての通訳の概念を規定しようと試みた[3]。これらの分野から公的サービスとしての翻訳の現状を概観すると、とりわけ医療及び司法の分野で議論が活発になりつつある[4]。

例えば、司法分野においては、司法の現場で実際にどう通訳者がふるまうべきかを渡辺他（2004）は解説し、実務書としての役割を果たしている。法廷という場に着目すると、吉田（2007）は、これまで通訳人は黒子的存在であるという規範的役割モデルの限界を異文化コミュニケーションの観点から指摘しており、通訳人の役割や責任について再考するきっかけを与えた。法廷通訳の制度そのものについては、海外における資格制度を調査した津田（2007）や資格認定制度の在り方を論じた西松（2007）がある。また、司法通訳人の役割に関して言語の等価性から論じた毛利（2008）などがある。

一方、医療分野においては、灘光（2008）が医療通訳の特徴や現状について医療通訳者にインタビュー調査を実施し、医療通訳の特殊性を指摘した。医療通訳に従事する通訳者を専門職としての立場を確立しようと医療通訳士協議会を設立し、日本における今後の展望について論じた中村・竹迫（2009）や、医療通訳派遣システムや資格の問題、そして医療通訳の環境整備などの様々な課題について論じた川内（2011）などがある。

しかし、これまでの公的サービスとしての通訳翻訳研究は、通訳事象に対する研究が多く、公的サービスとしての翻訳の特性を踏まえた課題にまで検証が十分に及んでいない。通訳事象において通訳者の役割論や制度論が主になる理由には、医療の場面では患者のプライバシー保護があり、法廷では録音が許可されていないため、言語データの収集が難しいと灘は（2008：74）は指摘している。

多言語による情報提供に関する研究は、翻訳学的なアプローチからではなく、従

---

[2] 豊田市では多文化コーディネーターとして常勤で言語サービスを実施する者を雇用しており、その取り組みは他の都市でも拡がりを見せている。

[3] コミュニティ翻訳に医療通訳や法廷通訳を含むかといったコミュニティ翻訳そのもの定義の議論については、国や地域、またそれら特有の制度および政策によって異なる。

[4]司法分野においては法と言語学会が設立され、医療分野においては医療通訳者翻訳者協会、みのお英語医療通訳研究会、医療通訳研究会などのグループが設立され、研究が進んでいる。

来の社会学、社会言語学、そして行政学、あるいは法学などによる学際的な対象分野でもある。例えば、社会言語学的立場から東（2011: 221）は情報弱者に向かって無条件に情報提供をしようにも増幅する情報に質量ともに対応することはできないが、日本社会の構成員が情報弱者との関係性構築の必要性をまず認識することから情報保証のためには必要だと考察している。2011 年に発生した東日本大震災では、多言語による情報に触れることのない日本社会の構成も情報保証の必要性には意識が向いたと考えられる。また、多言語情報提供の現状について、糸魚川（2010）は各自治体や国際交流協会などがウェブや紙媒体で提供している様々な情報の収集、分析を行った結果、様々な機関が作成した翻訳文書が特定の場所に収集され、個人や団体がそこから必要な情報を選択できる形式がとられるなど連携が進んでいるものの、公的機関による情報であっても質が保証されていない情報も存在していると論じている。このような多言語化の現象に関わる先行研究は存在するものの、実際に翻訳された情報テクストに対して翻訳学的考察はなされてこなかった。

本論文での情報テクストの分析にはタイ語を対象とする。日本におけるタイ人（タイ国籍保持者）の外国人登録者数は 1980 年代以降一貫して増加傾向にあり、2010 年末にはその数が 4 万人を超越えた。しかし、2010 年末の国籍別外国人登録者数（2,134,151 人）からその構成比をみると、外国人登録者数全体の 1.9%を占めるに止まり、少数派のグループであることがわかる。

山本（2011a）が指摘しているように、多言語情報に係る言語選定要因の一つに外国人登録者数が挙げられ、登録された外国人の出身国その国の公用語あるいは国語が情報の多言語化の対象になっている。そのため、外国人登録者数に占める話者の割合割合が低いタイ語は情報の多言語化の対象としての優先度合が低いのである。日本語能力が充分でない在住タイ人が公的サービスにアクセスするためには言語支援が欠かせず、日本においてタイ語のような希少言語を専門とする翻訳者の存在意義は極めて大きいと言える。

公的サービスに関連した希少言語の翻訳研究は数少ないが、クローニン（Cronin）（1995, 1998）、ブランチャデルとマーガレット（Branchadell & Margaret)）（2002）、コセリス（Corsellis）（2008）、トレダーノ（Toledanoo）（2010）、山本（Yamamoto）（2011b）などがある。クローニン（1995）は希少言語の現実性や概念について定義を試みた研究の中で、希少言語の特徴を地理的な影響を考慮した空間的関係と通時的関係という２つの関係から捉えた。ブランチャデルと・マーガレット（2002）は、希少言語の翻訳について文化的・社会的背景や政策的背景など様々な視点から議論をまとめ、希少言語に関する翻訳研究に光を当てた。公的サービスとしての翻訳に特化した研究として、コセリス（2008: 33）は、翻訳者に求められる条件や役割が公的サービスとしての翻訳と商業目的のための翻訳とでは異なることを検討し、翻訳者の役割規範について言及している。また、山本（2011b）は公的サービスとし

て実際に翻訳されたテクストを分析し、個々の目標言語ニーズにあった情報の追加といった非テクスト要因についても考慮が必要であると指摘している。

ところで、2011年3月に発生した東日本大震災では、情報伝達の速さという意味において翻訳の重要性が再認識された（国際人流 2011: 2-19）。つまり、緊急時において翻訳の役割である情報提供が最優先され、時間の経過とともに個別の事例に対応するために通訳の役割が必要となってくるというのである。コミュニケーション支援における援助場面では、これまで個別の事例に対応すべく通訳に焦点が当てられてきた。とりわけ、司法及び医療の分野では、事例の検討から役割規範、制度化そして通訳者養成まで幅広く議論がなされている（水野 2008, 李 2006, 吉田 2007, 水野 2008, 津田 2009 他）。しかし、コミュニケーション支援における援助場面に関わるそれら通訳に関わる議論の文脈上で、情報の多言語化の担い手である翻訳者についてはこれまでほとんど語られてこなかった。

公的サービスとしての情報の多言語化を担う翻訳者の地位は、公的な試験がなく、資格要件は個々の団体が求める基準によるために、専門職としての社会的認識は低い状態にある。この状態は日本だけでなく他の国においても、また、翻訳者だけでなく通訳者にも同様に言えることである（Chesher, et al. 2003, Angelelli 2004, Chesher, et al. 2003）。翻訳者の中には生計を立てるために翻訳を仕事の一環として受ける者もいれば、無報酬のボランティアとして活動する者もいるだろうが、翻訳に取り組む個々の認識や現状はこれまでほとんど明らかになっていない。在住外国人数が増加傾向にある現状からも多言語情報の担い手である翻訳者の存在に関心を注ぐべき時期にきている。

第2節　理論的枠組み

1　主要概念

（1）翻訳学

本論文は、多文化共生施策において実施された情報の多言語化テクストを翻訳学（Trasnlation　Studies）的に考察するものであり、また翻訳学的考察を行うことが本論文の独自性の一つでもある。この翻訳学は、欧州を中心に学問的に発展してきた分野である。近年ではアジアにおいても翻訳学を名にした学会や協会の活動が盛んに行われ、同時に翻訳学に関する学会誌や学術雑誌が発行されている[5]。

---

[5]日本では日本通訳翻訳学会及び日本翻訳連盟があり、中国（Translators Association of China）、台湾（Taiwan Association of Translation and Interpretation）、香港（Hong Kong Translation Society）、韓国（ Korean Society of Interpretation and Translation Studies）が存在する。また、国際会議に関して、3年毎にアジア各国 Asian Translators' Forum やタイで 2010 年から開催されている International Conference on Translation

翻訳に関する議論や実践の歴史は古く、紀元前から行われてきた。宗教の流布、貿易活動などを通して翻訳はコミュニケーション手段として重要な役割を果たしてきた。柳父・長沼・水野（2010）が論じているように、日本においても江戸時代の蘭学、明治時代の文明開化などを通して新たな概念の定着に翻訳が貢献してきたことは言うまでもない。

翻訳論が学問の対象として、すなわち翻訳学という学術分野[6]が認識され始めたのは、1970 年代以降である。その契機となったのは、1972 年に発表されたホームズ（Holmes）（1988/2004）による翻訳学の提唱 "The name and nature of translation studies" である。ホームズは翻訳学が対象とする分野を「翻訳という現象と翻訳者に関わる複雑な問題」（ibid.: 181）であると記述し、研究対象をいかに訳すかというテクストを対象にした研究からテクストを生成する翻訳者を対象に含めた学術分野へと発展を遂げ始めたのである[7]。

翻訳学の特徴の一つは学際性の高さにある。言語学的側面から見た場合、翻訳は応用言語学の一つであり、純粋言語学としては対照研究や語用論まで拡がり、社会言語学もその対照に含まれる。また文芸翻訳においては、比較文学といった文学の範疇でもある。このような多様な学問的アプローチによる翻訳を対象とした研究の発展が翻訳学の構築に貢献した。

翻訳学が学術的発展を遂げる土台となったのは、ナイダ（Nida）（1964）が提示した等価（equivalence）という理論的概念を用いた原理である。紀元前から続いた直訳か意訳という翻訳に関する議論から独立し、理論的な翻訳への考察が可能となったという意味においてパラダイムの転換であった。

翻訳学の学際性の高さから、翻訳学が網羅すべき枠組みが必要となった。トゥーリー（Toury）（1995）が示した枠組み（表 1-1 を参照）は、翻訳研究における自身の研究を位置づけていくための手がかりとしても重要である。トゥーリーの枠組みにおける理論の「部分的」とは、言語の媒体別、特定の言語によって限定される地域、テクスト言語学に代表されるテクストレベルの限定、文学や技術翻訳といった

---

and Interpretation、そして日本においても 2010 年から国際会議（Translation Studies in the Japanese Context）が開催され、学術雑誌が発行されている。

6 翻訳学を学問であるという客観的な基準の指標として、翻訳学の学術団体の存在、学術雑誌の発行、そして高等教育機関が授与する学位が挙げられる。日本において日本学術振興協会認定団体であるの日本通訳翻訳学会が存在し、『通訳翻訳研究』という学術雑誌を発行している。ただし、日本の大学および大学院において「翻訳学」という学位での授与はなされておらず、研究主体としての認識は高いとは言えない。

7 翻訳学は当該国によって学問としての認識に差がある。翻訳学が学問としての歴史が浅いということだけでなく、欧州を中心に発展しきた学問であるということにもよるだろう。若林（2011: 281）によれば、香港、台湾、そして中国においては翻訳学と名のつく学位の授与がなされ、学術団体や学術雑誌の存在はもとより、研究者養成も盛んに行われている。

テクストタイプの限定、時間軸に伴う時間枠や期間の限定、そして特定の翻訳理論の問題を限定し、理論の発展に貢献する研究であることを意味している。

表 1-1　翻訳学研究の領域

<table>
<tr><td colspan="8">翻訳学</td></tr>
<tr><td colspan="5">純粋な研究</td><td colspan="3" rowspan="2">応用部門</td></tr>
<tr><td colspan="2">理論的</td><td colspan="3">記述的</td></tr>
<tr><td>一般的</td><td>部分的</td><td>産出物志向</td><td>プロセス志向</td><td>機能志向</td><td>翻訳者養成</td><td>翻訳支援</td><td>翻訳批評</td></tr>
</table>

（出典）トゥーリー(1995: 10)より

本論文においての「部分的」とは、機能主義的に基づく諸理論の中で特定の理論、すなわちスコポス理論に焦点を当てている。機能分析においてはタイ語および英語を目標言語に据えることとした。日本という地域に限定し、多文化共生施策の下での情報の多言語化に関する事象を扱う。加えて、本論文においては、社会文化文脈の中に翻訳者を位置づけ検討していくために、「応用部門」における翻訳者のための教育や支援に関する領域への貢献も果たしたいと考えている。翻訳理論において静的言語現象のみを捉えるのではなく、コミュニケーションの手段としての異文化コミュニケーション行為と捉え、翻訳者の可視性を高めていくことが重要であると思われるからである。

（2）翻訳

本論文における翻訳（translation）とは、ヤーコブソン（Jakobson 1959/2004）が定義する言語間翻訳（interlingual translation）を意味し、通訳を下位概念に含んだ異文化コミュニケーション手段の一つとして捉える。言語間翻訳とは、「他言語により、言語記号を解釈すること」（ibid.:139）であり、異なる言語間における翻訳を対象とするものである。異文化コミュニケーション手段の一つとして捉えることは、研究主体を「言語記号の解釈」に留めず、翻訳者の相互行為を主体とみる点において重要となる。

翻訳と通訳の区別はフェアメーア（Vermeer、 Hans J.）に従い、「目標テクストが推敲・修正できるかどうか」（藤濤 2007: 27）によって区別する。例えば、ホームページ上で情報テクストを音声で読み上げる機能は、繰り返し聞くことができるという点で翻訳と分類する。

(3) 機能主義的翻訳理論

本論文で行う分析の理論的枠組みは、機能主義的アプローチ（functionalist approaches）を採る。機能主義的アプローチに基づいて生成された理論を機能主義的翻訳理論と呼ぶ。機能主義的翻訳理論[8]は、言語的要素にのみ支配されるのではなく、個々の状況に合致した翻訳の目的や機能に着目した理論である（Munday 2008: 72)。目標テクストは同一の起点テクストから翻訳の目的や機能に応じていくつかの翻訳パターンが考えられうるということを前提としているのである。

例えば、多文化共生施策において多言語化される情報で、起点テクストが日本語の場合、語彙レベルにおいて「新型インフルエンザ」はどのように訳出されるべきだろうか。第５章での翻訳事例の分析においてある自治体では「Novel Influenza」という訳出を行い、タイ語においては「SARS2009」という訳出がなされていた。タイ語という目標言語の文化的文脈においてはインフルエンザの流行を 2007 年以降、「SARS」の後にその流行した年代をつけて表現されている。目標言語の社会的文化的文脈に翻訳を位置づけ、情報伝達を行うという意図（スコポス）を持った目標テクストを分析評価するためには、そのテクストの適切性によって判断されるべきだと考える。

この枠組みは、翻訳の実務を直感的に反映した枠組みであると見なすことができるのではないだろうか。翻訳テクストは翻訳者によってのみ生成され、また生成される場や時に応じて変化するものであるからである。単一の起点テクストから唯一の目標テクストが生成されるという前提に立つ等価という概念を援用する枠組みは限界があると思われるからである。

それ故、機能主義的翻訳理論は、翻訳テクストを社会文化的文脈に位置づけることにより翻訳の適切性に基づいた詳細な枠組みを提供するものと捉えられる。機能主義的アプローチは、翻訳行為理を翻訳者と翻訳を誘発する組織との相互作用であると考えることから、静的な翻訳テクストだけでなく翻訳者および翻訳参与者との関わりや主体としての翻訳者の立場を分析することにも重きを置いている。多文化共生施策における情報の多言語化を考察する上で翻訳者の関わりや状況に関しても本論文では分析を行うため、機能主義的アプローチの立場を採る。

(4) スコポス理論

スコポス理論（Skopostheorie）は、機能主義的アプローチに基づいて生成された理論の一つである。スコポス理論を含む機能主義的アプローチの枠組みを提示し、理論的背景を踏まえた翻訳分析手法であることを示す。

---

[8] 機能主義的翻訳理論は、文学テクストを対象とした分析よりも商業的テクストを対象をとした分析にとりわけ有効である。実学と関わりが深く、翻訳者の養成の際にカリキュラムに適用されることを目的とした理論でもある。

機能主義的翻訳理論派の一人であるフェアメーアは、スコポス[9]（skopos）という概念を適用して翻訳行為全体に係る目的を重視した翻訳を目指すスコポス理論を提唱し、ライス（Reiss, Katharina）とともに理論を発展させて一般翻訳理論（General Theory of Translation）を確立した（Christina 2009: 118）。フェアメーアは翻訳を異なる社会文化的背景を持つ人間の意図的な相互行為であると主張し、異文化コミュニケーションの媒介者としての翻訳者の存在や役割を認識する契機となった（Nord 1997: 44-52）。この一般翻訳理論は３つの規則を以下に示すように有している。

規則１「スコポスルール Skopsregel」：翻訳というコミュニケーション行為は、目的（スコポス）により決まり、目的の関数となる：IA/Trl=f（Sk）。コミュニケーション行為は相手との関係に依存するものであり、受容者は目的に含まれる要素である。下位規則として、目的は受容者に依存する：Sk=f（E）

規則２「結束性ルール koharenzregel」：TT が受容者の状況において十分に意味をなし、解釈可能であれば、その翻訳は成功したと言える。

規則３「忠実性ルール Fidelitatsregel」：翻訳は ST と連関する訳出を目指す。

これら３規則はこの順に重要である。まず規則１で翻訳の機能により重要要因が確定する。それらの要因間の優先順位は、規則２と規則３で決まる。

（藤濤 2007：28-29）

スコポス理論は規則上目標テクストがどのような目的で翻訳されるかということに関心が注がれているが、これは「ST に忠実か TT の読みやさすか、という二者択一的な捉え方ではない」と藤濤（2007: 30）指摘するように、目的によっては法律文書で起点テクストの言語形式を忠実に逐次的に表現しなければならない場合もある。つまり、スコポスに応じて求められる目標テクストは異なり、忠実性を否定するものではないということである。

スコポス理論は、時や場に応じた目的によって単一の起点テクストから複数の目標テクストが生成されることを前提としている。その目的の同定に向けては、明示的あるいは暗示的に言語内外の要因を分析することから、翻訳されたテクストに留まらず、政策的背景、翻訳者の立場、テクストの語彙論的要素、翻訳の役割など幅広く検討することが可能であると思われる。

---

[9] ギリシャ語であり、「意図」や「目的」を意味する。

（5）多文化共生施策

本論文における「多文化共生施策」は、2006年に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月27日付き総行国第79号）に基づき、各地方公共団体において多文化共生施策の推進のために実施される施策、と定義する。この「地域における多文化共生推進プラン」は、旧自治省において1980年代から実施してきた「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（昭和62年3月自治画第37号）、「国際交流のまちづくりのための指針」（昭和63年7月1日付け自治画第97号）及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月12日付自治画第17号）といった国際化の推進の流れに沿うものである。

「地域における多文化共生推進プラン」においては「地域における多文化共生施策の基本的考え方」が次のように示されている。

> 地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること

そして、その施策は次の4つの柱から成る。まず、外国人住民への「コミュニケーション支援」、生活全般にわたっての支援策を実施する「生活支援」、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する（「多文化共生の地域づくり」、そして県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NGO/NPOといった「多文化共生施策の推進体制の整備」である。

さらに、総務省は多文化共生推進に係る具体的な施策を提示している。「コミュニケーション支援」に係る具体的な施策としては、「地域における情報の多言語化」および「日本語及び日本社会に関する学習支援」の2点を挙げている。「地域における情報の多言語化」ではいくつかの実施すべき施策を掲げ、その内の一つである「多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供」は、次のように明記されている。

> 住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供ルートを確保する

多文化共生施策における情報の多言語化は、「地域における情報の多言語化」のみを意味していない。例えば、「生活支援」では、居住に関して「外国人住民へ多様な言語で提供すること」や教育に関しては「学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供」が求められている。その他にも労働環境、医療・保健・福祉、そして防災に関しても多言語による情報提供が求められている。情報の多言語化は、多文化共生施策の基本施策全体において実施されるべき具体的な施策として位置付けられている。それ故、本論文の主題である多文化共生施策における「情報の多言語化」とは、「コミュニケーション支援」における「地域における情報の多言語化」および「生活支援」において実施される「多様な言語による情報提供」と定義する。

情報の多言語化に伴う行為は、ある言語を他の異なる言語への変換、すなわち言語間翻訳を意味している。そしてその翻訳を担うのは、翻訳者である。様々な学術的アプローチから情報の多言語に関する研究は可能であるが、翻訳および翻訳者を対象にして学術的発展を遂げてきた学問は翻訳学である。翻訳学研究において蓄積してきた知見は、日本における情報の多言語化現象にまだ十分活かしきれていない[10]。それ故翻訳学の視座から多文化共生施策における情報の多言語化に関する現象について考察を行うことは意義があると思われる。

(6) 公的サービスとしての翻訳

定住化する外国人を住民として捉え、地域社会の一員として日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するために、自治体（あるいは地方公共団体）は「地域における多文化共生推進プラン」を実施している。そのプランの中でも「コミュニケーション支援」における「情報の多言語化」は、翻訳学研究の貢献が期待されるところであった。そこで、国民に向けて提供されてきた公共サービスと翻訳との関連性について述べたい。

公共サービス基本法（2009年公布）に定められた「公共サービス」の定義は、「次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的需要を満たすもの」であり、その行為は「国又は地方公共団体の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供」や

---

10 多文化共生施策に基づいて提供される通訳翻訳サービスは、「コミュニティ通訳」（community interpreting）あるいは「公的サービスとしての通訳翻訳」（public service interpreting&translation）と呼ばれている。この日本におけるコミュニティ通訳の現状と課題について水野（2011: 242）によると、研究の蓄積はなさられているものの、実証的な研究が少なく、研究の質が課題であると指摘している。ただし、この水野論文においても扱っている分野が司法と医療に限られており、多文化共生施策における情報の多言語化について言及されていない。

「(略) 公共の利益の増進に資する行為」であると明記されている。この基本法が想定している公共サービスの提供対象者は国民であって、外国人住民ではないことがわかる。近年は行政コストの削減等のために公共サービス改革法（2006年施行）に基づいた事務や事業の外部委託化も進み、公共サービスの担い手も民間事業者やNGO/NPOといった非営利組織など多様化している。よって、行政以外の実施主体が供給するサービスについても公共サービスとして捉え、公共サービス基本法に定められた公共サービスの定義を拡大して捉える必要がある。

地域の地縁組織や市民団体、ボランティアは、必ずしも国又は地方自治体から委託を受けて活動しているわけではないが、「公共の利益の増進に資する行為」に対して補助金が拠出される場合がある。しかし、実際には常に補助金を得ながら活動できるという保証はなく、慈善で活動している組織や団体も多く存在する。自治体内での地域レベルにおいてはこうした事務又は事業の委託や補助金を受けずに活動する組織や団体が自治体と連携したり、協働したりすることで、市民に向けた公共サービスを直接的あるいは間接的に提供している。

公共サービスの定義を拡げると、サービス領域がより広く市民社会の存続に必要な市民サービスという概念がより適当に思われるかもしれないが、実施主体として国又は自治体が中心となって積極的に関わっていくべきであるという立場を本論文は採るため採用しなかった。

また、「公益サービス」という概念も存在する。「公益目的事業」の定義は「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」(公益法人認定法第5条）である。しかし、公益法人制度改革に伴って公益性の認定は厳密になり、公益認定の要件を満たさずに今後活動する組織や団体も現れてくるだろう。例えば、タイ人コミュニティに特化し、ごく少数の者の利益の増進に寄与する活動は、共益という概念がより適当かもしれない。それ故に「コミュニケーション支援」を包括的に公益という概念から捉えることは難しいと考えられる。

公共サービスを巡る議論は幅が広く、用語の概念も受け取る人々によってその範疇は様々であろうし、馬場（2007）が指摘するように明確な境界線を持って定義を示すことは難しい。本論文は、「地域における多文化共生推進プラン」に基づく「コミュニケーション支援」は、国又は自治体によって実施されるべきであるという立場にある。しかし、公的サービスの実施主体は、上述した実情を鑑み、国又は自治体から委託を受けているか、又は補助金等の公的援助を受ける状態にあるかどうかは問わない。ただし、少なくとも国又は自治体、あるいは国又は自治体から事務又は事業の委託を受けた機関と連携又は協働する実施主体と限定する。

以上のことから、本論文における「公的サービス」とは、公的機関との関わりの中で多様な実施主体が市民に向けて提供するサービスと定義する。また、「公的サービスとしての翻訳」とは、公共サービスの享受や公共サービスへのアクセスの確保

を目的としたコミュニケーション支援であり、日本語教育や通訳といったいくつかの手段の内の一つとして翻訳を位置づける。

2 方法論

(1) 翻訳者行為の構造化のための方法論的枠組み

本調査における調査協力者（インフォーマントを指し、以下協力者と略）に対する質的アプローチによる口頭データの収集方法には、半構造化インタビューによる面接法を用いる。半構造化インタビューとは、一定の質問に従って面接を進めながら、被面接者の状況や回答に応じて面接者が何らかの反応を示し、質問の表現方法、質問項目の順序、質問内容などを状況に応じて変えることのできる面接法である（保坂他　2000）。口頭データ収集の収集方法には、協力者の自由な表現を尊重した開放性の高いナラティブインタビューやグループを単位に意見の形成過程を分析することに適したグループインタビューなどがある。本調査は、チェスター他（2003）やアンゲレリ（2004）の質問紙で設定された質問テーマに焦点を当て、翻訳者個人の経験や意見を尊重し、開放性を保ちながら構造的にデータを集積することを目指すことから、半構造化によるインタビューの適用が最も適切であると判断した。

次に半構造化インタビューを行う際に考慮すべき点を述べる。半構造化インタビューにはいくつかの特徴的な技法が存在する。ウヴェ（2011: 260）は半構造化インタビューの基準を 5 つに分け、それぞれの適用領域や課題、そして方法論的限界について整理している。例えば、半構造化インタビューの源流としての焦点インタビュー（focus interview）は量的研究のための仮説を生成することを目的としており、インタビューガイド[11]などによる非構造化質問は協力者に提示せずに、できるだけ自由な発言の余地を与えることが特徴である。

第 3 章および第 4 章に記述する調査ではインタビュイーである著者が公的サービスとしての翻訳にかかわり、その分野の専門的な知識を持っていることを前提としている。一方、協力者は翻訳の経験はあるものの、自身が翻訳者であるという認識を必ずしも持っているわけではないが、翻訳者という立場で実践と関わっていることを前提とする。また筆者は、多文化共生施策における情報の多言語化を意義のある問題と捉えて関心を向けている。

そこで、本調査ではとりわけ専門家インタビュー（expert interviews）及び問題中心インタビュー（the problem-centered interview）の基準を考慮にしながら、インタビューガイドを作成した（付録 A を参照）。また、問題中心インタビューの特徴である簡単な質問表を作成し、人口統計学的なデータを中心に収集することを目的

---

11 半構造化インタビューを実施する上で作成される質問の項目やテーマ、あるいは具体的な質問文、さらにインタビュー進行上の指針などをリストアップしたもの（ウヴェ 2011: 640）。

に、事前アンケート（付録 B を参照）も作成した。なお、インタビューガイドは、調査の趣旨や協力者としての条件、調査の概要（所要時間や日時など）、設問項目、倫理的配慮、インタビュー手順、そして連絡先から構成されている。

協力者の対象は、1980 年代後半以降から 2012 年現在までの間に日本で公的サービスとしての翻訳に従事した経験がある 20 歳以上の者とする。協力者の採用には、知人等を介しながら人的ネットワークに依拠して協力者を得る雪だるま式抽出法（スノーボール・サンプリング法、機縁法）を適用した。同法は、雪だるま式に標本を増やしていく収集方法であり、有意抽出法[12]の一つでもある。

協力者を紹介してもらう際には、紹介者自身が実際に会ったことのある人物で、かつ互いに友好的な信頼関係（ラポール）の構築がなされている間柄に限定した。本調査の性格上、私的な内容に質問が及ぶことが想定され、協力者は質問に対する回答の拒否を伝えることできる旨は通知するものの、協力者とインタビュアーである筆者との間にはラポールを構築する過程が必要である（デンジン・リンカン 2008: 53）。本調査は標本の収集に関して雪だるま式抽出法を採用しており、全く見ず知らずの人に対してインタビューをするわけではなく、少なくとも共通の知人を介しての紹介であることから一定のラポールはあった。しかし、知人が協力者を紹介した時には、メールや電話などで何度か連絡を取り合い、インタビューの実施前に直接会うなどして、更なるラポールの構築に努めた。

雪だるま式抽出法を選択した理由であるが、本調査の対象となる集団すなわち母集団の大きさは、その集団の所属の特定から翻訳者の経験の有無まで把握した統計学的な調査が母集団を代表するような組織や機関でなされていないことから、大きさの範囲を図ることは困難であり[13]、無限母集団に分類される。また、日本では公的サービスとしての翻訳に翻訳者としてかかわる者を対象にした質的量的調査がこれまで実施されておらず、先行研究を踏まえた母集団の特性を事前に判別することは難しいと判断した。結果、著者個人が母集団の対象と接触を図ることは可能であるものの、個人の直接的なネットワークに依拠するだけでは標本の収集能力に限度があり、また母集団全体から無作為に標本を抽出する統計的なサンプリング手段をとることができなかった。しかし、ウヴェ（2011）によると、雪だるま式抽出方法の特徴は母集団の特定が難しく協力者を無作為抽出法から抽出することが適当でない調査に適していると論じており、八島・竹内（2006: 80）も調査対象となる集団が容易に見つからず、また接触が難しい場合に利用価値が高まると指摘していること

---

[12] 標本抽出法は無作為抽出法と有意抽出法の 2 つの抽出方法に大別することができる。有意抽出法とは、「母集団を代表すると思われる標本を、調査の実施者の主観に基づいて選び出す方法」（辻・有馬 1993：116）である。

[13] NGO や NPO 団体の中には登録した翻訳者数を公表している場合もあるが、その数値は単に登録者数を示しているだけであり、実際に稼働している、あるいは翻訳経験がある翻訳者数かどうかを判断することはできない。

から、本調査において雪だるま式抽出方法を採用することは妥当だと考えられる。

ただし、雪だるま式抽出方法の選択は母集団を特定しようとする姿勢を直ちに否定するものではない。ある特定の集団から統計学的に標本を抽出する方法とは異なり、本調査では理論的サンプリング[14]に基づき特定の属性に沿って協力者に調査を依頼した。協力者（標本）の選定基準に関して、想定できる「人物、集団、事例を取り入れる可能性は、理論的に限りがないため」（ウヴェ 2011: 144）、これまでに用いられた資料や導かれた知見に基づき、公的サービスとしての翻訳にかかわる翻訳者ではないものの、公的サービスの分野で活動する通訳者を対象に量的調査を実施したチェスター他（Chesher, et al.）（2003）やアンゲレリ（Angelelli）（2004）の研究で用いられた協力者の特性に関する基礎項目を反映することとした。具体的には、性別、年齢、在留資格、翻訳対象言語、現在の職業、雇用形態、通訳翻訳経験、翻訳受注件数、登録先の件数、翻訳に関わる動機、組織団体等への所属の有無などである。

統計的サンプリングでは事前に標本数を決めておく必要があるが、理論的サンプリングにおいては、理論的飽和と呼ばれる状態になった時点で調査を終えるため、標本数は事前に決めない[15]。ここでいう飽和とは、「カテゴリーの特性を新たに展開できるデータが見つからない状態」を意味し、理論的飽和に至る状態とは、「新しい標本を検討しても何も新しいものが浮かび上がらなくなったとき」を指す（ウヴェ 2011: 146）。

本調査での具体的な基準は、先述した基礎項目を広く深く満たす条件である。例えば、性別は女性だけによらず男性も含み、年齢は 20 歳代から 50 歳代ぐらいまで幅広く、外国人の場合は在留資格は就労が認められている永住資格や特別永住資格を保持している者から就労が認められない就学資格を保持している者まで対象に含めた。翻訳対象言語は、情報の多言語化の主な対象言語となっている言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語）のみならず希少言語も含め言語の多様性を確保することとした。現在の主な職業に関して、通訳翻訳以外の仕事に従事している者やいわゆる通訳翻訳者、そして、学生やボランティア従事者を含め公的サービスとしての翻訳にかかわる者を対象に加え、その雇用

---

14 質的研究のためにグレイザーとストラウス（Glaser and Strauss）によって開発され、「理論を産出するために行うデータ収集のプロセス」を意味し、標本の代表性は無作為抽出や層別化によって保証されるものではないという立場をとる（ウヴェ 2011: 143）。

15 質的研究のための標本抽出方法は、理論的サンプリングの他にも、理論的サンプリングを人物・集団だけでなく、時間、空間的な状況まで拡大して理論を適用させたデンジン（Denzin）のデータ・トライアンギュレーションや、さらに具体的に発展させたズナニエツキ（Znaiecki）の目標志向のサンプリングなどがある（ibid. pp.147-150）。深い分析を行うにはいくつかのサンプリングを組み合わせることも一つの手段だが、人的・経済的・時間的な制約のため、多様なサンプリングを本調査では試行することができなかった。

形態を含め多様な立場を反映させた。実務面では、翻訳だけでなく通訳の経験が 1 年未満から 10 年以上の駆け出しの翻訳者から経験豊富な翻訳者を区別し、年間の受注平均件数から翻訳者の実質的な稼働実績も含めて多層的な基準を設けた。アンゲレリ（2004）の調査では、多くの翻訳者が何らかの組織に加入していたことから、日本においても翻訳者のための組織に加入していない者だけでなく、加入している者も標本に加えることとした。

以上のように、本調査における協力者の選定方法すなわち標本のサンプリングの戦略を述べてきた。協力者の特性を構成する基礎項目とその内容を説明し、雪だるま式抽出方法というサンプリングの特徴と内容、そしてその適切性について論じてきた。確かに、有意抽出方法は無作為抽出方法といった統計的サンプリングと比較して、一般化の可能性が低い。しかし、本調査の目的は、量的研究に見られるような一般化可能性の追求ではなく、これまで公的サービスとしての翻訳にかかわる翻訳者を対象にした調査がなされていないことから、有意義な事例を得ることでフィールドの多様性を描き、諸問題の解明につながるような示唆を与えることでもある。

(2) テクスト機能分析のための方法論的枠組み

機能主義的アプローチを採用した翻訳の質的分析評価のための方法論に関して、本論文では、適切性やテクストへの忠誠という概念を評価の枠組みを提示示した藤濤（2004、2007）のモデルを採る。藤濤は、日本での機能主義的アプローチによる翻訳学研究を行った先駆者である。日本通訳翻訳学会が発行する学術誌においてこれまで機能主義的アプローチに立脚した論考は管見の限りなく、評価の枠組みに関する先行する研究が存在しない。藤濤が提示した評価の枠組みは、「コミュニケーション状況を踏まえた適切な翻訳行為を理論的に支えること」（藤濤 2007: 43）も目的の一つとしており、本論文の目的とも方向性が合致している。

藤濤（2004）は、まず一般翻訳理論の規則から着想を得て、翻訳の評価方法の枠組みを提示した。文学を事例にドイツ語から日本語への翻訳において文化の仲介がどのようになされているかを、1）スコポスルール、2）結束性ルール、3）忠実性ルールの重要度順に独自の基準を設定し、数値化して検証したものである。この評価方法は、「目標テクストの全体的評価を明らかにするものではなく、個々の分析記述に適している」（藤濤 2007: 158）のであるが、従来の経験則による翻訳評価と異なる新たな方法論としての成果は十分にあると考える。また、評価方法も複雑でなく、個々の事例に合った特定のスコポスに対しても応用を試みやすい点もこの方法論の特徴の一つである。

公的サービスとしての翻訳の目的は、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」で示しているように、「コミュニケーション支援」として第一義的には在住外国人に対して多言語で情報を提供することである。例えば、横浜市や川崎市では多

言語情報の翻訳を作成するにあたって、翻訳指針と翻訳実施要領を翻訳者に明示している。在住外国人の社会的文化的背景に考慮した多言語情報の提供には、翻訳に求められる個々の状況や役割に応じて機能的に対応する必要がある。スコポス理論において、翻訳のスコポスが明確でなければ、翻訳行為に至ることは不可能であり、また起点テクストを分析すればおのずと目標テクストが産出されるというわけではないのである。適切な翻訳を導き出すためには、第一にスコポスを特定しなければならない。

スコポスが何であるかを考察する枠組みとして、訳出プロセス、目標テクスト、そして訳出方式及び意図から成る３つの視点がある（Vermeer 1989/2004: 224）。しかし、ノード（Nord: 1997）は、フェアメーアのスコポスに対する考察方法に対して起点テクストの言語的な本質にも、目標テクストのミクロレベルでの特徴の再現に十分注意が払っていないと批判し、機能主義的アプローチに基づいた翻訳依頼内容（Translation commission）の重要性を指摘している。この点、フェアメーア自身も翻訳依頼内容の必要性について認めている（Vermeer 1989/2004: 235）。翻訳依頼内容とは、スコポスを明示的あるいは暗示的に記したものであり、翻訳のスコポス及びスコポスが達成されなければならない条件がいくつか示されている。そして、目標テクストの性質は、「スコポスもしくは依頼内容が主に決定するのであり、翻訳行為の基準として、適切性（adaquatheit）が等価性よりも優位に立つ」（Munday 2009: 125）のである。つまり、依頼内容に概説されたスコポスを目標テクストが満たすならば、その目標テクストは機能的にもコミュニケーションの面からも適切とみなすことができると考える。

翻訳の適切性は、翻訳依頼内容に照らし合わせて特定したスコポスが、目標テクストにおいて機能的に満たされているかどうかにあると言える。翻訳依頼内容が明らかでない場合は、フェアメーアが提示した訳出プロセスや目標テクスト、そして訳出方式及び意図を通して考察し、スコポスを特定することとなる。

本論文における第５章では、スコポス理論の知見を援用し機能的な翻訳評価方法を提示した藤濤（2007）の方法に準拠し、翻訳テクストを記述分析して評価する。なお、藤濤の分析事例は文学テクストを対象にしたものであり、翻訳のスコポスを目標テクストや目標テクストを産出する際に採用した翻訳方法から暗示的に特定していた。本章では翻訳依頼内容に値するものとして、翻訳指針や翻訳実施要領からスコポスを明示的に特定しようと試みる。

第２章

情報の多言語化に係る言語選定の政策的背景[1]

本章では、多文化共生施策における情報の多言語化について、その多言語化に係る言語選択の政策的背景について述べる。さらに言語選択の基準となる要因を外国人登録者数及び人的資源という視点から考察し、実践へ向けての課題を探り、検討する。

第１節　多文化共生施策における翻訳の位置づけ

本章の目的は、多文化共生施策における情報の多言語化について、その言語選択に焦点を当て、選択基準となる要因を外国人登録者数及び人的資源という 2 つの視点から考察し、実践へ向けての課題を探ることである。なお、本研究での外国人登録者数に基づく言語選定とは、外国人登録情報に基づいた外国人住民の在留統計に照らし合わせ、該当する国の国語あるいは公用語から多言語化の対象となる言語を選定する視点を意味する。また、人的資源に基づく言語選定とは、多言語化する上で必要とされる人材や予算の範囲内で言語を選定する視点を意味する。

日本における公的サービスとしての通訳翻訳は、2006 年に始まった総務省の提言による「地域における多文化共生推進プラン」によって、言語教育分野や保健医療分野などの多様な学問分野との連携が進み、学際的な研究分野になりつつある（李 2006, 野山 2008, 徳井 2008, 水野 2008)。2003 年には日本通訳学会（現在の日本通訳翻訳学会）内に「コミュニティー通訳研究分科会」が設立され、法廷通訳や医療通訳を中心に通訳者の役割や制度などについて議論が交わされている。

しかし、公的サービスの分野で活躍が期待される通訳者あるいは翻訳者に対して、通訳あるいは翻訳サービスの重要性を地方自治体や関係諸機関が認識していても、公的な資格は存在しない。通訳を必要とする多くの場面で、無償あるいは有償のボランティアが献身的に通訳あるいは翻訳を行っている。日本における公的サービスの分野を専門とした通訳者あるいは翻訳者の専門職業人としての人材養成は、まだ

---

[1] 本章は次に挙げる研究成果 3 点の内容に対して加筆・修正を行ったものである。

発表１：山本一晴「多文化共生施策に伴う多言語情報の政策的課題」，第 12 回日本通訳　翻訳学会年次大会（神戸大学），2011/9/10-11(9/11).

発表 2：Kazuharu Yamamoto. "Process Based Factors of Language Selection for Multilingual Information" The 4thThailand-Japan International Academic Conference (Tokyo, Japan), November 26th, 2011.

論文 1：山本一晴（2011）「多文化共生施策における行政情報の多言語化—言語選択に係る議論を中心に—」『日本通訳翻訳研究』第 11 号: 95-112.

それほど拡がりはみられないものの、一部の教育機関や短期間の研修プログラムに限って自治体が担っている。

例えば、2008年に大阪大学で始まった大学院等高度副プログラムにおいては司法分野に特化した「司法通訳翻訳論」や医療分野に特化した「医療通訳」が主に大学院生を対象に実施され、2010年には東京外国語大学で実務者を対象にコミュニティ通訳コースが設置された。しかし、コミュニティ分野特有の多様な言語による通訳や翻訳の需要に対応できるだけの人材養成は充分であるとは言い切れない。

総務省から「地域における多文化共生推進プラン」策定を促す通知を受けた自治体は、公共サービスへのアクセスを手助けする手段の一つとして、地域における情報の多言語化に取組みを始めた。情報の多言語化については依然課題が多く残されているが、「誰に」「何を」「どのように」に情報を提供するのかといった検討については、いくつかの先行研究や自治体が作成した報告書から確認することができる。

例えば愛知県の報告（2010: 68）では、web 翻訳ツールを利用して翻訳した多言語情報が受け手にとって理解しがたい内容であったという結果や多言語情報があまり周知されていないという結果が明らかになり、「情報の内容や翻訳方法、発信媒体の多様化、発信方法を再検討したうえで、情報の多言語化とその周知に努める必要がある」と今後の取組むべき課題が提示された。また、大阪府政情報等の流通状況や入手方法・入手先に加えて必要とする情報のニーズを調査した大阪府の報告（2011: 32-35）によると、必要のない情報をいくら多言語化しても流通しないことが明らかになり、必要な時に必要な内容を提供する必要があることが示された。

先に挙げた多言語情報に関わる調査を含め、その他の自治体等が実施した同様の調査（大野 2009, 埼玉県 2009, 八尾市 2009）は、外国人住民が必要としている情報に対する供給側と需要側の認識の違いや情報の入手方法・入手先の不明瞭さ、そして情報の更なる多言語化を主な課題として挙げている。しかし、それらの課題に対する具体的なアプローチについてはあまり議論されず、実践に対するより踏み込んだ検討が求められる。

本章が焦点を当てている多言語情報の対応言語数はなぜ増えないのであろうか。この理由について河原（2007）は、言語サービスとして多言語情報の提供を実施する場合は経費等のコストや対応できる人材の不足により、更なる多言語化は難しいと指摘している。つまり、人的資源と予算の制約によって多言語化の言語範囲はおのずと定まるのである。限られた資源の中でいかに外国人住民に情報を効果的に提供するかということを考える上で、多言語化の手法や多言語化に係る言語選定そのものについての議論を避けることはできないだろう。しかしながら、「地域における多文化共生推進プラン」には情報の多言語化に係る言語選定の在り方や基準については残念ながら明示されていない。また、これまで多言語情報に関連して提示された課題や議論は、多言語化後の実践や理論についての検討が中心であり、多言語化

の前段階から言語選定の在り方を含めた検討はほとんどなされてこなかった。

第２節　情報の多言語化に係る言語選定要因

１　地域性を反映した外国人登録者数という視点

多言語化に係る言語選定の要因には、自治体の条例並びに多言語計画及び方針等または外国人集住地域もしくは散在（分散）地域かといった地域性が挙げられる。例えば、言語選定における地域性に関してフローリアン（2002, p. 37）は、一般的にある特定の言語を使用する人々の居住密度が高ければ、当該言語で翻訳なりの措置をすべきであるという考えがあることを指摘している。本節では多言語化の背景や現況も踏まえ、外国人登録者数に基づく言語選定について検討を行う。

まず、先に言及した地域性についてであるが、外国人集住都市の取組みを例として挙げたい。2001 年に浜松市で外国人住民の割合が高い自治体が中心となって外国人集住都市会議を組織し、外国人集住都市宣言を行った。この会議は年に一度定期的に開催され、外国人住民を取り巻く問題を中心に議論し、2011 年 4 月時点における会員都市は 28 都市にのぼる。外国人集住都市会議会員の自治体の多くは外国人集住都市と呼ばれ、工場地帯など外国人住民が集住して生活している地域を有している。宮崎（2009）がその外国人集住都市における多言語対応状況を調査した結果、加盟している全ての 23 都市（当該調査当時）で生活ガイドや広報誌の翻訳を実施しており、家庭で使用される場面を想定した情報を中心に多言語で提供していることが明らかになった。自治体が発信する多言語情報は、地域に根ざした情報が多く含まれ、また対象者も主に地域に暮らす住民であることから、地域性を反映することは当然かもしれない。

こういった地域に居住する外国人の構成に合わせて多言語化に係る言語を選択する視点は、実際に多くの自治体で受け入れられている（愛知県 2010, 埼玉県 2009）。仮に、ブラジル出身者の外国人登録者が最も多ければ、ブラジルの公用語であるポルトガル語が翻訳の対象言語として優先順位が高まり、多言語化の対象言語の一つに選ばれる可能性も高くなるということである。この視点に基づく言語選定の特徴は、客観的な指標に基づいており、公的な情報を発信する自治体ホームページにとって重要な課題である公平性の確保が担保しやすい点にある。加えて、情報の受益者数を想定することが容易であり、行政運営の効率化に結びつきやすい点も特徴の一つである。行政運営の効率化が図られれば、費用効率の面でも一定の効果があると期待される。

情報の多言語化に係る言語選定を検討する際には、自治体における多言語情報に関する方針等も考慮する必要がある。これらの方針等は主に総務省が都道府県及び政令指定都市に策定を要請した「地域における多文化共生プラン」に基づいており、

地域性を反映しているためである。例えば、神奈川県は「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」や具体的な翻訳方法に関する「外国籍県民への情報提供に関する実施要領」を定め、情報の多言語化を推進してきた。この方針は多言語による情報内容を分野別に優先度を決め、多言語化していく旨が示されているが、言語選定時の基準については記述がみられない。しかし、実は多言語情報に関する方針を神奈川県のように独自に策定している自治体は稀であり、その前段階である多文化共生に関する指針や計画を単独で策定している広域自治体は 11 都道府県（23%）に過ぎない（総務省 2009）。このように自治体の条例並びに多言語計画及び方針等は十分に策定されている状況にはないが、策定に向けた調査報告等からは言語選定の過程を垣間見ることができる。

愛知県（2010）は、自治体ホームページや広報紙の多言語化を課題に挙げ、外国人登録者数の多い言語から順に多言語化を進めていくことを報告している。また、大阪府「定住外国人への相談機能拡充事業」における言語選定時の参考指標として、大阪府内における外国人登録者数の上位 5 カ国までを示している。多言語化の拡大は情報の受け手の裾野を拡げることによって、より細やかな住民サービスを提供しようという自治体の姿勢が読み取れる。言語を選定する際に外国人登録者数を考慮する視点は、「多様な言語による情報提供にあたっては、各地方自治体の外国人住民の構成を勘案し、適切な言語による対応を行う必要がある」という総務省の見解（2006）とも合致しており、地域に応じた外国人住民の構成、すなわち外国人登録者数を言語選定要因の一つとして捉えていると言えるだろう。

2　人的資源という視点

自治体における多言語化のための経費は多文化共生事業や国際化推進事業という名目で一般財源から捻出されていることが多いが、石川（2009）が指摘するように、財政的に余裕のない自治体は多言語化のための十分な予算措置がなされず、自治体の財政力によって多言語化対応の差が生じる要因となっている。自治体の中には財源として国庫支出金を当てて多言語化を実施している場合もある

行政情報の多言語化は、専門的知識や翻訳技術が翻訳者には要求される。しかし現状は、多くの自治体が財政制約によって政策的対応やそれを支える人材の不足が課題となっており（渡辺 2011）、予算上、翻訳を生業とする翻訳者ではなくボランティアに頼らざるを得ない状況にある。

情報の多言語化に関連した事業を持続的に展開するためには、適切な人材と業務遂行のための十分な予算の確保が必要不可欠であるが、多くの自治体では事業費そのものの縮小が図られている。例えば、広域自治体として大阪府の事例をみると、多言語情報の翻訳に特化した事業ではないが、行政窓口での対応や問い合わせに多

言語で応じる外国人行政問合せ窓口業務についての予算要求額が年々減少傾向にある（表 2-1 を参照）。

表 2-1　大阪府外国人行政サービス体制推進費及び外国人行政サービス体制推進委託料の年度別要求額及び査定額

年度	事業名	要求額（千円）	査定額（千円）
2008年度	外国人行政サービス体制推進費	6, 275	
2009年度	外国人行政サービス体制推進費	3, 235	2, 720
2010年度	外国人行政サービス体制推進費	2, 611	2, 582
2011年度	外国人行政サービス体制推進委託料	2, 701	2, 692

注）筆者が会計年度別に予算要求額と査定額を調査した結果を表にまとめた結果

2008 年度から 2009 年度にかけて予算額が大きく減少した主な要因は、主任相談員の報酬分 4,414 千円を要求しておらず、大阪府国際交流財団への事業の一部委託化も進んだためと思われる。さらに 2011 年度には事業そのものを完全に大阪府国際交流財団へ委託する運びとなった。なお、主任相談員の報酬が要求されなかった理由であるが、2008 年から橋本徹大阪府知事の下、人件費の削減を含めた 1100 億円の収支改善を図る「財政再建プログラム（案）」が実施されたためである。結果として、2009 年度一般会計当初予算において主任相談員の人件費の予算が確保されなかった。予算の削減によって人的資源を補うために事業の外部委託化が進み、相談員の専門性を高めていく機会が失われ、公的サービス分野を主とする翻訳者が育ちにくい構図が読み取れる。

多言語情報は住民サービスの一つでもあることから、多言語化の実践が効果的になされるか否かは基礎自治体の施策に拠るところが大きい。では、基礎自治体においてどのような施策がなされているのか、大阪府北部に位置する箕面市を事例に検討してみたい。

箕面市は人口 130,373 人（2011 年 6 月末時点）を有し、その内外国人登録者数が 2,201 人（1.69%）を占めている。この箕面市の外国人登録者数の割合は日本全体に占める外国人登録者数の割合（1.67%, 2010 年末）とほぼ等しく、外国人登録者数の割合に限って平均的な基礎自治体と言える。また、箕面市は 2006 年度から 2010 年度までの 5 年間の期間に国際化の推進にあたって市独自の施策である「第 2 期箕面市国際化推進計画」を策定し、様々な取組みを行ってきた。

以下の表 2 は箕面市における多文化共生社会推進事業の当初予算現額を年度別に表したものである。表の項目にある当初予算現額は情報の多言語化のみに計上された予算でないが、情報の多言語化は多文化共生社会の推進という枠組みに位置づけられ、「コミュニケーション支援」に関連する多くの項目は多文化共生社会推進事業

に含まれているため、一定の参考指標になり得ると考えられる。なお、情報の多言語化に関連する具体的な事業内容として、「行政サービス情報の翻訳」「市 HP みのお生活ガイド（日・英）の更新」等がある。

表 2-2　箕面市多文化共生社会推進事業の年度別当初予算現額[2]

年度	事業名	当初予算現額（千円）
2008年度	多文化共生社会推進事業	23, 613
2009年度	多文化共生社会推進事業	22, 382
2010年度	多文化共生社会推進事業	22, 194
2011年度	多文化共生社会推進事業	16, 851

注）筆者が会計年度別に予算要求額を調査した結果を表にまとめた

表 2-2 から読み取れることは、2008 年度から一貫して当初予算現額が減少傾向にあることである。箕面市の財源不足解消と経常的な支出の削減を目指した「緊急プラン（素案）・ゼロ試案」が 2009 年度からの 5 年計画で実施され、徹底した行財政改革が行われていることが影響していると考えられる。また、2010 年度から 2011 年度にかけて当初予算現額の落ち込みは激しいが、これは「第 2 期箕面市国際化推進計画」が 2010 度で終了したためと思われる。結果として、2011 年度からの多文化共生社会推進事業では、2010 年度まで実施していた「市 HP みのお生活ガイド（日・英）の更新」のための事業は継続されなかった。

箕面市ホームページにおいては更新を伴う多言語情報の提供は無料で利用できるグーグル（Google）提供の自動翻訳（機械翻訳）サービスを適用し、外国人住民に特化した内容については外部リンクややさしい日本語による情報提供を行っている。グーグル自動翻訳サービス[3]とは、「人手を介さず、最新技術によって自動生成される翻訳」を提供するのであって、補助的なツールとして翻訳作成支援を行うサービスとは異なる。箕面市の事例は行財政改革により情報更新に係る経費削減のために多言語対応が翻訳者から機械翻訳に一部取って代わったと言ってよいであろう。

しかし、箕面市ホームページのように、いくつかの自治体では費用の削減と人材不足という問題解決のために機械翻訳の導入が進みつつある。機械翻訳サービス[4]を

---

[2] 箕面市の多文化共生社会推進事業における予算要求額については、箕面市のホームページから確認することができる。< http://www.city.minoh.lg.jp/shisei/yosan/index.html >

[3] Google 翻訳の特徴は、ルールベースによる訳文生成ではなく、コーパスベースによるって統計的に訳文を生成していることにある。そのため、「人間が翻訳した解析可能な文書が増えれば増 えるほど翻訳の品質も向上」するが、「翻訳の精度が言語によって異なる場合がある」。<http://translate.google.co.jp/about/intl/ja_ALL/>

[4] 現在、地方自治体で導入されている機械翻訳は、ルールベースによる訳文生成である。そのため、単に機械翻訳を実行するだけでは、文として成立しない訳出も多くなされる

提供している主要な会社[5]の一つである株式会社高電社は、英語、中国、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の5言語に対応しており、自治体約70団体に導入実績がある。同様に、株式会社クロスランゲージでは、32団体への導入実績があり、8言語に対応している。機械翻訳の導入は管理運営費用を固定化できるだけではなく、情報量の等価や即時性を重視する自治体にとっては有用である。また、管理運営費用の負担が発生しない対処法としてグーグル自動翻訳を導入する箕面市の事例もあり、今後は機械翻訳の導入が全国で加速度的に進む可能性があるだろう。ただし、その機械翻訳によって生成されたテクストの正確性についてはこれまでほとんど検証されていない。

以上のことから、大阪府および箕面市の限られた事例であったが、情報の多言語化は、行財政改革等による経費削減の一環として正規あるいは非正規に関わらず職員数を削減する中で、情報の多言語化のための人員確保は容易でないことがうかがえる。今後も自治体における税収が縮小傾向が続くと予想されるため、予算の範囲内で限られた人材によって対応できる言語の選定をしていく必要があることが示された。

第3節　言語選定過程における課題

1　外国人登録者数に基づく言語選定

まず、外国人登録者数に基づく言語選定については、自治体が把握する外国人登録者数と実際の所在情報に乖離があるという前提情報の不正確性、地域の実情との不一致、そして、国籍による公用語主義という3つの課題が挙げられる。

外国人住民の所在情報（居住地情報）と外国人登録情報が一致しない事例について説明したい。外国人住民の情報は、法務省が外国人登録法に基づいて管理しており、その管理された情報を自治体が活用するのであって、日本人住民のように自治体が直接に住民基本台帳法に基づいて情報を管理していない。つまり、自治体が言語選定を行う際の前提となる外国人登録者数の情報が、厳密に正確であるかどうかを自治体独自で確認できない体制にある[6]（総合研究開発機構 2009: 11）。もちろん、全ての外国人登録情報が誤りであるということではないが、外国人登録者上位5位と6位の差がわずかであれば、言語選定に影響を及ぼすことも考えられる。しかし、

ことがある。しかし、ルールベースであるため、自己コーパスの構築や翻訳メモリの蓄積により段階的に翻訳精度が向上するという特徴を持つ。

[5] 「主要な」という根拠は、現在自治体を含めた公的機関において導入されている有料の機械翻訳サービスは、本章で挙げた株式会社高電社および株式会社クロスランゲージの2社のみである。

[6] 具体的には、外国人登録を市町村が実施しているため、広域自治体では外国人の居住実態等の把握ができず、ニーズ把握が困難であることや、外国人居住者の居住実態の把握が困難なことが挙げられる。

この課題については、2012年7月に外国人登録法を廃止し、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える法制度改正がなされたため、解決が見込まれる。

外国人登録者数に基づく言語選定は地域の実情と合致していないという点について、石川（2009）の調査によると、日本における自治体の約80%は人口10万人未満で外国人人口が1000人以下である。自治体に多言語化の対象となる言語話者数が、例えば30人であり外国人登録者数の順位が3番目で10人であった場合、その対象となる言語による多言語化は必要であろうか。この場合、より細やかな対応が期待できる通訳者による支援や日本語の習得に費用を充てたほうが適当かもしれない。

翻訳報酬は、想定する読み手の数によってではなく、翻訳するテクストの量や分野によって総じて決まる。つまり、翻訳コストは、ある言語による情報の受け手が10人であろうと1000人であろうと対象となる内容が同じであれば必要となるコストも等しく発生するのである。総務省（2009）が示すように、調査対象団体1847団体の内1409団体（約77%）が多文化共生の推進に係る指針・計画等を策定していないことからも、外国人登録者数に応じた言語選定方法は、費用対効果の観点から多言語情報を必要とする対象人口が一定の数以上を保つ場合に限って実現可能性が高い手段であると考えられる。多文化共生推進プログラムは外国人集住地域であっても分散（散住）地域であっても一律にコミュニケーション支援としての情報の多言語化の実施を求めているため、地域の実情に合った対応の困難さが課題として導き出される。

外国人在住者数の少ない基礎自治体[7]が単独で個々の外国人住民に対応した言語による情報提供には限界があるため、広域自治体が情報の多言語化事業を一本化し、集中的に翻訳を行うことを検討すべきである。具体的には、広域自治体が基礎自治体から翻訳に必要な基礎情報を収集し、翻訳した情報あるいはテンプレート型の情報を個々の基礎自治体に提供するというものである。同じような内容を複数の基礎自治体で作成するよりも、一括して広域自治体が多言語情報テクストを作成し、共有する方が効率的であると考えられる。あるいは、基礎自治体が連携し合い、既に作成した多言語情報テクストを他の基礎自体と共有し、内容の一部を書き換えること等によって情報テクストを再利用することも可能である。

最後に、外国人登録者数に基づいた公用語主義について課題を述べたい。多言語化の言語選定において、自治体は外国人の構成から該当する公用語だけでなく、理解言語も対象として考慮する必要がある。総務省の報告（2007: 26）では「適切な言語による対応」がなされるようにとの記述に留まっており、「公用語」や「国語」による対応を求めているわけではない。しかし、例えば、外国人登録者数の上位にある韓国籍者は、日本で生まれ育った者も多くおり、韓国・朝鮮語を話すことがで

[7] 市町村レベルにおける自治体を意味し、広域自治体とは都道府県レベルにおける自治体を意味する。

きない者もいる（愛知県 2010）。また、外国人登録に記載された出身国の公用語又は国語とその出身国者の母語は必ずしも一致するわけではなく、二重国籍を認めている国や複数の公用語ないし国語を定めている国の出身者への配慮が求められる[8]。

2　多言語化の拡大と予算の縮小化

「地域における多文化共生推進プラン」の下、多言語情報の提供は進捗しているが、多言語化に係る言語選択ついては、未だに明確な基準が総務省から示されておらず、自治体が独自に判断しなければならない状況にある。前章で述べたように、多言語情報の課題の一つに更なる多言語化の推進が挙げられ、留意すべきは、多言語化は拡大化傾向にあるものの、多言語化のための予算は縮小化傾向にあるということであった。この多言語化の拡大と予算の縮小という流れにある中でここでは、翻訳者への報酬や多言語化された情報についての課題を検討する。

本来、翻訳コストや翻訳者への報酬は言語や分野よって異なり、需要と供給のバランスによって定まる。しかし、この一般的な原則は公的サービス分野での翻訳市場ではまだ十分に浸透していない。例えば、前述した箕面市における行政情報の翻訳は、箕面市国際交流協会と連携して作成されているが、その翻訳者募集にあたって言語別に翻訳報酬が異なるわけではない。また、この事例は、埼玉県越谷市の「通訳翻訳員」の募集内容からも確認することができる。この「通訳翻訳員」の仕事は「市役所や学校などで使用する書類を翻訳する」ことであり、翻訳報酬は「A4・1枚 1500 字程度で 1000 円」である。そして、越谷市は「通訳翻訳員」を有償のボランティアとして位置づけ、人材を募集しているのである。

一方で、無償のボランティアとして位置付け、人材を募集している自治体も存在する。例えば、埼玉県和光市では、災害時における外国籍市民への通訳や翻訳を行う「和光市災害時通訳・翻訳ボランティア」を募集している。また、静岡県沼津市では「通訳・翻訳ボランティア」[9]を募集し、災害情報に特化せずに、市から依頼による通訳や翻訳を行うことがその内容である。

日本における外国人登録者数は、「地域における多文化共生推進プラン」が実施された 2006 年から 2011 年の 5 年間という期間においては 2008 年以後の 3 年間は減

---

[8] アフリカ諸国においては、公用語が英語であっても実生活において部族によって使用される言語が異なり、必ずしも英語が第一言語であるとは限らない事例がある。また、国籍の選択が可能な者の場合、成人年齢に達した際に選択の理由が必ずしも自身の第一言語によるものではないことも考えられる。

[9] 静岡県沼津市では実際には「多文化共生ボランティア」という枠組みで募集し、その中で「通訳・翻訳ボランティア」を行うことになっている。その他には、「日本語支援ボランティア」や「ホストファミリーボランティア」などがある。「た「多文化共生ボランティア募集」
<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/kikaku/shimin kyodo/tabunka/index.htm>

少傾向にあるものの今後も外国人の存在が日本社会に影響を持つことを踏まえると、ボランティアに頼ったコミュニケーション支援では活動の持続性並びに翻訳の量的及び質的な安定性の保持には限界がある。このため、東京外国語大学[10]や愛知県立大学[11]といった教育機関あるいは多文化共生センターきょうと[12]や多言語社会リソースかながわ[13]といったNGOやNPO団体において公的サービス分野での人材養成が行われている。ただし、これらの養成講座の多くは、医療通訳者あるいはコーディネーターとしての育成に焦点が当てられており、翻訳者に特化した人材養成はなされていない。

公的サービスとしての通訳翻訳が対象としている実践の多くは、なんらかの形で助成金や事業委託を受けて対応する人材の募集を行うが、管見する限りにおいて、その際の翻訳報酬の言語による差は確認できない。ただし、国際交流協会等の協力団体独自の事業はその限りにおいてではない。このため、英語や中国語といった日本で需要が高い言語ほど人材は確保し易いが、一方で需要の低い言語では人材を確保し難い。

実際に越谷市での募集にはタガログ語で協力できる者を特に求めている旨が記載されていた。公的サービスとしての通訳翻訳の特徴の一つに、タガログ語をはじめベトナム語やタイ語などのアジア言語での対応がなされる点が挙げられるが、それらの言語に対応できる翻訳者の養成はごく限られた一部の教育機関においてなされているのみで、人的資源の供給が追いつかないのである。公的サービス分野で情報の多言語化が進まない実質的な課題の一つには、実情に対応できるだけの翻訳技術を持ち合わせた翻訳者の絶対数が少ないことが考えられる。

自治体国際化協会（2005）は豊田市の生活関連外国語ホームページの多言語化の実践について報告している。具体的には、豊田市役所市民部市民相談課は2000年より通訳を常勤させているが、外国語による相談件数が年々増えているため、外国語ホームページを開設して窓口の負担軽減を図るために、生活に関する情報を英語、ポルトガル語、スペイン語の3言語でホームページ上に提供した事例である。なお、

---

10 東京外国語大学では、文部科学省の委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の受託を受けて「多文化社会コーディネーター養成プログラム」を推進し、「多言語社会コーディネーターコース」と「コミュニティ通訳コース」を実施している。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター「多言語・多文化社会専門人材養成講座2012」<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/koza2012.pdf>

11 愛知県立大学「ポルトガル語スペイン語による医療分野コミュニケーション支援能力養成講座」<http://www.ist.aichi-pu.ac.jp/lab/qua/com-medico-08/kouza/top.html> なお、平成24年4月から「あいち医療通訳システム」が開始し、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の4言語を対象に医療通訳者の派遣を実施している。

12 中国語、英語、韓国・朝鮮語を対象にした京都市医療通訳者養成講座を実施している。<http://www.tabunkakyoto.org/>

13 英語及び中国語を対象にした「医療通訳公開講座」を開催している。

2004 年の調査当時の豊田市の総人口は 361,293 人であり、12,928 人の外国人が住民として生活しており、その比率は 3.6%であった。外国人登録者は主に南米出身の外国人が多く、約半数がブラジル出身（51%）であった。

2004 年 11 月における豊田市の生活関連外国語ホームページへのアクセス数を調査した結果、英語版へのアクセス数が 1,637 件に対して、ポルトガル語版は 317 件、スペイン語版は 213 件であった。報告書には課題として、周知の徹底を図ることを挙げていた。実は、豊田市で英語を公用語としている国の出身の内で最も多く占めるのは、フィリピン人の 8%である。「その他」として区分される 12%の内、英語が公用語である国の出身者もいるだろう。しかし、英語が非公用語の出身が約 80%に上るのにも関わらず、英語版のアクセスが最も多かったのである。

その当時の豊田市における通訳業務及び翻訳業務の拡充のための人件費としての予算は、臨時職員として増員 1 名分の 3,886,629 円である（自治体国際化協会 2005）。業務に関わる正規職員の経費は含まれていない。単純にポルトガル語版へのアクセス数 317 件とスペイン語版へのアクセス数 213 件を 1 月分として 12 か月分を増員分の人件費で割ると、1 アクセス当たりのコストは約 600 円である。もちろん、臨時職員は翻訳業務のみに従事しているわけではないだろうが、必ずしも外国人登録者数の多い母国語順に言語選択をし、多言語化を進めていくという手法が費用対効果の面で効果的ではないのである。

情報の多言語化はできるだけ多くの言語に対応することがよいことだと考えられるかもしれないが、フローリアン（p.36）は、あらゆる行政措置は一定の費用効率の要請にこたえなければならいと指摘している。つまり、翻訳のための予算が税収から捻出される場合、その税の一部は住民が納めた税でもあり、際限なく多言語化を進めていくことは費用効率上、望ましい選択だとは言えないということである。

自治体における情報の多言語化は国際交流協会等の協力団体と連携して行われる事例が大阪府や箕面市でもみられた。しかし、省庁関連の多言語情報の翻訳においては、原則として一般競争入札方式によって契約が結ばれ（会計法第 29 条の 3 第 1 項、地方自治法第 234 条第 2 項）、委託をしている。一般競争入札方式における入札への参加は、個々の入札案件によって定められた応募資格の条件を満たしていれば競争入札に参加することができ、予定価格内最廉価格の入札を落札と見なし（会計法第 29 条の 6）、契約を行うのである。財団法人海外技術研修協会[14]の入札案件に見られるように言語別に落札される事例もあることから、連携や委託の在り方について踏み込んだ議論が求められる。

具体的には、その議論の一つとして事業委託先に対する事業評価や行政に対する行政評価が挙げられる。情報の多言語化においては、その評価が「件数」「分量」と

[14] 2012 年 3 月 30 日 海外技術者研修協会と海外貿易開発協会は 合併し、財団法人海外産業人材育成協会となった。

いった量的な側面が実績として測定されてきた。一方で翻訳内容や多言語テクストの検証といった質的な側面については評価がなされていない。翻訳内容に対する責任の所在においても明確ではないため、一次情報としての重要性を認識し、多言語化された情報は行政がその正確性を担保していく必要がある。

多言語間における情報について、朴（2007）は多言語間においても翻訳の内容に量的に差があると指摘している。これまで情報の多言語化は日本語と外国語という２項対立の軸によって議論が展開されてきたが、多言語化が進む中で多言語間における情報格差が明らかになったのである。馬場・福田（2009）が都道府県のホームページにおける外国人向けのページが外国語にどれほど対応しているかを調査した結果、平均対応言語数は 3.9 言語であり（馬場・福田調査時点）であり、全ての都道府県が英語による対応を実施していた。英語は住民が共通して理解できる言語であることで対応が進んでいるが、情報の提供側で英語に対応できる人材が容易に確保できることも一つの要因だと考えられる。

3　情報の更新頻度に基づく新たな視点

ここでは、情報の多言語化における言語選定要因として、情報の更新頻度に基づく視点を提案してみたい。これまで情報の多言語化は、内容別に優先順位を設定し、外国人登録者数の多い出身国の公用語順に進められてきた。朴（2007）は千葉市に在住する外国人が必要とする情報の種類ついてアンケート調査を行い、千葉市の外国語版ホームページに必要とされる内容の優先順位を定めた。情報提供のためのサイトは全ての内容を各外国語版に翻訳するのではなく、基本的な生活に関する内容のみを外国語化し、他の内容はルビ付きややさしい日本語版で提供することを提案した。また、多言語による情報内容について神奈川県「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」を例に挙げると、分野別に緊急時の対応に係る情報を第一として、第二に日常生活に関する情報、そして第三に権利・義務に係る情報の順で優先的に翻訳が提供されている（表 2-3 を参照）。多言語情報の提供基準は自治体によって異なるであろうが、一般的には災害や緊急時といった危機管理としての情報や日常生活を行う上で必要な情報は優先的に多言語化される。

表 2-3　2006 年神奈川県「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」

	分　野	例　示
(1)	緊急時の対応に係る情報	地震、火災、テロ、防疫、防犯等
(2)	生活情報	就学、保健・医療、福祉、労働、住宅、公共料金の納付方法等
(3)	権利・義務に係る情報	健康保険、税制度等
(4)	相談に係る情報	多言語相談の日程や場所、よくある質問・相談等
(5)	利用の多い施設情報	保健福祉事務所、病院、県税事務所等の業務案内等

（出典）神奈川県のホームページより抜粋

一方、多言語情報に関する方針等がない自治体については、「地域における多文化共生プラン」の策定にあたって募集したパブリックコメントの回答から多言語化の言語選定に係る検討結果が示されている。ここでは、2011 年 1 月に実施された「岐阜県可児市多文化共生推進計画（案）」に対するパブリックコメント結果を参考にする。

多言語情報に関係したパブリックコメントに「健康診断の結果など、少なくとも市から直接外国人住民個人に通知されるものについては、多言語化を早急に行うべきである」という意見があった。この意見に対して、市は「多種多様な行政文書や通知文書をすべて翻訳することには困難であり、やさしい日本語を用い、ふりがなを振るなどわかりやすい工夫が必要と考えています。 必要性や緊急性の高い情報を優先して多言語化（翻訳）を進めるなど、多言語化（分かりやすい日本語を含む）の基準づくりや支援体制づくりに取り組んでいきます」と回答している。情報の多言語化は必要性や緊急性の高い情報から進めるという方針は先に挙げた事例と同様であるが、日本語の情報量と同程度の情報量を多言語化の範囲に含む取組みは実現性が低いと示したパブリックコメントへの市の回答は注目に値する。

多言語化の課題の一つには、対応できる人材や予算の制約によって翻訳対象言語の範囲が限られ、無償あるいは有償の「通訳翻訳員」といったボランティア翻訳者に頼らざるを得ない構造があった。そのため、可児市の見解のように持続的かつ安定的に多言語情報を提供することが難しい。結果、優先頻度の低い分野においては多言語間での情報量の格差が広がっている現状を李 (2007) は指摘している。また、そもそも多言語化すべき優先度の高い情報は、情報の受け手の状況によってその優先度も様々であることは論を持たない。神奈川県や可児市の事例は、行政側にとっ

ての分野別優先度であって、住民個人の優先度[15]ではないのである。緊急性や必要性の高い内容に優先順位をつけて対応していくことは、多言語化の初期段階の対応であって、自治体が「地域における多文化共生推進プラン」の通知を受けて 7 年が経とうとしている現段階の対応としては実情への配慮が欠けているように思われる。

そこで、更新頻度が高い情報については人材の確保が容易である英語のみで対応し、更新頻度が低くなるにつれて段階的に多言語に対応することも一つの方法ではないだろうか。ほぼ毎日更新されるような情報は英語で対応し、権利・義務、制度説明等についての情報は制度変更や法改正等が行われない限り情報更新が必要ないため、地域性を考慮して言語選定を行った上で多言語化に取組むという手順である。また、自治体ホームページ上で申請方法等の説明や記入用紙の日本語併記による多言語化を提示しておくことで、窓口負担の軽減につながることも期待される。この更新頻度に基づく言語選定の特徴は、翻訳対象となる内容の選定が不要であり、課題である人的資源の不足においても対応が比較的行いやすい点にある。

行財政改革による財務健全化を目指す多くの自治体にとって、固定費となる人件費の削減は満喫の課題であり、情報の多言語化のための人員を新たに雇用することは現実的な対応ではない。情報の更新頻度が高い英語に関して言えば、既存の職員による持続的な対応も視野に入れることができる。本来、行政職員の採用に当たっては、外国語運用能力を図るテストに一般教養または専門科目として英語が課せられている。行政職員であることは、その採用試験に合格するだけの英語力はあるという証明でもある。これまで語学能力に特化した採用は一部の省庁での専門職員や警察官に限られていたが、近年では埼玉県深谷市の採用事例にあるように、自治体においても語学能力に特化した職員採用の実施が行われつつある。既存の職員が翻訳者にとって代わるわけではないが、機械翻訳といったツールの導入よりも、行政情報の正確性や信頼性に行政側の関心が向く契機にもなると考えられる。

自治体のホームページにおける機械翻訳の導入は、2009 年の新型インフルエンザの流行を機に進んだと言われており[16]（msn 産経ニュース 2010)、大阪府寝屋川市でも 2009 年 10 月に導入した[17]。その導入したシステムによって生成される情報テクストは、翻訳の開始前に予め次のように表示される。「この翻訳は、プログラムを

---

[15] 情報内容の優先度について、大阪府（2011: 32）個々の情報の受け手の生活状況や提供される情報内容の重要性の認識度合いによってその優先度は異なることをインタビュー調査によって明らかにした。例えば、緊急情報であっても、情報の受け手が必要でないと認識すれば、その受け手にとっては優先度が低いということになる。

[16] MSN 産経ニュース「ホームページの翻訳急増　新型インフルきっかけに自治体」（2010 年 3 月 6 日）
<http://sankei.jp.msn.com/politics/local/100306/lcl1003062138006-n1.htm>

[17]平成 23 年度経営企画部運営方針における「各種媒体による情報発信事業」として機械翻訳の導入のために計上された予算は、約 86 万円であった。

利用し、機械的に翻訳が行われますので、内容が100%正確であるとは限りません。単語登録の充実等により、順次改善していきます。このことを十分ご理解のうえ、ご利用いただきますようお願いします」。このシステムは固有名詞の単語登録や定型表現についての訳語の登録を事前に行っておくことで、訳出の精度を上げているということである。同市における外国人登録者数は2,790人（平成24年4月1日時点）であるので、費用対効果という側面から見れば、機械翻訳の導入をしないよりは導入をした方がよいという判断なのであろう。

しかし、誤った情報が含まれていることが前提である情報を行政が提供すべきなのであろうか。ここで、この機械翻訳の導入によって外国語のホームページ版を一時閉鎖した事例を示したい。東北6県を博覧会会場に見立てた「東北観光博」の公式ホームページを観光庁が作成したが、その多言語版（英語版、中国語版、韓国語版）のいずれの言語においても誤訳が見つかり『秋田魁新報』（2012年4月11日）[18]、多言語情報の提供を一時的に停止する事態となった。秋田魁新報（2012年4月7日）[19]は誤訳の主な例として、秋田が英語で「飽きた」、男鹿市の「なまはげ」が中国語で「はげ頭病」などを指摘し、『朝日新聞』（2012年4月14日）[20]も誤訳の一覧を作成し表示し、「安潟みなとまつり」が「すべての安い潟とまつり」と訳されていると誤訳の問題について報じている。

このように誤った情報が発信される背景には何があるのか。観光庁は今回の事態に対して、「問題となった固有名詞、方言等についてその適正化等の修正作業」[21]を行い、「地域の情報の随時追加・更新に伴い発生する適切ではない翻訳を防止するため、関係者による事前確認を可能とするシステム上の改良」を加えることで改善を図ろうとしている。このコメントから推察できることは、機械翻訳は用語を事前に登録しておくことによって精度は上がるが、用語の登録や翻訳結果の適切性について確認する人材は確保できていなかったということである。加えて、翻訳結果の適切性に対して確認していないということであるので、情報を公表する事前の確認も不可能なのである。

機械翻訳は翻訳を生業とするプロにとっては必須のツールであり、機械翻訳そのものを効率化や正確性の向上などが見込める有用な手段であることは議論の余地はない。しかし、翻訳結果に修正を加えたり、語彙コーパスを構築したり、翻訳者の

---

18 秋田魁新報（2012年4月11日）「韓国と中国語版にも誤訳、東北観光博ＨＰ　観光庁に訂正要請」<http://www.sakigake.jp/p/akita/news.jsp?kc=20120411c>

19 秋田魁新報（2012年4月7日）「東北観光博ＨＰ、英訳版に誤り多数　機械翻訳が原因」<http://www.sakigake.jp/p/akita/news.jsp?kc=20120407d>

20 朝日新聞（2012年4月14日）「東北博の外国語ＨＰ、観光庁が一時閉鎖　誤訳相次ぎ」< http://www.asahi.com/national/update/0413/TKY201204130582.html>

21 観光庁（2012年4月24日）「東北観光博ポータルサイト多言語版の再開延期について 印刷用ページ」<http://www.mlit.go.jp/kankocho/news04_000038.html>

編集作業が前提の結果なのである。機械翻訳の導入によって情報の多言語化が進むようにみえるが、結局のところそれぞれの言語の翻訳結果を修正する人材が必要になる。正確な情報を提供するためには、外国人住民が少ない自治体にとっては人件費の増加を抱えることになり、機械翻訳の導入による多言語化は必ずしも費用対効果が高いとは言えないだろう。

産業翻訳の分野では、ホームページ上での多言語情報はコストの削減や訳語の統一といった編集上の負担を軽減する目的で、英語を中間言語（interlingua）として位置づけて多言語へ翻訳するローカル化（localized）という手法が適用されることがある（Munday 2008: 191）。自治体ホームページにローカライズを適用するならば、日本語から英語に翻訳して英語から多言語へ翻訳するという流れになるだろう。このような翻訳の流れは NHK におけるニューステキストの多言語化においても見られる（Goto, Kato, and Ehara 2001）。例えば、タイ語やインドネシア語などの 18 言語は英語を中間言語に位置づけ多言語化が実施されている[22]。すなわち、中間言語としての英語の精度が他の言語の訳の精度にも影響を及ぼすのである。

このようなローカライズの手法に沿えば、更新頻度の低い情報は多様な在住外国人の文化的背景から多様な言語による翻訳が求められるが、起点言語を日本語ではなく英語に一本化とすることで、対象となる人材の幅も拡がることが期待できる。つまり、日本語によるコミュニケーションが充分でない外国人住民も翻訳活動に参加できる機会が拡がることを意味し、地域社会への参画や外国人住民のエンパワーメントの促進にもつながる重要な活動として捉えられる。イギリスにおけるパキスタン系移民のコミュニティワークに焦点を当て、その背景要因と当事者の女性たちによる意味づけを検討した工藤（2011）によれば、移民女性は文化の媒介をする役割を担い、コミュニティワーク[23]は自らのもつ資源を動員してアクセスしやすく、その後の賃金労働に結びつける戦略をとっていると論じている。無償のボランティアであっても、情報の多言語化の対象となる言語が第一言語である場合、自らの持つ資源を活かすことで、経済的な自立へのきっかけをつかむことも期待できうる。

第４節　章括

本章は、公的サービスとしての通訳翻訳研究の「翻訳」において通訳行為に付随しない独立した形での翻訳事象、とりわけ自治体ホームページで提供する多言語情報について、その多言語化に係る言語選択に焦点を当て、選択基準となる要因を外国人登録者数及び人的資源という 2 つの視点から考察し、実践へ向けての課題を探

---

22 中国語及び韓国・朝鮮語は、中間言語を位置づけず、日本語から直接翻訳されている。
23 ここでいうコミュニティワークとは、「パキスタン系を中心とする移民の集住地域を中心に、若年者や女性を対象に、当事者のニーズを特定し、支援し、エンパワーメントにつながるような活動」を指している（工藤 2011: 174）。

ってきた。

言語選択時における外国人登録者数に基づく視点の特徴は、客観的な指標に基づいているために公平性の確保が担保しやすい点に加えて、情報の受益者数の想定が容易であり、行政運営の効率化が図りやすい点にあった。また、情報の受け手の裾野を拡げることによって、より細やかな住民サービスを提供しようという自治体の姿勢が読み取れた。しかし、実践との整合性を検討した結果、3つの課題が明らかになった。1つ目は自治体が把握する外国人登録者数と実際の所在情報に乖離があるという前提情報の不正確性、2つ目は地域によっては非効率な選定方法であり地域の実情とは必ずしも一致いないという点、3つ目は対象の言語能力を考慮しない国籍に基づいた公用語主義であるという点である。

次に人的資源に基づく視点であるが、公的サービスとしての翻訳の実践は、専門職としての翻訳者よりもむしろボランティアによる翻訳者に頼らざるを得ない状況にあった。自治体によっては、経費削減の一環として正規あるいは非正規に関わらず職員数を削減する中で、情報の多言語化のための人員確保は容易でないことが示された。費用の削減と人材不足という問題解決のために機械翻訳の導入が進みつつある現状についても明らかになった。このように予算の縮小と多言語化の拡大という流れにある中で、人的資源に基づく言語選定の主な課題は、多言語化が進む中で多言語間における情報格差や多言語に対応できる人材の不足であった。

最後に、以上の課題を踏まえた言語選定要因として情報の更新頻度に基づく視点の提案を試みた。更新頻度の情報については集中的に情報を翻訳し、また更新頻度が低い情報は多言語化を進めていくことを提案した。具体的にはほぼ毎日更新されるような情報は英語で対応し、更新頻度の低い情報は、地域性を考慮して言語選定を行った上で多言語化に取組むという手法である。この更新頻度に基づく言語選定の特徴は、情報内容の選定が不要であり、課題であった人的資源の不足においても対応が比較的行いやすい点にあった。

「日本語によるコミュニケーションが充分でない」外国人住民を対象にした多言語情報の提供であるが、情報の多言語化という翻訳支援は彼らにとって必要ではあるかもしれないが、日本の地域社会で自立していくための充分な支援になり得るかだろうか。本章で明らかになったように全ての外国人住民が理解できる言語による情報の多言語化は困難であり、実現には多くの努力と時間が必要である。

しかし、時に充分な翻訳支援は「日本語によるコミュニケーションが充分でない」外国人住民に日本語を習得しようという動機を下げることにつながり、強いては生活の自立そのものを妨げる要因にもなりかねない。さらに、中長期的な視点に立てば、外国人住民者数が増加傾向にある中で将来的に経費の拡大を招く要因にもつながる恐れがある（Pym 1995）。事実、欧州やイギリスでは移民の言語習得意欲の減退や翻訳コスト増大に危機感を覚え、今後外国人受け入れ施策に関する経費を削減

する方向にあることが報告されている（Easton 2006, Payne 2011）。短期的な支援として通訳あるいは翻訳支援は極めて重要な役割を果たすかもしれないが、中長期的な視点では「日本語によるコミュニケーションが充分でない」外国人住民に対して積極的に支援していくべきか、議論の余地は残るだろう。通訳あるいは翻訳支援を政策として捉える視点も今後の日本における公的サービスとしての通訳翻訳研究に求められており、本章は多文化共生施策の下で生成される翻訳テクストの政策的背景を検討したものであった。

次章では、翻訳テクストを生成する翻訳者に焦点を当て、そのテクストが生成されるまでの過程を把握するために、実際に多様な翻訳者を対象にインタビュー調査した結果を示す。この調査は、翻訳分析を行うに際して、単にテクストのみに焦点を当てるのではなく、そのテクストが生成されるまでの政策的背景や翻訳者への理解を踏まえ、非言語要素を考慮した分析を行う上で重要だと思われるからである。

第3章

調査方法の概要および事前調査の結果[1]

情報の多言語化における翻訳テクストは、前章で述べた政策的背景を伴い、多様な翻訳者の行為によって生成される。それらの多様な翻訳者の属性およびその特性について理解しておくことは、翻訳テクストの分析を行う上で重要であると考えられる。そこで、公的サービスとしての翻訳に関わる翻訳者を対象に半構造化インタビューを実施した。

本章では、半構造化インタビューの実施に当たり、データ収集の方法、そしてデータ分析の方法の検討を行い、本調査が用いる手法を説明する。次に、インフォーマントである調査協力者の人口統計学的特性を調査するために実施した事前アンケートの結果を述べる。

第1節　調査方法の概要

1　データ収集の方法

(1)　インタビューの手順

まず本調査の対象となる協力者には事前に本研究の主旨を説明し、インタビューの了解を得た後に、インタビューの指針や承諾書（付録C)、事前アンケートをメールで送付し一読を依頼した。インタビューは倫理的配慮のもと、事前に文書で送付した質問項目に沿って約1時間から1時間半にわたって実施した。その際、調査目的と守秘義務について説明し、許可を得た上でインタビューをICレコーダーに録音した。なお、全ての協力者が事前に協力者の属性を得るためのアンケートに回答したわけではないため、インタビューを行いながらアンケートに回答した者もいる。事前アンケート実施の意義は、インタビューのトピックとしてはあまり妥当でないデータ（人口統計学的データ）を集めることができ、インタビューでの質問数を減らし、より本質的なトピックにインタビューの時間を割くためである。なお、データの収集期間は2011年9月末から2011年12月末であり、インタビューは対面式で協力者の都合のよい場所で実施した。

---

[1] 本章は、次の研究成果の発表内容時に配布したレジュメに加筆・修正を加えたものである。
発表：山本一晴「地域のコミュニティで活動する通訳者及び翻訳者に関する現状と課題」，日本通訳翻訳学会関西支部第28回例会（西宮市大学交流センター），2011月12月3日.

(2) 質問項目の構成

インタビュー項目は、公的分野で活動する通訳者を対象としたチェスター他（Chesher, et al.）（2003）やアンゲレリ（Angelelli）（2004）の研究で用いられた質問項目や筆者の事前ヒアリングから得た内容を参考にし、9つの設問と22の質問項目を作成した（付録1を参照）。先行研究は、公的サービスにかかわる通訳者の特性や仕事に対する考え方、そして実践から公的サービスにおける通訳を定義しようと試みており、本調査の目的と重なる部分が多かったためである。本調査の対象は翻訳者であり半構造化インタビューという質的調査であるが、チェスター他の調査は対象が通訳者であり量的調査であった。チェスターらの質問紙は自由回答記述を求めるものであり、「質的なアプローチを採用している」ことから、応用が可能であると考えた。

インタビューの一連の流れはチェスターの質問紙の構成と同様であり、9つの設問を設定した。質問項目は、半構造化インタビューという質的研究の性格上、37項目から22項目に限定した。また、設問Aの翻訳者自身の特性や人口統計学的なデータに関しては、アンゲレリの質問票を援用して、翻訳者の特性に合わせた質問内容に改訂し、事前アンケート（付録Bを参照のこと）を作成した。本調査における半構造化インタビュー調査のための設問及び質問は以下の通りである。

設問A ご本人について

1. 事前アンケート結果の確認

設問B 仕事の状況や関わることとなった経緯について

2. 公的サービスとしての翻訳への関わりをどのように持ち始めまたか
3. これまで翻訳された分野あるいは内容はどのようなものですか

設問C 仕事を受ける経緯と報酬について

4. 通常どのようにして仕事を得ていますか
5. 仕事を受ける際に、依頼者（仲介者）に対して望むことは何ですか
6. 報酬について、一般的な翻訳の仕事との違いについてはどうですか
7. 翻訳報酬について、言語ごとに報酬は異なるべきか、あるいは同一であるべきか、あなたの意見をお聞かせください

設問D 翻訳者への教育あるいは研修について

8. 今後受講してみたいと思われる教育あるいは研修内容について教えてください。研修を受けた経験がある場合は経験を通して教えてください。
9. これからの翻訳者への教育あるいは研修についてどう思われますか

設問 E 翻訳者の特性と翻訳技能について

10. 公的サービスとしての翻訳を行う上で必要だと思われる個人の特性についてどう思われますか
11. 公的サービスとしての翻訳特有の必要な技能は何ですか

設問 F 翻訳者の役割について

12. 依頼者にとってあなたはどのような存在（人材）だと感じますか
13. 公的サービスとしての翻訳を行う上であなたが心がけていることは何ですか
14. 公的サービスとしての翻訳を通して人間関係に何か変化はありましたか

設問 G 翻訳の方法について

15. 翻訳の方法上、特に配慮することなど、難しいと思われる点についてはどう思われますか
16. 受け取る報酬の額が低い場合、通常適切だと思われる報酬を受け取る場合と比較して、翻訳の方法はどう変化しますか

設問 H 翻訳者を取り巻く労働環境について

17. 仕事を受ける上で改善してほしい条件や配慮してほしい点は何か
18. あなたにとって望ましい雇用の形とはどのような形ですか
19. 民間業者が参入することについてどう思いますか
20. 公的サービスとしての翻訳をするにおいて、翻訳に対応できる人材の不足感を感じますか

設問 I 今後のことについて

21. これからの公的サービスとしての翻訳について、依頼者に望むことは何ですか
22. 公的サービスとしての翻訳についてあなたの提案や理想があれば教えてください

(3) 倫理的配慮

ウヴェ（2011: 50-56）は、構造化インタビューに関わらず質的研究のための調査を行う上で、配慮すべき倫理的枠組みを詳しく提示している。本調査おいても、インフォームドコンセント（説明に基づく承諾）を重視し、インタビューへの協力は自由意志であることや答えたくない質問を拒否でき、たとえ途中でインタビューを中止しても不利益を被ることがないことなどを説明した。調査の趣旨や方針に納得した協力者のみが、「調査協力書の承諾書」（付録資料 3）に自筆でサインしてもらい、

かつそのコピー一部を控えとして渡した。

協力者のプライバシーの保護の観点から、協力者や協力者とかかわりのある機関の匿名性を保証するための努力をすることを説明した。すなわち、具体的な地域名、機関名、調査協力者の氏名はすべて仮名または略記号に変え、個人や機関が特定される恐れのあると判断される文脈はその部分の情報の提示を控えることとする。また、各協力者と各協力者の対翻訳対象言語と並列して表示することも、協力者の特定につながる情報と考えて、提示していない。これは、少なくとも「ある職場に関する記述に従業員が登場する場合、同僚が読んでもそれが誰のことなのか判断できないように保証しなければならない」(ウヴェ 2011: 52) という研究者が遵守すべき守秘義務である。なお、研究者が遵守すべき守秘義務は研究の発表時に最も求められるが、協力者のプライバシーの保護を最優先することで、学術会議等や学術雑誌への発表、博士論文への執筆の同意を協力者から得た。

あらゆる危害からの保護のために、あらゆる形の誤用、データの紛失及び開示、他の者によるデータへの無許可のアクセスの禁止といったリスクから保護することを約束した。また収集したデータは著者の責任の下で管理を行い、個人情報が外部に漏洩することがないように努めている。加えて調査終了後、協力者の発言内容について音声の修正・削除の希望があった場合には随時対応し、協力者の精神的な危機を招くようなリスクをできる限り排除した[2]。

2 データ分析の方法

本調査における半構造化インタビューは、専門家インタビュー及び問題中心インタビューの基準を考慮しながらインタビューガイドによって実施される。これら細分化されたインタビュー技法によって得られたデータに対して様々な解釈方法が存在するが、ここでは本節の(2)で既述したように質問項目が構造化されているため、コード化を用いた質的内容分析[3]によってデータの解釈を行った。問題中心インタビューは、量的調査に向けた概念の形成や、質的研究調査による一般化の可能性は低いが、調査結果を基に量的調査に適した質問紙の作成も視野に入れるためである。なお、チェスター他の研究は特定の解釈方法に結びつけられてはいなかったが、データのグループ化を経て分類化によるデータの再構築を行うという過程は、グラウ

---

[2] 協力者の保護に関して、協力者が得るリスクと研究によって新しい知識や解決策が得られる利益はしばしば相対的であるとウヴェ (2011 : 50) は指摘しているが、本研究は協力者への倫理的配慮を最優先し、協力者の保護を第一に調査を実施した。ただし、エスノグラフィー研究のような分野によっては、倫理要綱への対応が難しい事例がある。

[3] テクスト分析のための伝統的な手法であり、その歴史は戦前のプロパガンダ分析といった新聞や小説といったメディアによって産出されたテクストを主に対象としていた背景を持つ (クリッペンドルフ 1989 : 1-20)

ンデッドセオリー[4]の枠組みを援用した分析ではなく、質的内容分析により近い分析方法であると考えられる。また、本論文における「一般化可能性」とは研究によって「知見が他の集団や標本に適用できる程度のこと」（デンジン・リンカン 2008：182）を意味するが、質的内容分析の成果として量的調査にも耐え得る質問紙の作成を視野に入れている[5]。

質的内容分析の手順は、テクスト分析の手順モデルを開発したマイリング（Mayring）（2000, 2004）に従った。まず、インタビューを通して得た音声データを録音媒体から文字変換し、基礎的データとなるテクストを作成した。個別の事例及び発言内容から調査目的に重要な情報を与える項目を抽出して分節単位に分析し、質問の項目別に単位を再構成し、類型化した。その後、生成したカテゴリーを段階的に再検討をした。コーディングの詳細な基準は指標についてはクリッペンドルフ（Krippendorff）（1989）に従った。カテゴリーを類型化し再検討するための分析技法はすでにマイリングによってモデル化されており、本論文においても説明的内容分析（explicative content analysis）、要約的内容分析（summarizing content analysis）、構造化内容分析（structuring content analysis）の手法を用いた。

第２節　事前調査の結果

１　調査協力者の属性

(1)　性別及び年齢

雪だるま式抽出法によって協力者を得ながら、同時理論的サンプリングによって、翻訳対象言語や翻訳分野、経験年数など協力者の多様性を確保することに努めた。結果として、性別（Q1）では男性３名、女性 17 名の計 20 名の協力者を得ることができた。年齢（Q2）の構成については、20 歳代から 50 歳代と幅広いが、男性は人数が少ないため 20 歳代に偏ってしまった。1 名の協力者が年齢の回答についてのみ拒否した。男女別年齢構成をまとめたものを図 3-1 に示す。

---

[4] ウヴェ（2011：400）によると、グラウンテッドセオリーはサンプリグング手法と分析方法が密接に関係している一方で、質的内容分析は特定の理論的背景に限定されておらず、半構造化インタビューによってもっぱらデータは収集されると説明している。

[5] 分析単位をコーディングがすることによって、「単位のマトリクスが作成され、多様な統計学的手法で分析することが可能」（デンジン・リンカン　2008：181）である。

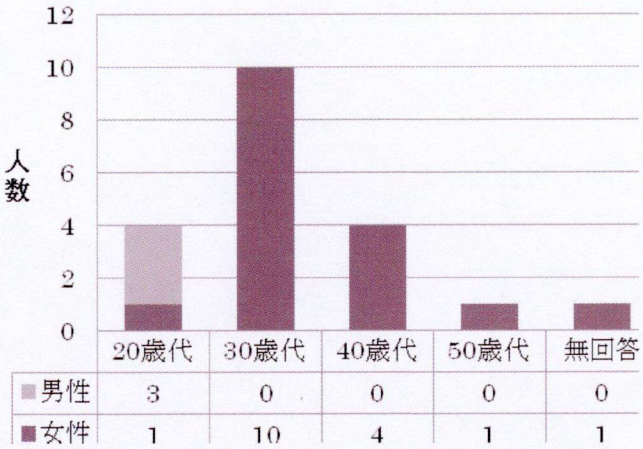

図 3-1　調査協力者の男女別年齢構成（N＝20）

(2)　協力者の出身国及び翻訳言語組み合わせ

協力者の出身国（Q3）別の構成は、日本が最も多く 7 名、次いでタイが 4 名、中国 3 名、韓国 2 名と続き、インドネシア、フィリピン、ブラジル、ペルーは各 1 名であった（図 3-2）。協力者が翻訳を行う上で日本語と組み合わせになる言語（Q7）について、出身国の構成を反映してタイ語が最も多く 5 名、次いで中国語が 4 名、フィリピン語 3 名、英語 2 名、韓国語 2 名、スペイン語 2 名であった。なお、インドネシア語、ポルトガル語、ロシア語は各 1 名であった（図 3-3）。なお、総対象言語数が 21 言語で協力者の人数より多い理由は、フィリピン語の翻訳者の中に英語も含めた 2 言語を翻訳の対象言語としている者が 1 名いたからである。

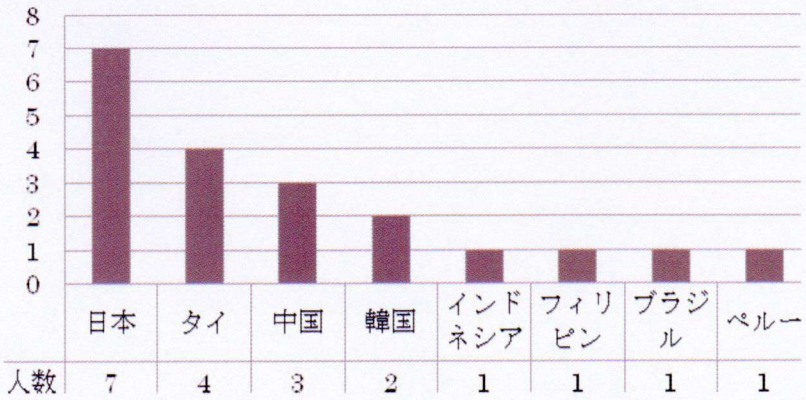

図 3-2　出身国別構成（N＝20）

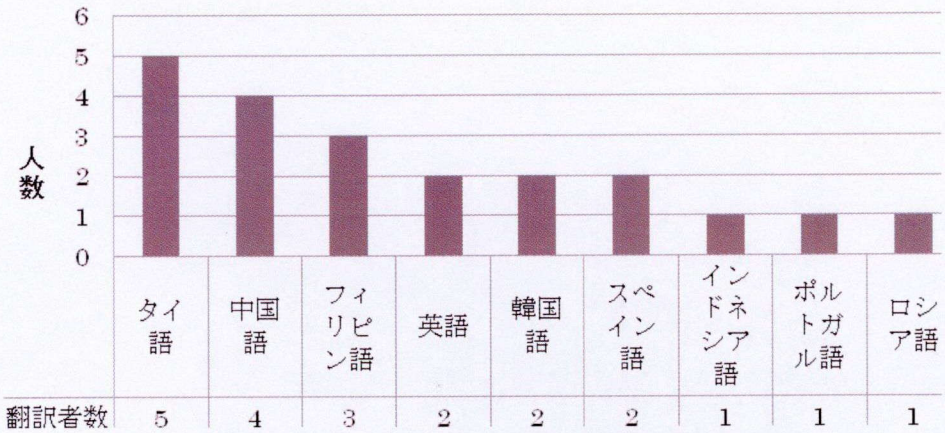

図 3-3　翻訳者の日本語との対応翻訳言語（N＝21）

(3)　日本滞在年数及び言語能力

日本出身者でない 13 名の日本における滞在年数（Q4）は 5 年以上 10 年未満が最も多く 5 名、次いで 5 年未満が 3 名、10 年以上 15 年未満が 2 名、15 年以上 20 年未満が 1 名、20 年以上が 1 名であった。

協力者の言語能力（Q6）について、日本語を第 1 言語としない 13 名の内訳は日本語能力試験 1 級合格者が 11 名、同 3 級合格者が 1 名、そして同 4 級合格者が 1 名であった。日本語能力 1 級合格に満たない 2 名は、日本語能力試験を日本に来る以前に受験しており、また、もう一名についても 20 年ほど前に受験した結果であると報告していることから、現状の日本語能力を必ずしも反映したものではない。以下に日本における滞在年数と日本語能力試験の結果別の図 3-4 を示す。

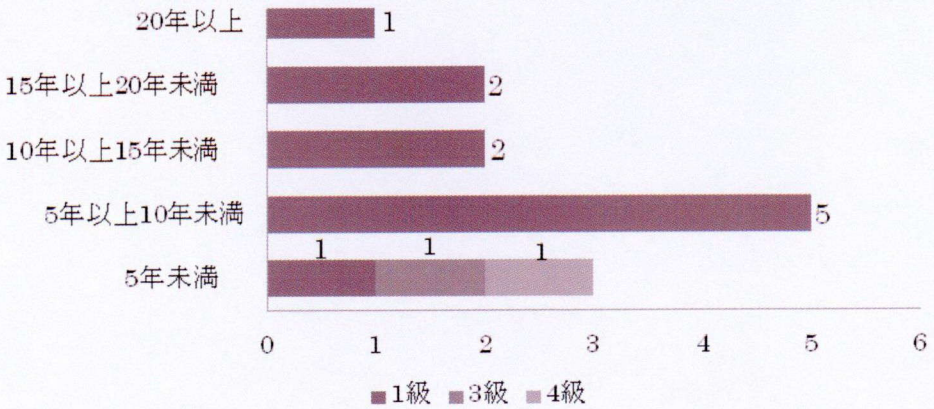

図 3-4　日本滞在年数別の日本語能力試験所持級（N=13）

一方で日本語第1言語話者の外国語能力を示す資格は、タイ語に対して司法通訳検定4級合格、ロシア語に対してロシア語総合テスト合格、中国語に対してHSK9級及び中国検定準1級合格、英語に対してTOEIC900点台を持つ者と英検1級、国連英検1級、通訳検定2級合格、そして、スペイン語に対してはDELL中級合格であった。翻訳の対象言語の言語能力を示す資格がないのは、フィリピン語の2名であった。

希少言語は資格試験や公的な言語試験も少なく、言語能力試験や資格等では客観的に翻訳者の能力を図ることが難しい状態にある。一方で、英語や中国語は公的な言語試験のみならず民間による言語試験や資格試験もいくつか存在しており、本調査の協力者も実際に習得していた。日本語を第一言語としない協力者は、日本語能力試験が一つの指標となっているが、日本での滞在年数が長い者や日本渡航前に受験し、その後受験していない者もいた。言語能力に関わる資格や試験が絶対的な基準となるのは難しく、また資格や言語能力が翻訳能力を示すものでもないことを踏まえなければならない。

(4) 在留資格

日本における在留資格等の区分が与えられた13名の内訳（Q5）は、活動に制限がない在留資格保有者が7名、就労が認められない資格保有者が5名、就労が認められる資格を保有する者が1名であった。「就労が認められない資格保有者」は学生を指している。本調査では大学院生であったが、年齢構成を示した図からもわかるように30歳代が圧倒的に多い（50%）ことからもわかるように、日本への留学以前に出身国で就労経験がある者がほとんどであった。そのため、翻訳者が社会経験や実務経験を持っていることも踏まえた上でのインタビュー内容であった。

(5) 現在の主な活動及び仕事

現在の主な活動及び仕事（Q8）について、協力者に通訳あるいは翻訳を専業にしているのか、通訳翻訳を専業にしている場合は公的サービスとしての通訳翻訳を専業としているのか、あるいは通訳翻訳以外の仕事を持ちながら翻訳に携わっているのか、そして最後にその他の中から選択してもらった。ここでの活動は、無償のボランティア活動を意味する。

結果、一般的な通訳翻訳の専業者は4名、公的サービスに特化した通訳翻訳の専業者は3名であり、合わせて通訳翻訳の専業者は7名であった。一方、通訳翻訳以外の仕事に従事する者は5名であった。この5名の内訳は、語学講師や会社等での常勤職員であった。その他を選択した協力者は8名であったが、全員が大学院生であった。先に挙げた在留資格等の区分では「就労が認められない資格保有者」にあ

たる者が5名含まれているが、認められた活動で制限時間の範囲内（週28時間以内）では就労が可能であり、無償のボランティ活動だけでなく、有償のボランティア活動にも携わっており、翻訳報酬を得ていた。

表3-1　在留資格等の区分別協力者の主な活動及び仕事（N=20）

	活動制限なし	就労不認可	就労認可	日本人	計
一般的な通訳翻訳に専業	2	0	0	2	4
通訳翻訳以外の仕事に専業	1	0	1	3	5
公的サービスとしての通訳翻訳に専業	3	0	0	0	3
その他	1	5	0	2	8
計	7	5	1	7	20

公的サービスとしての通訳翻訳の専業者3名の内、日本語を第1言語とする者はいなかった。その内訳の第1言語はスペイン語、ポルトガル語、タイ語であった。スペイン語、ポルトガル語は日系人が多く、多文化共生施策そのものが日系人を主な対象としている背景から就労支援など、相対的に仕事の需要は高い。タイ語は、通訳翻訳産業で需要が低く、満足のいく収入を確保することができなかったが、公的サービスとしての翻訳の分野では需要があったと回答した。一方、一般的な通訳翻訳の専業者は4名であったが、その内訳は日本人2名で対象言語は中国語と英語であり、活動制限のない2名の協力者の対象言語は中国語であり、通訳翻訳産業で需要の高い言語ほど通訳翻訳を職業として選択していた。

(6)　通訳経験

本調査は翻訳経験を対象にしているが、通訳行為に付随する形での翻訳行為も存在することから、通訳経験及び公的サービスとしての通訳経験についても調査した。通訳経験（Q10）が意味する経験とは継続した経験であり、10年前に一度通訳を経験したことが、通訳経験は10年に達したとは見なさず、1年未満と見なす。1年未満には数回の通訳経験を含んでいる。すなわち、実務経験はあるが、まだ導入の段階であるという意味で1年未満（あるいは数回）という単位を設けた。

1年以上から3年未満の期間は、通訳業務を一通り経験して慣れ始め、現状への認識も深まっていく段階と捉えた。3年以上5年未満の期間は通訳業務の経験年数が長いことから事例も豊富で、現状に対する課題を抱き始める段階であると捉えた。5

年以上 10 年未満の期間は、現状に対する課題を抱き、改善して試みることができる経験豊富な段階で自身の通訳者あるいは翻訳者観を抱き始める段階である。10 年以上の経験を有する段階は自身の通訳者観や翻訳者観を確立しながら、業務を進めていくことのできる段階と位置付けた。

本来通訳経験は、年数よりも実働稼働時間を、また翻訳経験に関しては文字数を考慮した方がより経験を正確に反映した統計であるが、本調査は通訳翻訳を専業として活動している協力者のみを対象しているわけではないので、より多くの協力者が統一しやすい基準を設定できるように、経験年数や翻訳の場合は翻訳件数を数値として挙げた。

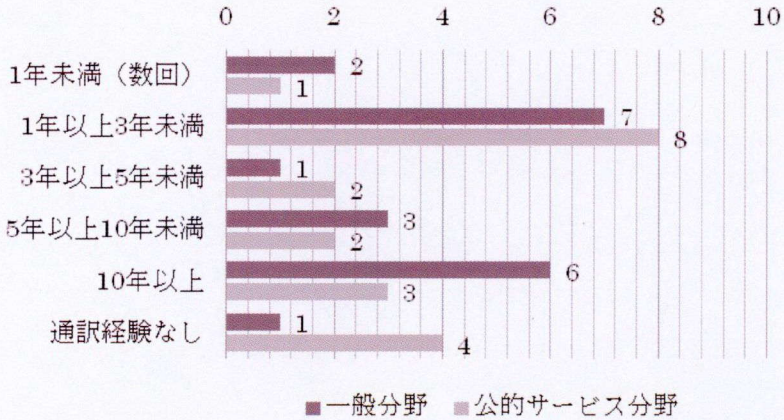

図 3-5　一般的な通訳と公的サービス分野の通訳経験年数の比較（N=20）

通訳経験年数（Q10）は、1 年未満（数回）が 2 名、1 年以上 3 年未満である協力者は 7 名と最も多く、3 年以上 5 年未満及び通訳経験なしがそれぞれ 1 名と最も低かった。5 年以上 10 年未満は 3 名であり、10 年以上の経験を持つ協力者は 2 番目に多く 6 名であった。次に公的サービスとしての通訳経験年数（Q11）は 1 年未満が最も少なく 1 名であり、1 年以上 3 年未満が最も多く 8 名であった。次に多かったのは通訳経験なしで 4 名であった。通訳経験はあっても公的サービス分野における通訳経験はない答えた者は 3 名いた。10 年以上の経験を有する協力者は 3 名であり、続けて 3 年以上 5 年未満及び 5 年以上 10 年未満が同数の 2 名であった。以上の結果をまとめて、通訳経験年数と公的サービスとしての通訳経験年数をクロスさせた図 3-5 を示す。

(7)　翻訳経験

翻訳経験年数（Q12）に関しては、1 年以上 3 年未満及び 10 年以上の翻訳者が同数で 7 名であった。最も少なかったのは 3 年以上 5 年未満で 1 名、次に 1 年未満（数

回）が 2 名であった。5 年以上 10 年未満は 3 名であり、多様な翻訳経験年数を有する協力者を網羅できた。また、翻訳経験が豊富な経験年数が 5 年以上の翻訳経験者も合わせて 10 名に上った。一方、公的サービスとしての翻訳経験年数（Q13）は、翻訳経験年数の結果と同様に最も多く回答した項目は 1 年以上 3 年未満で 8 名であった。続いて 1 年未満（数回）及び 5 年以上 10 年未満が同数の 4 名であった。最も少なかった項目は 10 年以上で 1 名であった。5 年以上 10 年未満の項目は 3 名であった。翻訳経験と公的サービスとしての翻訳経験年数とを比較した図 3-6 を以下に示す。

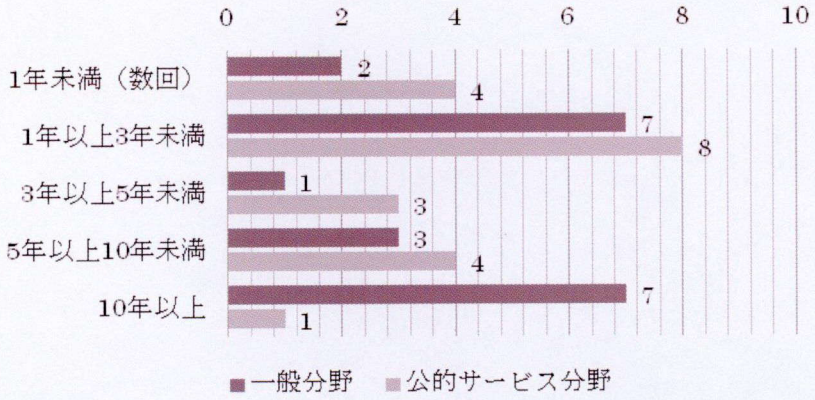

図 3-6　一般的な翻訳と公的サービス分野の翻訳経験年数の比較（N=20）

公的サービスとしての翻訳は多文化共生施策が始まった 2006 年以降に本格的にその需要が拡大し、調査当時の 2011 年の段階では 5 年から 6 年ほど経過した時期であった。そのため、公的サービスとしての翻訳に 10 年以上携わっていると回答した協力者は一般の翻訳経験と比較して 7 名から 1 名にと大幅に減少した。一方で 3 年以上 5 年未満及び 5 年以上 10 年未満の項目はいずれも公的サービスとしの翻訳経験年数が上回っていた。また、公的サービスとしての翻訳では 1 年未満（数回）と回答した協力者が 2 名から 4 名に増加しているが、これは 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関連した緊急情報支援に携わった翻訳者を含んでいるためである。

公的サービスとしての翻訳は実際に年平均でどの程度の翻訳件数を受けるのであるか。Q14 では翻訳者は担当する翻訳件数を年平均換算で回答した。最も多く回答した項目は 26 件以上の 9 名であった。月平均にすると少なくとも 2 件以上担当していることになる。次いで多かったのが 5 件未満で 4 人であった。言語によって需要が異なるが、公的サービスとしての翻訳経験年数が 1 年未満（数回）である協力者が 4 名に上ることから、月平均で換算すれば、より詳細なデータが得ることができたかもしれない。また、公的サービスとしての翻訳経験が 1 年未満の協力者 4 名の

内3名は翻訳件数が5件未満であった（表2）。最も少なかった項目は21件以上25件未満で0件であった。5件以上10件以下は3名、次いで11件以上15件以下及び16件以上20件以下が同数で2名であった。

表3-2　公的サービスとしての翻訳の経験年数と（年平均）受注件数（N=20）

	1年未満（数回）	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	計
5件未満	3	0	1	0	0	4
5件以上10件以下	0	2	0	0	1	3
11件以上15件以下	0	2	0	0	0	2
16件以上20件以下	1	0	1	0	0	2
21件以上25件未満	0	0	0	0	0	0
26件以上	0	4	1	4	0	9
計	4	8	3	4	1	20

全体の約半数の9名が年に26件以上翻訳を実施している一方で、5件未満が4名おり、各協力者の年平均の翻訳件数には開きがある。翻訳件数が5件から10件以下の協力者3名の内2名は経験年数が1年以上3年未満であり、11件以上15件以下の協力者2名とも翻訳経験年数が1年以上3年未満と比較的経験年数が低く、経験豊富な翻訳者に仕事が集中する傾向が見られた。ただし、件数は翻訳分量を表しておらず、1件が1万文字の分量であるかもしれないし、500文字の分量である可能性もある。

次に翻訳件数の多少に関して、翻訳件数は協力者の現在の主な活動や仕事からも影響を受けるかもしれないが、翻訳件数の多少を言語別に検討した（表3-3）。

表3-3　言語別公的サービスとしての翻訳件数との相関（N=21）

	5件未満	5件以上10件以下	11件以上15件以下	16件以上20件以下	26件以上	計
タイ語	1	1	1	0	2	5
中国語	0	0	1	0	3	4
フィリピン語	0	0	0	1	2	3
英語	0	1	0	0	1	2
韓国語	2	0	0	0	0	2
スペイン語	0	1	0	0	1	2
インドネシア語	0	0	0	1	0	1

ポルトガル語	0	0	0	0	1	1
ロシア語	1	0	0	0	0	1
計	4	3	2	2	10	21

多文化共生施策における情報の多言語化において、その対象言語は外国人登録者数の多い順に言語が選定がされている現状については前章で既述した通りだが、表3に示された通りその多言語化の対象言語の翻訳件数が多い傾向にあることがわかる。例えば、英語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ポルトガル語の翻訳件数は26件以上に上った。韓国語は情報の多言語化の主な対象言語に含まれているのであるが、韓国語が専門の協力者2名の内、一人は通訳翻訳以外に専業の仕事を持ち、またもう一人に関しても大学院生であることから積極的に翻訳の受注に動くことができていなかったと推察される。

ロシア語やタイ語は需要の少なさもあり5件未満であった。タイ語に関しては26件以上の翻訳を受けている協力者もおり、その2名の内一人は公的サービスとしての通訳翻訳を専業としており、もう一人に関しても非常勤ではあるがNGO/NPO団体でコーディネーターとして勤務している。希少言語であり、かつ主な多言語化の非対象言語であっても一様に公的サービス分野で翻訳の需要が少ないとは言い切れず、翻訳者個人の活動や仕事に影響を受けるということが明らかになった。

協力者が公的サービスとしての翻訳を受けるための登録先件数(Q1.15)の結果は、5件未満が18人(90%)であり、5件以上から10件未満が登録先と挙げたのは2名であった。この2名は共に翻訳件数が26件以上であり、主な活動及び仕事に関しては、一方が通訳翻訳を専業に、もう一方は公的サービスとしての通訳翻訳を専業としていた。しかし、多くの協力者は登録先件数が5件未満であり、登録先件数と翻訳件数の相関関係は低いと考えられる。この要因は、やはり依頼者と翻訳者との間に信頼関係があり、依頼者が翻訳者の翻訳の質に満足していれば、仕事を依頼する機会も増えるために、翻訳者も敢えて登録先を増やす必要なく仕事を得ていると考えられる。なお、翻訳件数は必ずしも登録先から得る場合に限らない事例もあった。一例として、友人や知人から仕事の紹介を受ける場合であるが、詳細は次章で説明する。

翻訳に関わる研究会や実務者のための協会等への所属の有無(Q17)について、17名は所属しておらず、3名が所属していた。その内訳は、2名は日本学術振興協会が認定する学術団体に属し、もう1名は協力者の国の出身たちが集まり通訳や翻訳について情報を共有するためのコミュニティに属していた。ヨーロッパの研究では、半数以上が何らかの団体に所属しており、公的サービスとしての翻訳に係る予算規模が大きく、一種の業界として認識され、翻訳者のための組合も存在する。一方日本では、翻訳者協会や日本通訳翻訳学会が存在するが、中心となる言語は英語

である点や公的サービスとしての翻訳という分野は英語翻訳者にとっては単価が低く、需要の低い分野である点などを踏まええ、議論の対象としてあまり捉えられていない。

2　公的サービスとしての翻訳に関わる動機

公的サービスとしての翻訳活動あるいは仕事に関わろうと思った動機（Q16）ついて、当てはまると思う「(a)人の役に立ちたいため」から「(j)その他」までの 8 項目を上位 3 つまでを選択する形で協力者から回答を得た。その結果を図 3-7 に示す。

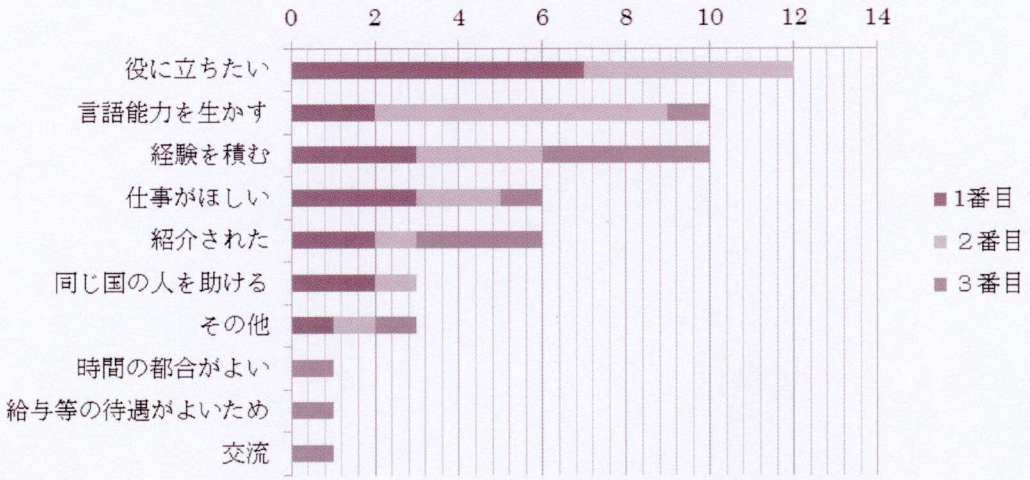

図 3-7　公的サービスとしての翻訳に関わる動機（N=53）

回答数が 53 に上った理由は、上位 2 つまで挙げた者が 7 名おり、上位 3 つまでを挙げた者が 13 人であったためである。上位 3 つまでを総計して比較した場合、「役に立ちたい」という動機が最も多く 12 回答を得た。次に言語適正が問わる「言語能力を活かす」及び「経験を積む」が 10 回答をそれぞれ得て 2 番目に多い項目であった。また単に「紹介された」ということと「仕事がほしい」が同数の 6 回答で次に続いた。

公的サービスとしての翻訳はコミュニケーション支援の一環の中でボランティアという要素が強い分野である。そのため何らかの形で社会に役に立ちという思いがあり、また日本国出身でない者にとっては、異国の地である日本で日本語能力が充分でない者に何か手助けをしたいという気持ちがあり、翻訳という行為につながっていると考えられる。また、公的サービスとしての翻訳という分野は、自身の言語能力を活かすことのできる数少ない限られた機会でもある。そのため、希少言語を扱う翻訳者にとっては言語能力を活かすことは、翻訳者としての経験、すなわち翻

訳者としてのキャリアを積む機会とも同時に捉えることができる。よって、「経験を積みたい」という動機を挙げるものが 2 番目に多い結果となった。一方、公的サービスとしての翻訳を仕事として捉えて収入を増やす機会であると回答した協力者も 6 名いた。

以上の結果から、表 3-1 に示したように一般的な通訳翻訳を専業とする協力者が 4 名、公的サービスとしての通訳翻訳を専業とする協力者が 3 名いることからも、仕事として捉えることは不自然ではなく、日本における公的サービスとしての翻訳に関わる翻訳者の中に、翻訳を生業にして活動する翻訳者と無償のボランティアで活動する翻訳者が混在していることが示された。ただし、注意すべきは、無償のボランティアで活動する翻訳者、ここでは「仕事がほしい」を動機に掲げなかった翻訳者の中には、一般的な通訳翻訳を専業とする者もおり、その区別は翻訳の分野に依って判断することは難しいだろう。

以下の図 8 は、一般の通訳翻訳専業及び公的サービスとしての通訳翻訳を専業とする 7 名の動機を図にしたものである。報酬を得る目的を第一に挙げた翻訳者もいるが、一方で最も多かった項目は「役に立ちたい」であった。その他にも「同じ国の人を助ける」や「その他（恩を返すため）」という動機も見られ、無償のボランティアによる翻訳は、翻訳経験の少ないアマチュアのボランティア翻訳者によるという前提は立たないことがわかる。また、これら 7 名の翻訳は既に翻訳の仕事をしていることから、図 3-7 と比較して「経験を積む」という動機は高くないことも特徴の一つである。

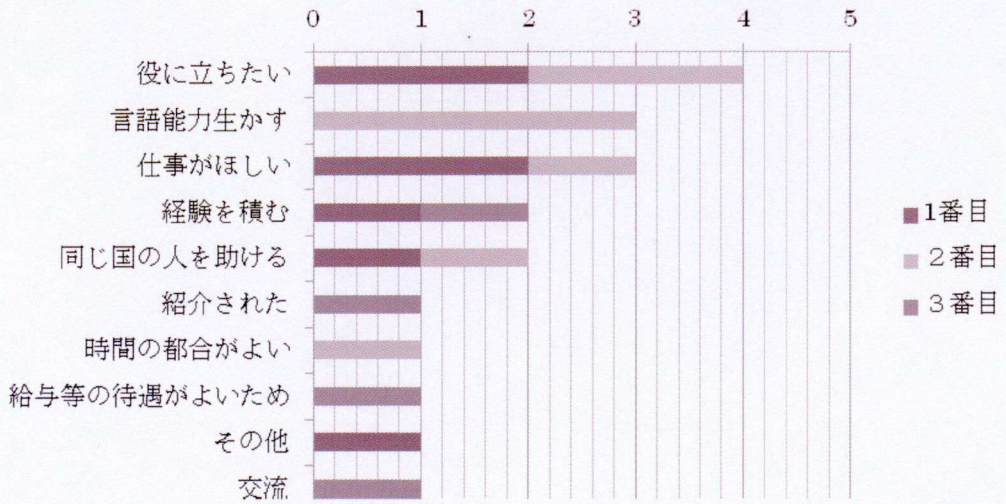

図 8　一般の通訳翻訳及び公的サービスとしての通訳翻訳を専業とする翻訳者の動機（N=18）

ここで上位別公的サービスとしての翻訳活動あるいは仕事に関わる動機を項目別に分析を試みる。

項目(a)「役に立ちたい」は上位1番目の動機で最も多く選択された項目であった。また2番目の動機でも5名が選択しており、公的サービスとしての翻訳に携わる動機の中で最も強いことがわかった。役に立つという意味においては、項目(e)「同じ国の人を助ける」という項目も同様の動機であろう。項目(b)「言語能力を活かす」は2番目の動機として挙げた協力者が最も多く7名であった。確かに言語能力を活かすことが第一の動機であるならば、公的サービスとしての翻訳だけでなく、一般の通訳翻訳やその他の仕事でも可能であるためであろう。項目(c)「紹介された」は、当初は自らの意志でなく、友人等から公的サービスとしての翻訳の存在を紹介されたり、翻訳を依頼されたりして、その際に断りきれず、あるいは興味を持って翻訳を始めたという理由である。ただし、入口が「紹介された」ということであっても、活動に興味を持ち継続的に翻訳に携わる協力者もおり、公的サービスとしての翻訳に関わる機会の拡大という点において重要な動機であると考えられる。

一方、項目(e)及び項目(f)は3番目の動機として挙げられているが、翻訳という仕事の特徴を表しているともいえる。翻訳は自身の都合に合わせて開始することができるために、時間の都合がよい点を挙げることは当然であるが、「給与等の待遇がよいため」とはどういうことであろうか。この点を挙げた協力者は1名のみであるが、この協力者は仲介を挟まずに依頼元から直接報酬を得ており、また司法分野ということで翻訳単価も高いために待遇がよいと感じているようである。翻訳の報酬についてはインタビュー質問項目（設問C）での検討に譲る。

項目(g)「経験を積む」は1番目の動機から3番目の動機まで比較的均等に挙がっている。翻訳を専業とする者にとっては、もはや経験を積むということはあまり重要視されていないことは図 3-8 で示した通りである。これまで翻訳の経験が浅い翻訳者や希少言語の場合、翻訳をする機会が少ないために公的サービス分野での翻訳を報酬よりも経験を積むことを目的の一つと捉えていると考えられる。

この結果は、翻訳者側および依頼元/者側の双方にメリットを見出していることを示唆しているのではないだろうか。翻訳者側のメリットは先述した通りであるが、依頼元/者側にとっていわゆるプロの翻訳者に翻訳料金を支払うよりも OJT の感覚で翻訳を依頼する方がボランティアベースの報酬で支出を抑えることができる。ただし、この事例は精緻な訳出を求められていない場合に限ることが条件である。その理由は、翻訳の目的を達成することが最も重要なことであって、正確な訳出はその目的を達成するための一つの基準に過ぎないからである。

項目(h)「交流」という動機を挙げた協力者の在留資格は「就学」であり、労働は認められていないが、「仕事を通して様々な人と出会い、活動の幅を拡げていきたい」

と述べていた。在留資格が「就学」の場合、就労できる業務内容は限られているが、公的サービスとしての翻訳との関わりを、人的ネットワークを拡げるためのよい機会であると捉えていることがわかる。項目(i)「仕事がほしい」という動機を挙げた協力者は、公的サービスとしての翻訳をボランティアではなく、仕事であるという前提を持っていることがわかる。本分野で通訳翻訳を専業とする協力者の中には、仕事としてではなく、ボランティア活動と捉える者もおり、本分野に関わる立場によって、公的サービスとしての翻訳の定義の揺れが大きいことを示唆している。

項目(j)「その他」という動機を挙げた協力者もおり、その具体的な内容は、「かつて自身がコミュニケーション支援の恩恵を受けていたので、その恩返しのつもりで行っている」という点、「家から近い」という点、そしてその仕事が「安定している」という点であった。「恩返し」として役に立ちたいという人材も見られ、コミュニケーション支援を受けた者が将来支援を受ける側から提供する側へと変わり、人材の好循環が期待できる。将来的にも在住外国人は増加していくものと想定されていることから、将来へ向けての社会資源としてコミュニケーション支援を捉えることもできるだろう。

3　事前調査結果のまとめ

本節では、半構造化インタビュー調査前に実施した事前アンケートの結果と考察を行ってきた。本インタビュー調査の協力者は20歳代から50歳代の男性3名女性17名である。協力者が対応する日本語との言語組み合わせは9言語であり、その内訳はタイ語、中国語、フィリピン語などで、外国人登録をしている国の公用語を95%以上（平成23年度比較）網羅しており、言語の多様性を確保していた。また、日本語を第1言語としない協力者13人の内11人が日本語能力試験1級の合格者であり、日本語能力が高い。日本語を第1言語としない協力者13名の在留資格等から、「一般的な通訳翻訳に専業」している者や「公的サービスとしての通訳翻訳に専業」している者もいる一方で、就労が認められない在留資格を持つ5名は大学院生という身分であり、様々な立場にいる者の意見を反映させることができた。

本調査が対象とする公的サービスとしての翻訳に携わってきた経験年数は、1年以上3年未満が最も多く8名であり、続いて5年以上10年未満及び1年未満（数回）が4名であった。一般的な翻訳経験年数と比較した場合、10年以上の経験を持つ翻訳者が7名から1名と大幅に減少していた。この要因は、多文化共生施策が開始された年が2006年であることから、その当時から本分野に関わったとしても約6年ぐらいであり、10年以上の経験を積むことが難しいと考えられる。ただし、協力者の翻訳経験年数は各区分に分散していた。

公的サービスとしての翻訳に関わる動機については、たとえ通訳翻訳を専業とする者であっても最も高い動機は「役に立ちたい」であった。単に金銭を得ることを

目的にするのではなく、自身の言語能力を活かして、同じ国の人を助け、交流を広げたいと考える協力者が多かった。一方で、翻訳経験年数が浅い場合は経験を積みたいという動機を掲げる協力者もおり、また公的サービスとしての翻訳分野を専業に活動する協力者や言語（英語、中国、ポルトガル語）によって競争が激しい言語中には、仕事を望むことを第一の動機に挙げる者もいた。

このように、公的サービスとしての翻訳は、一般的にボランティアで行う、あるいはボランティアベースに基づいた報酬を得る翻訳として見られるが、実際に翻訳をしている者の中は、プロの翻訳者も無償の活動として翻訳を行っており、生活の糧として、あるいはいくつかある分野の一分野として捉えて翻訳を行っている者もおり、翻訳者を養成していくという議論とは接点が見出しにくい。というのも、本分野での翻訳者養成とは、プロの翻訳者を主に想定していないためである。　加えて、本分野に関わる翻訳者を単にスキルが乏しく、アマチュアな翻訳者と捉えることも本事前アンケートを通して見た場合、正確ではない、協力者 20 人中 18 人が商業目的の翻訳に携わってきていることからも明らかである。

公的サービスとしての翻訳という分野は多文化共生施策におけるコミュニケーション支援の一環であるが、地域における日本語教育など他の分野においても無償のボランティアが多く活躍している。そのために、サービスの質や評価が議論になった場合、サービス提供者が報酬を得ているかいないか、具体的にはボランティアか専門家かといった比較がなされていることがある。しかし、無償のボランティアであっても、本事前アンケートから明らかになったように専門家が「役に立ちたい」という動機で活動に携わっている場合も多く見られた。そのため、サービスの質も実は専門家かボランティアによるものかということで判断することはできないだろう。なお、専門家が無償のボランティアで翻訳をした場合、報酬を得たときとサービスの質が変化するかという結果は、後のインタビューで議論を行いたい。よって、本分野を議論する際には、ボランティアかプロによるものかという職業に基づいた 2 項対立を前提に議論はしない。本事前アンケートから明らかになったように、幅広い年齢層及び多様な言語、現在の活動や仕事及び翻訳経験年数など多角的な視点に基づいた議論を進めていく必要を示すことができた。

第4章

多文化共生施策における翻訳者行為の構造化[1]

本章の目的は、生成された翻訳テクストにおける背景や翻訳過程を理解することであり、その方法として翻訳者へのインタビュー調査を行った。翻訳の質について議論する場合、翻訳者の技術や倫理、あるいは報酬並びに動機などの様々な要素が複雑に絡み合いテクストが生成されることを前提として捉える必要がある。なぜなら、いくら翻訳者が高度な技術を伴っていたとしても、翻訳報酬が低ければ翻訳への動機付けが低下し、結果として翻訳の質と翻訳技術との相関があまり見られないためである。翻訳テクストを分析するに当たり、そのテクストが生成されるまでの過程や翻訳者が置かれている状況を理解することは、翻訳分析を単なる翻訳批評として位置付けるのではなく、政策的に位置づけられた多様な翻訳者による産物と捉えることにつながると考えられる。

そこで本章では、①翻訳者が公的サービスとしての翻訳にどのように関わりを持ち始めたか、②翻訳の依頼者に望むことは何か、③翻訳報酬に対してどのような認識を持っているか、④翻訳者に向けた教育あるいは研修についてどのように考えているのか、⑤公的サービスとしての翻訳活動にかかわる上で翻訳者に求められる特性や翻訳技術は何か、⑥翻訳者の役割をどのように認識しているのか、⑦実践における翻訳にはどのような方略がとられているのか、⑧民間業者が参入することについてどのように思うか、⑨公的サービスとしての翻訳について提案や理想は何か、以上の主な9点に対して行った半構造化インタビューの結果および考察を述べる

第1節　翻訳に関わる経緯

本節では、翻訳者が公的サービスとしての翻訳にどのように関わりを持ち始めたかという点、これまで実際に翻訳した分野、具体的にはその内容はどのようなものであったかという点、の2点について半構造化インタビューを実施した結果を述べ、考察を行う。

1　翻訳との関わり

(1) 分析結果

インタビュー分析の結果、29事例の事例数から1領域、2カテゴリー、そして6

---

[1]本章の一部は、次の研究成果の内容に加筆・修正を加えたものである。
論文1：山本一晴（2012）「公的サービスとしての翻訳における希少言語翻訳者とユーザー及び読み手との関係性」『翻訳研究への招待』第7号: 89-106.

サブカテゴリーからなる 14 項目を抽出した（表 4-1 を参照）。なお、ここで言う領域とは、サブカテゴリー及びカテゴリーの内容を構造化分析によって抽出した項目であり、本結果では、「翻訳への関わり」であった。またサブカテゴリー及びカテゴリーとは、説明内容分析によって得られた項目を要約的分析によって抽出した項目である。説明的内容分析とは、インタビューで語られた内容を類型化すること目的としており、ここでは 14 項目を抽出した。

表 4-1 翻訳との関わり

構造化分析	要約的分析					
			説明的内容分析			
					事例数	
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
翻訳への関わり	受動的機会による関わり	友人・知人からの紹介	友人から仕事の存在を紹介	友人からの紹介で興味があって	8	20
			友人から依頼	友人から翻訳を頼まれて		
			友人からの誘い	友だちに誘われて、一緒に登録した		
		大学での情報提供	大学の先生から紹介	大学の先生から紹介されて連絡した	7	
			大学の先輩から紹介	大学の先輩に紹介してもらった		
		仕事としての依頼	民間事業者からの翻訳依頼	公的施設で翻訳をする仕事の依頼	3	
				入札で落札したPST関連の翻訳を依頼された		
		仕事上での紹介	会社の同僚から紹介	以前の勤務先の同僚からの知らせ	2	
			勤務先から仕事先を紹介	活動していた公的機関から別の公的機関にも仕事を紹介された		
	能動的機会による関わり	自発的な情報収集	募集情報を知り自ら連絡	市の広報ボランティア募集を見て、自ら連絡	7	9
				パンフレットで募集を知り、自ら連絡した		
			事前登録しているNGO/NPOからの依頼	登録先から震災関連情報の翻訳をしてほしいと依頼された		
				MLによる告知で翻訳活動に加わった		
			以前から仕事の存在を知っており、自ら連絡	以前の勤務した仕事と同じ業界で仕事の存在を知っていた		
		友人・知人からの紹介	友人に紹介してもらい、自ら連絡	友人から仕事があることを紹介してもらった	2	

各カテゴリー及びサブカテゴリーの詳細を述べる。抽出したカテゴリーは、①受動的機会による関わりの 22 事例（69.0%）と、②能動的機会による関わりの事例（31.0%）である。カテゴリー①受動的機会による関わりは、「友人・知人からの紹介」「大学での情報提供」「仕事上での紹介」「仕事としての依頼」の 4 つのサブカテゴリーから成る。一方、②能動的機会による関わりは、「自発的な情報収集」「友人・知人からの紹介」の 2 つのサブカテゴリーから成る。

受動的な機会による関わりのサブカテゴリーの内訳は、関わりを持つきっかけとなった経緯を基に類別した結果、「友人や知人からの紹介」が最も多く 8 事例であった。身近にいる存在として友人や知人が、翻訳者に公的サービスとしての翻訳の存在を紹介したり、一緒に翻訳しようと誘ったり、あるいは翻訳を直接依頼されたことによって機会を得たことが分かった。次に多い事例は大学の先生や先輩からの紹介によるもので、7 事例であった。この事例の中には、東日本大震災時に大学の教員から多言語情報の提供に際して協力を求められた事例、在住外国人児童の教育支援に携わっている指導教員から翻訳の依頼を受けたという事例であった。

公的サービスとしての翻訳はボランティアによる活動が中心であるという捉え方もできるが、一方で翻訳の「仕事としての依頼」事例は3事例であった。翻訳の仲介を行っている民間事業者から依頼であり、その内2事例は自宅ではなく定められた公的施設に赴きその場で翻訳を行うという事例であり、残りの1事例は商業目的の翻訳と区別なく公的サービスとしての翻訳を一分野と捉え、翻訳者に仕事を依頼した形であった。

最も事例が少なかったサブカテゴリーは「仕事上での紹介」で2事例であった。本事例は、退職する前に勤めていた勤務先が翻訳に関わる業務を行っていたために、同僚から仕事の存在を紹介してもらったという事例と、もう一方は既に公的機関で翻訳の仕事をしており、別の公的機関での翻訳の仕事を上司から紹介してもらったという事例であった。

「能動的な機会による関わり」のサブカテゴリーの内訳について、関わりを持つきっかけとなった経緯を基に類別した結果、「自発的な情報収集」が最も多く7事例であった。項目別では、自治体が発行する広報やパンフレットでボランティア募集の情報[2]を得て、自らの意志で判断し、接触を図ったという事例は3事例であった。受動的な機会による関わりにおいても、何らかの情報を得て自ら連絡した場合が考えられるが、能動的な機会による関わりでは、募集情報を自発的に得ている点が異なる。また、公的サービスとしての翻訳に関わる意志があり、事前に登録しておいたNGOやNPOから翻訳の依頼があったという事例は3事例で、東日本大震災に関連した緊急情報の翻訳依頼であった。一例として、東日本大震災時にNPOからのメーリングリストによって翻訳の協力を要請していることを知り、連絡したということであった。最後の項目である「以前から仕事の存在を知っており、自ら連絡」したという事例は、公的な職を辞した後に翻訳者として元の職場に連絡を取り、翻訳を依頼してもらったという経緯であった。ここではいう元の職場では外国人と常に関わりがあり、情報を多言語化に翻訳する、あるいは多言語情報を日本語に翻訳する必要性が常にあった。

「能動的な機会による関わり」のサブカテゴリーの内訳での「友人や知人による紹介」は、2事例であった。本サブカテゴリーが受動的な機会による関わりにおける「友人や知人による紹介」と異なる点は、翻訳者が友人や知人に紹介を依頼しているという点である。受動的な機会による関わりでは、翻訳者は紹介してもらう、ではなく、「された」という依頼の形であった。

(2) 考察

分析結果から受動的あるいは能動的な機会によるきっかけに限らず、友人や知人を介した紹介が見られ、主に個人的なつながりによって公的サービスとしての翻訳

[2] 具体的な募集要項の例は2章で検討している。

に接触を持ち始めていたことが明らかになった。その接触はボランティア活動の場だけでなく、教育や仕事と関わる場面でも行われ、空間の拡がりを確認できた。

坂本（2008）によると1995年に阪神淡路大震災時の多言語による情報の必要性が高まり本格的な外国人支援が始まったが、個人的なつながりによって翻訳に関わった者の中には、東日本大震災時の多言語情報の提供をきっかけに関心を持った者がおり、災害時の被災者支援という点で阪神淡路大震災時の事例と似ている。今回は在住外国人が地域に共に暮らすという視点が既に施策に盛り込まれており、大学やNGO/NPOも積極的に活動に参加した結果、翻訳者を受け入れる裾野が拡がったと考えられる。

しかし、今後も個人的なつながりによって人材を確保としていくという戦略でよいのだろうか。確かに地方自治体やNGO/NPOは、公的サービスとしての翻訳の活動やその趣旨について社会に対してより認識を深めてもらうための周知活動を行っているかもしれないが、本調査の結果から事前にNGO/NPOに登録していた事例は3事例（10.3%）に留まっている、この結果は、接触や関わる経緯という点に焦点を絞っているが、個人的なつながりによる接触が多いことは、活動そのものが地域性の高さを示唆している。今後、人材確保のためには地域の枠に縛られず、民間の翻訳会社と社会貢献の受け皿として連携し合うなど、社会的ニーズの把握や多様な連携を模索する必要がある。

公的サービスとしての翻訳が持つ社会性に関心がなくとも、登録先の翻訳会社から翻訳の依頼受けることもある。本調査から、必ずしもボランティアを目的に関わりを持ち始めたわけではない翻訳者の存在も確認できた。競争入札制度による公共サービス事業の外部委託化が進む中、翻訳者にとって民間事業者からの公的サービスとしての翻訳は特別な領域ではなく、産業や医学、映像などの分野の一つとして捉え始めている。公的サービスとしての翻訳の独自性とは何か。もはやボランティアやコミュニティワークという概念による定義では網羅できないほど公的サービスとしての翻訳の領域が拡大する一方で、公的サービスとしての翻訳の独自性が薄まりつつあると考えられる。

2　実践としての翻訳の範囲

(1) 分析結果

インタビュー分析の結果、1領域、3カテゴリー、そして9サブカテゴリーからなる24項目を抽出した（表4-2を参照）。抽出した総事例数は61事例であった。

表 4-2　実践としての翻訳の範囲

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析		事例数	
			項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
実践としての翻訳の範囲	行政分野	緊急時の対応に係る情報	震災時の緊急情報	大学が主導して情報を提供する際に手伝った	10	48
				NPOが主導して情報を提供する際に手伝った		
			防災	避難方法や避難先についての情報を翻訳		
		生活情報	就学案内	就学前の入学に関する手続き	26	
			学習支援	就学後の保護者に対そて学校でのお知らせや通知表といった配布資料		
				就学後の児童に対する教科書内容や配布資料		
			進路指導	高校の進路選択の案内		
			幼児教育における多文化対応	幼稚園でのイベントや持ち物などの配布書類		
			教育支援に関わる翻訳者支援	大学のプロジェクトで学校での配布資料の雛型集を作った		
			医療・保健	患者に配る資料や問診票を翻訳		
				治療や入院の際に必要な資料		
				インフルエンザの予防のための保健所からの情報		
			就労・労働	見学先の会社の概要や予定表、配布物など		
				研修生の日常生活に関する情報全般や会社でのルール		
			居住支援	市営住宅の案内や生活ルールやマナー		
			地域社会	生活ガイドブックの外国語版の作成		
				広報誌の外国語版		
				地域イベントのお知らせの		
				自治体の概要や紹介文を翻訳		
		権利・義務に係る情報	福祉	市のサイトで介護制度の説明	7	
				検診制度や子ども手当ての翻訳		
				国民健康保健の説明		
			税に係る情報	確定申告や税の内容について		
			外国人登録法に係る案内	入管からの制度等に関する情報		
			行政手続きに係る提出書類	婚姻関係、出生関係、死亡届、独身証明書など		
		相談に係る情報	相談窓口の案内	DVが発生した時の通報先などの情報	3	
				相談窓口の場所や日程		
			相談窓口の支援	相談窓口で受けた書類や必要となる書類		
		公共交通機関に関する情報	公共交通機関の利用支援	電車の案内や乗り方	2	
				駅名表示の外国語化		
	国際交流分野	活動支援	ニュースレターの発行	国際交流協会が独自に発行するニュースレターの外国語版	3	5
			国際交流活動支援に関わる翻訳者支援	在住外国人のサポーターになってもらう人に向けたガイドブックの外国語版		
			調査支援	情報のニーズを調査するための質問紙票の作成		
		交流事業	姉妹都市交流	交流の目的や寄付する物の説明	2	
	司法分野	入国管理局	入管から依頼される信書等の翻訳	提供される情報や申請書類、入管に対する手紙などの翻訳をする	8	8
		刑務所	刑務所で依頼される信書等の翻訳	収容された人の手紙や刑務所で生活する上で必要な情報の翻訳をする		

カテゴリー別にサブカテゴリーの詳細を述べる。まず、カテゴリー①行政分野の48事例（78.7%）におけるサブカテゴリーは、緊急時の対応に係る情報、生活情報、権利・義務に係る情報、相談に係る情報、そして公共交通機関に関する情報、の5つに類型化した。それぞれのサブカテゴリーは各項目から成り、本調査が対象とした実践における翻訳の範囲である。

次に、カテゴリー②国際交流分野の5事例（8.2%）においては、活動支援と交流事業の2つのサブカテゴリーが生成された。③司法分野の8事例（13.1%）においては、入国管理と刑務所の2つのサブカテゴリーから成る。なお、サブカテゴリー

および項目の類型化に関して、神奈川県横浜市による多言語情報の類型化（表 4-3）及び「地域における多文化共生推進プラン」の具体的な施策に挙げられた支援別の項目を参照枠として活用した。

表 4-3　2006 年「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」

	分　野	例　示
(1)	緊急時の対応に係る情報	地震、火災、テロ、防疫、防犯等
(2)	生活情報	就学、保健・医療、福祉、労働、住宅、公共料金の納付方法等
(3)	権利・義務に係る情報	健康保険、税制度等
(4)	相談に係る情報	多言語相談の日程や場所、よくある質問・相談等
(5)	利用の多い施設情報	保健福祉事務所、病院、県税事務所等の業務案内等

行政分野の情報の多言語化は地方自治体が中心的な役割を担っており、その内訳では、生活情報が最も多く 26 事例であった。続いて緊急時の対応に係る情報が 10 事例であり、第 3 に権利・義務に係る情報が 7 事例あった。権利・義務に係る情報の中には生活情報に組み込むことの可能な内容も含まれているが、権利・義務に特化した内容のみを項目として抽出した。次に、相談に係る情報は 3 事例あり、公共交通機関に関する情報は 2 事例であった。

行政分野のサブカテゴリー別に項目の結果を述べる。まず、生活情報において、最も多かった事例は教育に関する項目で 11 事例あった。就学前段階と就学後段階、そして「地域における多文化共生プラン」で「幼児教育幼児教育制度の周知および多文化対応」の支援が挙げられているように、幼児教育における多文化対応として、幼稚園でのイベントや持ち物などの配布書類を翻訳をしている事例が見られた。また、教育支援に関わる翻訳者への支援として、配布資料の多言語版雛型集の作成を行う事例があり、「地域における多文化共生プラン」や横浜市の分類では見られなかった項目である。就学前段階は、小学校への入学案内や手続きに関する書類を翻訳する事例であった。就学後段階は、「地域における多文化共生プラン」における「日本語の学習支援」の一環で教育の現場に向けて翻訳支援を行う事例が 6 事例あった。具体的には、保護者に対して学校でのお知らせや通知表といった配布資料や児童に対する教科書内容や配布資料の翻訳であった。また中学校から高校への進学に向けて、進路指導として高校の進路選択の案内を翻訳する事例もあったが、本事例は先述した「日本語の学習支援」の一環ではない。

生活情報において2番目に多かった事例は地域社会に関する項目で7事例であった。地域社会の項目は、在住外国人が地域と関わり生活していく中で必要な情報を対象とした。例えば、生活ガイドブックの多言版の作成（3事例）や広報誌の翻訳、地域イベントのお知らせや自治体の概要に関する情報の翻訳を担当した事例があった。その他に医療・保健に関する項目は5事例であり、具体的には患者に配る資料や問診票やインフルエンザの予防のために保健所から翻訳を依頼された事例であった。

生活情報において、就労・労働に関する項目が2事例、居住支援に関する項目が1事例であった。就労・労働に関しては、「ハローワークとの連携による就業支援」を行うという観点から、実際に在住外国人を対象にハローワークでの研修の調整員をしている協力者による見学先の会社の概要や予定表、配布物などの翻訳の事例が見られた。また、「商工会議所等との連携による就業環境の改善」を行う観点から研修生を対象に日常生活に関する情報全般や会社のルールを翻訳した事例があった。一方、居住支援では、市営住宅の案内やごみ出しなどの生活ルールやマナーに関する内容であった。

緊急時の対応に係る情報は2項目、10事例が挙げられていた。項目は、震災時の緊急情報と防災であった。緊急時の対応に係る情報は震災などの緊急時のため情報だけでなく、防災防犯といった予防的措置としての情報も多言語化の対象に含んでいる。項目を事例数で比較すると、震災時の緊急情報は9事例であり、防災に関する情報の1事例よりも多かった。震災時の緊急情報に関して、具体的には、大学やNGO/NPOが地方自治体と連携したり、あるいは主導したりして、多言語情報を提供する際に翻訳したという事例であった。一方、防災に関しては、緊急時の予防的措置として避難方法や避難先についての情報であった。

サブカテゴリーの権利・義務に係る情報の項目別に結果を述べる。項目は、福祉、税に係る情報、外国人登録法に係る案内、そして行政手続きに係る提出書類の4項目で構成されている。福祉の項目では、福祉に関して介護制度や国民健康保健の仕組みや子ども手当てについてなど、福祉に関する既存の制度の説明や新制度が開始するに当たっての告知に関する情報であった。税に係る情報としては、確定申告や税の仕組みについての事例があった。外国人登録法に係る案内や入管法の改訂に伴う情報や行政手続き上、提出が必要な書類の翻訳も含まれていた。

カテゴリー①行政情報における最後のサブカテゴリーとして相談に係る情報が2項目3事例、そして公共交通機関に関する情報が1項目2事例あった。相談に係る情報に関しては、相談窓口の案内と相談窓口で案内を受けた後に必要となる情報の翻訳という事例があった。公共交通機関に関する情報では、電車の案内や乗り方、駅名表示の翻訳をした事例が挙げられた。

次に2番目のカテゴリーである司法分野の8事例について、司法分野は入国管理

局と刑務所の2つのサブカテゴリーに分類した。入国管理局は、入国管理局に提供される情報や申請書類、入管に対する手紙などの翻訳の3事例であった。刑務所は収容された人への手紙や刑務所で生活する上で必要な情報の翻訳の5事例であった。「地域における多文化共生プラン」では地方自治体や国際交流協会が中心的な役割を担い、NGO/NPOその他の民間団体と連携・協働を図りながら推進されるものであり、法務省管轄の入国管理局や矯正局との連携・協働の言及は見られない。しかし、適法に在留するためには、入国管理局と関係を持たざるを得ないために、在住が外国人にとって関係性は高いと判断し、カテゴリーとして設けた。刑務所は、収容者にとっては生活の場でもあり、人権擁護という観点から翻訳支援は必要と考え、サブカテゴリーとして分類した。

次に、3番目のカテゴリーである国際交流分野の5事例について、国際交流分野では活動支援と交流事業の2サブカテゴリーに分類した。本分野は、国際化施策の最初に出された施策の一つで、現在もなお姉妹都市交流などの活動がなされ、当時設置された国際交流協会が中心的な役割を担っている。国際交流協会の活動を支援する事例を抽出した活動支援では、国際交流協会が独自に発行するニュースレターの外国語版の発行や情報のニーズを調査するための質問紙票の作成を支援する形で翻訳する事例が見られた。また、在住外国人サポーター養成のためのガイドブックの多言語版を担当した事例もあり、行政分野と同様に翻訳者支援に関連した項目が見られた。もう一方のサブカテゴリーとして交流事業が挙げられたが、具体的には、地方自治体の姉妹都市交流に関連した事例であった。

(2) 考察

情報の多言語化の範囲は、地方自治体によって情報提供を想定する在住外国人の量的規模や在住外国人の情報に対する個別需要が異なる理由から明確に基準を定めて区別する困難さは第2章で既に述べた。「地域における多文化共生推進プラン」では多言語情報の対象を一定の範囲で示している。例えば、生活支援の分野では、居住に関して「情報提供による居住支援」や教育に関して「学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供」などが挙げられる。

国際交流施策と多文化共生施策の個別の事業を翻訳内容別に類型化することによって、それぞれの事業の責任の範囲を明確化したことによって、「地域における多文化共生推進プラン」で提示された情報提供の枠を超え、多文化共生施策における翻訳が様々な場面で実施されていたことが調査によって示された。情報の多言語化を「コミュニケーション支援」の枠組みから在住外国人の「生活支援」が対象とする支援を含めた枠組みと捉え、国際交流協会が中心となって担ってきた国際交流施策の事業、そして司法分野も含めた範囲が、公的サービスとしての翻訳が対象とする範囲と類型化した。

公的サービスとしての翻訳の範囲の新たな知見として、「支援に関わる翻訳者支援」という分野にも注目すべきである。教育の分野で翻訳の雛形集を作成する動きが見られたが、支援を行う側が翻訳の重要性を認識した結果であると考えられる。希少言語翻訳者は情報ソースが限られることから、翻訳者同士の情報を共有し、より効率的かつ正確性を保ちながら翻訳するための支援ツールを翻訳ユーザー側から働きかけ作成することは、今後も継続して他分野の情報にもその動きを拡げて行く必要がある。

3　翻訳者と翻訳依頼者との接点

(1) 分析結果

翻訳者と翻訳依頼者との接点について述べる。インタビュー分析の結果、得られた 49 事例に対して説明的内容分析を行い 15 の項目を抽出した。説明的内容分析の結果に対して 9 サブカテゴリー及び 3 カテゴリーを生成し、最後にカテゴリーに対して要約的分析を行い、翻訳者から見た「翻訳依頼者」という 1 領域を抽出した（表 4-4）。

インタビュー分析の結果、翻訳依頼者を、営利を第一の目的に追求しない非営利型組織の 31 事例（63.3%）、営利を第一の目的に追求する営利追求型組織の 12 事例（24.5%）、そして個人の 6 事例（12.2%）、以上の 3 つのカテゴリーに分類化した。

表 4-4 公的サービスとしての翻訳の依頼者

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析		事例数	
			項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
翻訳依頼者	非営利型組織	行政機関	地方自治体からの依頼	行政情報一般について市役所から依頼	6	31
			中央省庁からの依頼	税務署から税の申告、課税に関する文書を依頼		
				法務省から人権に関わる文書を依頼		
				入管から手続きに係る文書を依頼		
		教育機関	大学からの依頼	東日本大震災時に大学あるいは大学の先生から緊急情報の翻訳の依頼があった	11	
				翻訳の雛型を作成したり、翻訳者養成を目的としたガイドブックを作成した		
			教育委員会からの依頼	児童に教育サポーターとして児童に関わっており、その際に翻訳を行う		
				教育委員会からの依頼で、主に就学前の児童及び保護者に向けて入学や進路に関する情報を翻訳した		
		医療機関	病院からの依頼	病院でスタッフとして働いており、その際に翻訳すべき情報は翻訳している	1	
		国際交流協会	地域の国際交流協会からの依頼	国際交流協会にスタッフとしては働いている	4	
				国際交流協会から直接依頼された		
		NGO/NPOその他の民間団体	NGO/NPOからの依頼	東日本大震災時に登録していたNGO/NPOから依頼があったり、MLで翻訳者を探していることを知り、緊急情報の翻訳した	9	
				地域情報の翻訳を依頼された		
			民間団体からの依頼	就労・労働に関する内容の翻訳を労働組合から依頼された		
				教育に関する内容の翻訳をボランティア団体から依頼された		
			財団法人からの依頼	就労に関わる支援として財団法人から依頼		
	営利追求型組織	民間企業	民間事業者から生活情報の多言語化に関する依頼	自治体のホームページの外国語版を作成する際の翻訳	11	12
				自治体の紹介パンフレットや交通表示を多言語化する際の翻訳		
				教育委員会や保健所が民間業者に依頼する形で、生活分野の情報を翻訳		
			民間事業者から入国管理局に関わる依頼	入管から手続きに係る文書を入管から依頼		
			民間事業者から刑務所に関わる依頼	刑務所で翻訳をする仕事は民間事業者が仲介している		
		個人事業者	第三者である個人からの依頼	翻訳者とは事前に顔見知りではなく、依頼者が翻訳者の情報を探し当て、個人的に翻訳を依頼する	1	
	個人	友人	友人からの依頼	依頼元の仲介役として、友人が翻訳者に直接依頼	2	6
		知人	知人からの依頼	国際交流協会の人と知り合いで頼まれた	4	
				本来、仲介を通して翻訳者に依頼するものだが、依頼元が翻訳者と知り合いので直接資料を持参して依頼		
				自治体の姉妹都市で実施している交流の手伝いとして、コーディネーターをしている個人から直接翻訳を依頼		

非営利型組織のサブカテゴリーの内訳は、教育機関、NGO/NPO その他の民間団体、行政機関、国際交流協会[3]、医療機関の順に事例数が多かった。 サブカテゴリーである教育機関を項目別にみると、大学からの依頼の 7 事例と教育委員会からの依頼の 4 事例であった。教育委員会は幼稚園から高校までの教育が範囲の支援であり、大学は高校以後の教育の支援という区別である。大学からの依頼は、震災時の緊急情報に関して、メーリングリスト等を用いて翻訳者の募集を学生に周知させ、

[3]国際交流協会の多くは財団法人であり、NGO/NPO その他の民間団体に含めることもできたが、国際交流協会の多くは地方自治体の外郭団体であり、その運営費用も地方自治体からの補助金に依るところが大きい。加えて、「地域における多文化共生推進プラン」においても「NGO/NPO その他の民間団体」と区別して表現されているために、本分析でも区別してカテゴリー化した。

また教員は指導する学生に対しての翻訳の依頼であった。その他にも、大学がプロジェクトとして翻訳者支援のための翻訳の雛型作成や翻訳者養成のためのガイドブックを作成する依頼を行っていた。一方、教育委員会は教育サポーターを依頼する場合と入学や進路に向けての情報の翻訳を依頼する場合の 2 通りであった。

次に NGO/NPO その他の民間団体の項目は、NGO/NPO からの依頼が 6 事例、民間団体からの依頼が 2 事例、財団法人[4]からの依頼が 1 事例の 3 項目であった。民間団体は組合や、その他に法人格を持たないボランティア団体を含めた項目である。NGO/NPO からの 5 事例の依頼は、東日本大震災時に登録していた NGO/NPO からの依頼や NGO/NPO が発信するメーリングリストでの緊急情報の翻訳依頼であった。地域で活動する NGO/NPO は地域の情報の多言語版の翻訳を依頼していた。民間団体からの 2 事例は、労働組合から研修生の就労・労働に関する内容及びボランティア団体から教育に関する内容の翻訳であった。最後に、財団法人からの依頼は、在住外国人の就労支援に関する翻訳の依頼事例であった。

サブカテゴリーである行政機関を項目別にみると、地方自治体からの依頼が 2 事例であり、中央省庁からの依頼が 4 事例であった。地方自治体の事例は、市役所から行政分野の情報についての依頼であった。なお、行政分野の情報は必ずしも地方自治体が直接依頼するわけではなく、国際交流協会等に情報の多言語化を委託する場合もある。中央省庁からの依頼は、国税庁税務署、法務省入国管理局、そして法務省からであった。税務署は各県の地域にあり、税の申告か課税についての翻訳依頼であった。また、入国管理局からの関係書類の依頼もあった。なお、入国管理局からの依頼は、民間事業者を介する場合もある。

国際交流協会を項目別にみると、地域にある国際交流協会からの依頼が 4 事例であった。国際交流協会からの依頼には、実際に国際交流協会で翻訳者としての立場でなくスタッフとして勤務しており、業務の一環として翻訳を行う事例があった。また、既に国際交流協会とつながりがある翻訳者は、国際交流協会から直接依頼されたと語っていた。医療機関に関しては、病院からの依頼の 1 事例であった。

次に、カテゴリー②営利追求型組織の 12 事例の内訳の分析結果を述べる。営利追求型組織は、先述したように営利を得ることを第一の目的として活動する集団であり、その代表として民間企業が挙げられる。通訳翻訳業界は個人でフリーランスとして活躍する者もおり、本調査でも個人事業者として活動している事例があった。

項目別にみると、民間企業からの依頼は 11 事例あり、その内刑務所での翻訳依頼で 5 事例あった。刑務所での情報の多言語化は原則として民間事業者による競争入

---

[4]財団法人は、正確には公益財団法人と一般財団法人と区別できるが、2012 年現在は公益法人制度改革での移行期間にあることから、あえて区別しなかった。NGO は団体が自ら NGO（非政府組織）であると標榜できるが、登記上法人格を得るために NPO であることもあり、本研究では明確な区別をせずに NGO と NPO を同義として扱う。

札制度を導入しているためである。入国管理局も民間企業に業務を委託する形で依頼するという方法をとっていた。ただし、入国管理局は時期や人材、地域によっては翻訳者に直接依頼する場合がある。

最後の項目である生活情報の多言語化に関する依頼は5事例あり、自治体のホームページの多言語化や生活分野の教育及び医療・保健に関する情報、そして公共交通機関の利用に関する情報の翻訳依頼であった。

カテゴリーの個人については、6事例が見られた。項目別には友人が2事例、知人が4事例であった。友人からの依頼は、友人が依頼元と関係があり、仲介役として翻訳を依頼する事例であった。知人からの依頼に関しても、その個人が翻訳を必要としているわけではなく、翻訳を必要としている依頼元と仲介する形で翻訳を依頼する事例であった。実務の中では、翻訳者が依頼を受けたにも関わらず、都合上、知人や友人である他の翻訳者に仕事を依頼するという場合がある。最終的な責任は依頼元から直接依頼を受けた翻訳者であるが、知人や友人も経験や報酬を得る目的で翻訳を受けるのである。本事例の中で報酬を受けた事例は、項目「友人からの依頼」と「国際交流協会からの人と知り合いで頼まれた」という語りの事例であった。また個人的な関係を重視し、無償で翻訳する事例も見られた。

(2) 考察

「地域における多文化共生推進プラン」の推進や実践に関して、「各主体の連携・協働」には、「市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市区町村レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO/NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること」と地方自治体の役割に言及した記述がある。すなわち、「地域における多文化共生推進プラン」の推進や実践は、行政機関である地方自治体だけでなく、NPO/NGOなどの非営利組織も連携や協働という意味でその役割を果たし得るということである。本調査結果から、NPO/NGOなどの非営利組織が翻訳の依頼を最も多くしており、情報の多言語化の実務的な側面では中心的な役割を担っていたことが明らかになった。

しかし、それら非営利組織の中には、国際交流協会など地方自治体からの業務を委託される形で補助金に依存している団体もみられ、外郭団体への業務委託の在り方等様々な議論が起こっている。つまり、これまで関係する非営利組織の活動は、行政に実質依存せざるを得ない状況であったためである。2013年には5年間の移行措置を終える公益法人制度改革関連3法の影響だと考えられるが、今後、情報の多言語化を実務面で誰が中心的な役割を果たしていくのか、パラダイムの転換時期に来ていると思われる。チェスター他（2003）の調査では83%が営利組織からの依頼を受け、政府を中心とした非営利組織からの依頼は24%であった。地方自治体の行

財政改革による業務コスト削減の一環で、業務を民間事業者に外部委託する流れは止められないだろう。今後は営利追求型の通訳翻訳会社の存在に着目し、競争入札制度の導入による翻訳報酬や翻訳の質に対する影響について、効率性や費用対効果という観点から実証的な研究が求められる。

第2節　翻訳者への依頼時における課題

1　分析結果

第1節では公的サービスとしての翻訳との接触という観点から、翻訳への関わりの経緯や実際に翻訳した分野、そして翻訳の依頼者について検討した。本節では、翻訳者が公的サービスとしての翻訳と接点を持ち、実践していく中で、依頼者との関係においてどのような点を課題に感じているのであろうか。

インタビュー分析の結果、1領域、3カテゴリー、そして14サブカテゴリーからなる21項目を抽出した。本領域は、「翻訳ユーザー[5]に対する要望」であり、カテゴリーは①組織としての対応（6事例で18.8%）、②コーディネーターとしての対応（17事例で53.1%）、③特になし（9事例で28.1%）、に類型化した。カテゴリーはそれぞれの業務範囲と責任に応じて生成した。

カテゴリー①「組織としての対応」のサブカテゴリーは、翻訳単価の計算方法、翻訳者の役割再考、サポート体制の構築、そしてチェック体制における言語間の差、の4つである。サブカテゴリーは、カテゴリーの内容をより具体的にその要因や理由を表している。

一方、カテゴリー②「コーディネーターとしての対応」のサブカテゴリーは、強引な依頼、納期期限の短さ、依頼の意図の不明瞭さ、対応の遅れや連絡ミス、度重なる原稿の修正、の5つに類型化した。このサブカテゴリーは、翻訳者とコーディネーターとの間で交わされるやり取りにおいて、翻訳者がコーディネーターに望む対応の改善内容である。コーディネーターとの関係においては、翻訳者の要望の多くは否定的な内容に対するものであった。具体的には後の項目の分析で述べる。

カテゴリー③「特になし」のサブカテゴリーは、ボランティアとしての充実感、コミュニケーションの充実、時間的都合への配慮、ダブルチェックの4つに類型化した。要望が特にないということは、翻訳者がコーディネーターや組織の対応に満足しているか、あるいは何らかの要因が働き、現状の状態に満足しているということが考えられる。

---

[5]翻訳ユーザーとは、翻訳者にとってのユーザーであり、コーディネーター、翻訳依頼者、あるいは彼らが属する組織を意味する。例えば、翻訳者との接触機会が最も多い者は、コーディネーターである。しかし、時にコーディネーターがいない場合や自宅でなくて仕事場で翻訳を行う場合は、翻訳者とその組織との関係になる。

表 4-5　翻訳ユーザーに対する要望

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析			
			項目	語られた内容の記述	事例数	
					サブカテゴリー	カテゴリー
翻訳ユーザーに対する要望	組織としての対応	翻訳単価の計算方法	文字単位でなくページ単位で報酬を計算する	ある行政機関は1枚単位での計算でアバウトであるけれど、文字数単価でしてほしい	2	6
		翻訳者の役割再考	効果的な翻訳者の活用	口頭でお願いします、というだけ。今のポジションをどう効果的に活用するのか	1	
		サポート体制の構築	現場対応のため参考資料の準備	その場ですぐに対応しなければならないので、参考資料を用意してほしい	2	
			相談しやすい環境づくりの必要性	聞きやすい環境は重要。意味で2つ以上捉えられる場合、どういう意味か確認したい		
		チェック態勢における言語間の差	言語によってチェック態勢が異なる	ダブルチェックは中国語なら入る、タイ語はあまり入らない	1	
	コーディネーターとしての対応	強引な依頼	強制的な依頼態度	依頼内容が確認できないので、確認させてほしいと言ったが、簡単なものだからとお願いされた。強制的な感じを受けてた	1	17
		納期期限の短さ	量に対して納期が短い	依頼が提出期限の前日であった	2	
				量に対して時間が短く、2回見るチェックをする時間が足りなかった		
		依頼の意図の不明瞭さ	翻訳の目的(使途)、緊急性、正確性の度合いのが不明	目的、緊急性、正確性の度合いについて、きちんと説明して欲しい	2	
			最終的な翻訳の形状についての伝達してほしい	最終の形がどういう形になるのか教えてほしい。区切りが重要	2	
			文体や翻訳スタイルの指定	スタイルもある。好みも言ってほしい。直訳か意訳かなど。どちらでも合わせられる	2	
				です、ますなどの文体の要望		
			翻訳内容、報酬、手順、納期が確定していない形での依頼	翻訳内容、報酬、手順、納期について曖昧な形で依頼が来て、まずはやってもらえるかどうがくる。蓋をあけてみたら、量が多くて断った。条件説明がほしい		
		不正確な内容の伝達	翻訳難易度について、難しい内容を簡単であると伝達	依頼のアプローチが嫌で、簡単なものだといったのに、内容は難しかった	1	
			翻訳量について、依頼時に実際よりも少ない分量で伝達	原稿をネイティブチェックを見てほしいと言われて受けたが、実際は依頼時の3倍ぐらいの分量だった。もう二度と仕事したくない	1	
			原稿の修正について、依頼時に実際よりも修正箇所が少なく伝達	ネイティブチェックの作業で、修正箇所が多く、翻訳と変わらなかった。とにかく、正確に内容を伝えてほしいのと、嘘はやめてほしい	1	
				ちょっと変わっただけですというのでみたら、結構言い回しや表現が変わっていた	1	
		対応の遅れや連絡ミス	翻訳原稿の送り忘れや依頼の遅れ	原稿の翻訳を頼まれて、期限も言われていたんですけど、原稿届かず連絡したら、忘れてたと言われた。コーディネーターは問題がある	2	
				コーディネーターはすごい忙しいので、依頼が遅れてたり、原稿がこなかったりする		
		度重なる原稿の修正	依頼後、度重なる修正	後からの内容変更による翻訳の修正はできるだけ少なくして欲しい	1	
	特になし	ボランティアとしての充実感	人の役に立っていると実感	人を助けて、その人を笑顔見れて、うれしいので、ボランティアで対応した	1	9
		コミュニケーションの充実	依頼者との円滑なコミュニケーション	翻訳の目的についても口頭で教科書に載せますよと言われただけでも十分わかる	3	
				特に問題はない。これまでのコミュニケーションは完璧だった		
				依頼元と直接関係を持つ、コントールできる		
			仕事の内容についての十分な説明の実施	翻訳の目的の説明もほとんど受ける。指示書という形式的なものではなく、メールで翻訳の対象等について説明がある	2	
		時間的都合への配慮	自身の都合に合わせた対応	自ら好きな日に行けて、その際は教頭に連絡すればよい	2	
				特になく、時間の都合を聞いてくれたりして気持ちよく活動することができた		
		ダブルチェック	機械翻訳によって内容が確認され安心	記号とか、年式を数字で書くとかといった形式的は必ずチェックされて、指摘された	1	

カテゴリー①「組織としての対応」のサブカテゴリー別に項目を分析する。まず、翻訳単価の計算方法をページ単位でなく文字単位で計算してほしいという事例である。依頼時における翻訳報酬の不明瞭さという点でも同様だが、民間事業者は文字単位で見積もりを行うため、報酬も文字単位で計算し、翻訳量に対して的確な報酬を提示している。しかし、インタビューの語りからは、ある行政機関からの依頼で1ページ当たりの文字が1000文字であっても、あるいは400文字であっても報酬が同一という計算方法に不満を抱いていた。

> （翻訳の依頼は）口頭でお願いします、というだけ。フォーマットも全然ない。（依頼者には）今私がいるポジションをいか効果的に活用できるのかを真剣に考えてほしい。

翻訳者の役割について、より効果的な翻訳者の活用を組織として考えてほしいという語りである。本事例の主張は、翻訳効率が悪く、フォーマットなどを翻訳者が作成するといった新たな役割を与えるなどしてより効果的に翻訳者を活用するということである。現場での環境を変えていくべきだという意見は、サポート体制の構築の項目においても「現場対応のための参考資料の準備」や「相談しやすい環境づくりの必要性」からも確認できる。翻訳した内容に対して、改めて別の者が確認をするプロセスをダブルチェック（あるいはクロスチェック）というが、そのチェック体制が言語によって異なっているという現状を指摘する事例があった。具体的には、中国語のような主要言語ならチェッカーが入るが、タイ語のような希少言語の場合、チェッカーがあまり入らないということであった。

次に②「コーディネーターとしての対応」について、最も多かった事例は、依頼の意図の不明瞭さから分析結果を述べたい。まず、翻訳の目的（使途）、緊急性、正確性の度合いのが不明という事例は、単に翻訳が依頼されるだけで、翻訳の使途が伝えられていないため、翻訳目的が特定できず、結果として正確性の度合いが判断できなかったということである。次の項目にもある翻訳の形状について伝達してほしいとも関連するが、翻訳が最終的にどのような形になるのか教えてほしいという要望には、この形状が翻訳の意図や形状がわからなかったために、修正が後で必要になり、時間がかかってしまったという理由を述べていた。言語によって句読点がない言語もあり、区切りをどこでつけるのかは重要な要素である。その他に、依頼時は、文体や翻訳スタイルを指定してほしいという事例があった。ですます調なのか、あるいは異化的翻訳か同化的翻訳かといった要素について事前に指定してもらえれば合わせることができるというものであった。

そして、最後の項目は、翻訳の内容や報酬等が確定していない段階での依頼があり、期限も含めて条件が決まってから依頼してほしいというものであった。すなわ

ち、確定案件でない依頼がなされているということである。具体的な語りは以下の通りである。

> 翻訳内容、報酬、手順、納期について曖昧な形で依頼が来て、まずはやってもらえるかどうかがくる。蓋をあけてみたら、量が多くて断った。料金も1枚800円だが、ページによって量は異なる。説明書面、1枚800円のみ、全体の量もない、納期も1週間ぐらいで。書式も整えてきてほしい。事前説明がなく、条件説明がほしい

次に2番目に事例数が多かった不正確な内容の伝達の項目について分析結果を述べる。不正確な内容の伝達があったという事例は4事例であり、それは主に依頼を受けてもらうための口実として、翻訳内容の難しさを簡単なものだと伝え、翻訳分量を実際より少なく伝えるということであった。

> 10枚ほどの原稿でネイティブチェックを見てほしいと言われて、お金じゃなくて、期限を教えてもらった。忙しい中受けたんだけど、実際は36枚もあって、びっくりして、もう二度と仕事したくないと思った

この翻訳者はお金よりも実際に依頼を受けて対応できるかどうか、期限を基準に判断していた。しかし、実際に依頼された分量は依頼時の3倍以上もあり、コーディネーターへの信頼がなくなり、今後は依頼は引き受けないことにしたということであった。おそらくコーディネーターは依頼を受けてもらいたいという一心だったかもしれないが、翻訳者との関係が悪化し、貴重な人材を失う結果となった事例であった。原稿の修正依頼についても、少し変わっただけという伝達であったが、実際には言い回しや表現がかなり変わっていたという事例も報告された。

コーディネーターの対応に対する要望には、納期期限の短さも挙げられた。翻訳を校正する時間をほとんど考慮されていないために、納品する翻の質について不安を抱いていた。その際の依頼方法も期限が迫る中での依頼であったために、強引に依頼されるとのことである。断ればよい話であると思われるが、一度断ったにも関わらず、改めて依頼の連絡がなされるという語りである。

> その時外にいて内容が確認できないので、確認させてほしいと言ったんですけど、簡単なものだからとお願いされた。強制的な感じを受けた

これは希少言語翻訳者の事例であるが、強引な依頼が起こる際は、依頼を受けてもらうために不正確な内容を伝達してしまう可能性が確認できた。

最後のサブカテゴリーである対応の遅れや連絡ミスの項目としては、翻訳原稿の送り忘れや依頼の遅れであった。原稿を頼まれ、期限も迫る中で連絡が来ずに確認をすると、コーディネーターが送信を忘れていたという語りも見られた。しかし、次の語りのように、コーディネーターの業務に理解を示す語りも見られた。

> コーディネーターはすごく忙しいので、対応が雑で連絡がうまくできていないことがある。例えば、依頼が遅れてたり、依頼したといってもらってなかったりする

最後に、カテゴリー③「特になし」についての分析結果を述べる。サブカテゴリーのボランティアとしての充実感では、人の役に立ちという思いで翻訳をしているため、報酬は関係なく、役に立っているという実感を得ることができれば、満足であるという事例であった。サブカテゴリーとして最も多かった事例であるコミュニケーションの充実では、仕事の内容について十分な説明を受け、翻訳者とコミュニケーションが図られていた。

> 特に問題はこれまでなかったし、コミュニケーションは完璧に取れている。わからければすぐに聞くこともできます

このコミュニケーションが図れているという意味は、翻訳者が何かあればコーディネーターに連絡するなど互いに確認し合うことができる関係であることが伺える。その他のカテゴリーとしては、時間的都合への配慮であるが、翻訳者への配慮を感じることができれば、自らの立場を尊重されていると考えている。また、ダブルチェックが行われており、記号や年式などの形式的なことは確認してもらえているので、安心するという事例も挙げられていた。

2　考察

依頼者との関係は、翻訳を受けて仕上げるまでの翻訳過程のみだけでなく、翻訳の依頼を受けるか否かという段階から含まれる。本調査の分析結果から翻訳者が最も接する機会の多いコーディネーターとの関係、そしてコーディネーターが属する組織との関係において事例数から71.9%が課題を抱えていることが示された。また一方で、コーディネーターの仕事の理解や円滑なコミュニケーションによる信頼関係が構築されることによって、コーディネーターらの対応に現状満足していると回答した事例が28.1%見られた。

組織としての対応について、翻訳の質を確保するためにもダブルチェックは行われるべきであるが、言語によって対応が異なるということであった。そもそも翻訳

の質を確保する意志がなく、予算に限りがあるという理由かもしれない。しかし、ダブルチェックは単位に翻訳の質を確保する効果だけでなく、責任の分散によって翻訳者の心理的負担を軽減する効果があることが示された。また、報酬の計算方法が文字単位ではなく、ページ単位、あるいは案件単位でなされるという特徴も見られた。

しかし、テクストの修正や追加によって、新たに報酬に加算されるわけではなく、不公平感を翻訳者は抱いていた。公的サービスとしての翻訳が文字単位よりもページや案件単位に報酬が決定されるのは、予算が予め定められているためである。一例として、予算が使い切れず、余った場合、残った予算の範囲内で情報を多言語化するということが考えられる。文字単価は、案系やページ単価から逆算することもできるため、組織として、文字単価に換算した場合も数値を示すことによって、報酬体系がより明確になるのではないだろうか。

コーディネーターに対する対応については、不正確な依頼内容の伝達や依頼の不明瞭さなど翻訳そのものに対する理解が乏しく、スコポスの伝達が不十分であるという事例が最も多いことから、翻訳者の不満は最も高かった。結果として翻訳者との関係が悪化し、人材を失った事例も見られた。多くの事例や語りからは、NGO/NPO やその他の民間団体に属しているコーディネーター個人の資質に関するものであり、今後、情報の多言語化を進めていく中でコーディネーターと翻訳者との関係づくりに力点を置くべきである。

民間事業者の翻訳会社では翻訳に特化したコーディネーターによって翻訳過程が管理されている。しかし、NGO/NPO その他の民間団体に属しているコーディネーターは、人材の不足から翻訳事業だけではなく、その他様々な仕事や事業を兼任している。予算の削減も重なり、コーディネーターを専門家として長期的視点から養成していくことが難しい現状であることも認識しておかなければならない。東京外国語大学などでコーディネーターの養成のためのセミナーが開催されているが、翻訳の依頼に対応するための講義はなされていないのである。

組織への対応に対する事例の中で、現場の環境を変えていくべきとの意見があった。翻訳フォーマットを改訂したり、コーディネーターが逐一対応しなくてもよいように参考資料や情報を共有したり提供することなどである。コーディネーターと翻訳者との関係づくりにおいて、翻訳を行う当事者からの意見や要望を聞くだけではなく、聞き出す姿勢や取り組みが求められる。一例として、翻訳を納品あるいは提出後、コーディネーターの対応に対する評価をフィードバックとしてコーディネーターの管理者にメールや葉書で送ることが挙げられる。

第３節　翻訳報酬の捉え方

１　公的サービスとしての翻訳以外の分野との比較

(1) 分析結果

公的サービスとしての翻訳に関わる翻訳者は、NGO/NPO などの民間団体から無償のボランティアとして翻訳を依頼される場合もあれば、行政機関が競争入札によって民間事業者に翻訳を委託し、その委託された民間業者から翻訳が依頼されていることは前節で明らかにした。ここでは、翻訳が営利目的か非営利目的かは問わず、その分野が公的サービスとしての翻訳であるか否かの区別によって分け、その報酬の多少について翻訳者がどのように感じているのかをインタビューを通して分析し、その結果を述べる。

インタビューの内容分析の結果、1 領域、4 カテゴリー、そして 7 サブカテゴリーからなる 9 項目を抽出した（表 4-6 を参照）。総事例数は 22 事例であった。この結果は、一人が複数の依頼先から翻訳を依頼されている場合があり、その依頼先の数に応じて回答したためである。

表 4-6　公的サービスとしての翻訳以外の分野との報酬比較

構造化分析	要約的分析					
			説明的内容分析			
					事例数	
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
公的サービスとしての翻訳以外の分野との報酬比較	低報酬	ボランティアとしての活動	ボランティア活動なので不満はない	もともとボランティアと思って対応したので、報酬は安くても問題はありませんでした	4	11
				安いがそもそもボランティアとしてやっているので、不満はない		
			経験を積むためなので不満はない	お金はすごく少なかったが、経験を積むために受けた。ただ、お金をたくさんもらうと、ストレスもかかるので、お金の問題はそれほど重要ではない。今の状況は責任もそれほど重くないので、バランスがいいです		
				お金が第一目的でなくて、経験がほしい。報酬が高すぎると、依頼というか仕事が減るのではないかと思う。人とのつながりを大切にしたい		
		民間事業者からの依頼	競争入札による翻訳単価の低下	刑務所は入札なので、翻訳報酬は低い	7	
				派遣会社が入っているため		
				業者ごとにそもそも値段が違うし、入札によっても値段がちがう。今は全部入札になっているので、内容は問われないので、よくはないと思う。そもそも料金全体が低くなっている		
			本分野の仕事の単価が低い	報酬は安い		
				こちらから聞かないと報酬について情報が得られないことが多い。単価がもともと低いからかもしれないが、翻訳者の慈善的意思に頼っていると思しき時がある。		
	同程度の報酬	仲介者なし	仲介者を挟まずに依頼を受ける	報酬はある程度良かった。募集自体は、ボランティアでなく、アルバイト	2	2
				価格は書類の種類によって異なるが自ら提示		
	高報酬	依頼元から直接の依頼	依頼元から直接報酬を受ける	給料は民間の時給よりも高い	2	2
				民間よりは一般的な報酬より高い。これまで断ったことはない		
	比較できない	無報酬による活動	ボランティアで報酬を得ていない	ボランティアなので、無料でしている	3	7
		報酬対価が翻訳のみでない	翻訳報酬としてでなく、他の業務と兼ねて報酬を得ているため	翻訳の文字数で報酬を得ていないため	3	
				翻訳業務のみした報酬をもらっているわけではないので、単純に比較できない		
		民間での経験が多くない	民間企業からの経験があまりない	民間の翻訳をあまりやったことがないので、わからない	1	

本領域は、「公的サービスとしての翻訳以外の分野との報酬比較」であり、カテゴリーは①低報酬（11 事例で 50.0%）、②同程度の報酬（2 事例で 9.1%）、③高報酬（2 事例で 9.1%）、④比較できない（7 事例で 31.8%）であった。カテゴリーはその他の分野の翻訳報酬を比較した場合の報酬の高低に応じて類型化した。

事例数が最も多かった①低報酬のサブカテゴリーの内訳は、ボランティアとしての活動 4 事例、民間事業者からの依頼 7 事例であった。ボランティアとしての活動において具体的な項目には、ボランティア活動なので不満はないということや経験を積むためなので不満はないといった事例が挙げられた。公的サービスとしての翻訳に関わる動機に経験を積むことや人の役に立つことを挙げる回答が多かったことからも、報酬が低いことが必ずしも不満につながってはいなかった。また、ボランティアとしての活動であるために、報酬が高いと精神的な不安を感じるという語りも見られた。

> お金はすごく少なかったが、経験を積むために受けた。ただ、お金をたくさんもらうと、ストレスもかかるので、お金の問題はそれほど重要ではない。今の状況は責任もそれほど重くないので、バランスがいいです

民間事業者からの依頼では、民間事業者は競争入札によって公的サービスとしての翻訳の仕事を落札しているために、公的サービスとしての翻訳という分野における翻訳単価も必然と低いと指摘する語りも見られた。

> 業者ごとにそもそも値段が違うし、入札によっても値段がちがう。自分が得たときは国税から直接頼まれたけど、今は全部入札になっていて、質は問われないので、よくはないと思う。ただそもそも料金全体が低くなっている

本翻訳者は競争入札が行われる前から行政機関から翻訳の依頼を直接受けていたが、競争入札が導入されて以降、翻訳の質が問われず、単価そのものにしか注意が向けられなくなったと述べている。民間事業者の中には、翻訳依頼の募集を行う際に、公的サービスとしての翻訳に関わる分野であるのでボランティア精神がある方や翻訳経験を積みたい方といった広告キャッチフレーズを用いることもあり、たとえ民間事業者からの依頼であっても、翻訳報酬は低い状態であることが示された。

カテゴリーとして②同程度の報酬であると挙げたサブカテゴリーは、民間事業者を介していない直接の翻訳依頼の事例であった。とりわけ、個別に翻訳者が直接依頼を受けている事例では、翻訳者が敢えて報酬を下げずに対応していた。語りは以下の通りである。

周りの翻訳者の中には値段を下げて、たくさん翻訳をしたいという人もいるけれど、私はしないし、値段も決めている。安くすると、間違いがあってはいけない書類ばかりなので、時間もかかるし、対応できない

③高報酬のカテゴリーでは、文字単価の報酬ではなく、時給制で報酬を得ている事例が挙げられた。この場合、翻訳業務だけを行っているわけではなく、文字単価の報酬として計算できないが、報酬には満足していた。また、民間事業者からの通常の翻訳よりも報酬が高いと挙げた事例は、行政機関から直接翻訳の依頼を受けていた。

最後のカテゴリーである④比較できないでは、まずボランティアによる活動であり、報酬を得ていないという事例が 3 事例あった。また。翻訳報酬としてではなく、他の業務と兼ねて報酬を得ているという事例も 3 事例あった。翻訳者がいくつかの業務を行うという多様な役割を担っていることが示された。また、民間事業者から依頼される翻訳の経験があまりないために比較できないという事例が 1 事例あった。

(2) 考察

公的サービスとしての翻訳報酬が低いと感じている回答が半数に達していたが、報酬の低さが直ちに報酬の改善要求つながっているわけではなかった。その理由として、第一に報酬よりも経験を得ることを重視する傾向、第二に高報酬によって責任感をより強く感じ精神的な負担が増す、第三に公的サービスとしての翻訳に限らず翻訳業界の相場そのものが下落している、ことが挙げられた。

報酬を得ることを第一の目的としていない翻訳者もいるが、報酬の低さが固定化して単価のみが注目される一方で、翻訳者単独の努力や志で翻訳の質を高めていくことに対応することは難しい。翻訳報酬が民間事業者と変わりがない場合の共通点は、依頼者側から仲介者を通さずに依頼されている点であったことからも、依頼する側である行政機関等が、今後公的サービスとしての翻訳の分野に継続的に翻訳者が参加できるような仕組み作りが急がれる。具体的には、競争入札制度では、入札の際に翻訳の質が考慮の対象になっていないことから、入札段階で翻訳者の条件や質に対する考慮した総合評価方式による競争入札の導入が考えられる。

2　言語別報酬体系

(1) 分析結果

インタビューの内容分析の結果、1 領域、3 カテゴリー、そして 8 サブカテゴリーからなる 10 項目を抽出した（表 4-7 を参照）。本領域は、「言語別報酬体系についての意見」であり、カテゴリーは①異なるべき（10 事例で 50.0%）、②同一であるべき（5 事例で 25.0%）、③どちらとも言えない（5 事例で 25.0%）、であった。サブ

カテゴリーは、カテゴリーに起因する主な要因あるいは理由に応じて類型化した。

表 4-7　言語別報酬体系

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析		事例数	
			項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
言語別報酬体系についての意見	異なるべき	市場原理	言語別の需要が異なる	値段が下がることについては仕方がない。市場原理なので。中国語は下がるだろうと思う	9	10
			供給できる人材の多少	対応できる人材が少ないのであれば、特殊能力になると思うし、プラスアルファしてほしい		
		翻訳ツールの差	希少言語の情報源の少なさ	希少価値がある言語は翻訳の情報源も少ないし翻訳需要も少ないからです	1	
	同一であるべき	理想として同一	言語習得の難しさと翻訳の難しさを区別	言語は異なっても使う技術や能力は変わらない。例えば、韓国語が日本語と似ているから、言語習得はやさしいかもしれないが、翻訳は話が違う	3	5
			実情は異なっているが、同一報酬が理想	理想として同一の方がいいが、できる人が多いとか少ないとかの配慮も必要。ただ、個人のポリシーも違うし、真面目にやっている人と適当にやっている人がなぜ同一なのかということも感じる		
				同一であるのが理想だと考えるが、需要の低い、希少言語ほど報酬は高い傾向にあるのは仕方ないと思う		
		翻訳の質の確保	翻訳者の質の確保	希少言語は人材が少ないかもしれないが、中国語は話す人が多く、時給を安くすることができる。基本は平等であるべきだと思う	1	
		報酬の維持	自身の翻訳対象言語の報酬が低い	韓国語は安くなるので、同一料金の方が助かる	1	
	どちらとも言えない	他言語の報酬が不明	他の言語の報酬が不明	翻訳報酬は言語によって違うかわからない。どういう形で振り込まれているかあまり確認してなかった。翻訳の質が関係するが、上げて質も上がるとは限らない	2	5
		ボランティア活動	ボランティアとして活動	ボランティアとして取り組んでいるので、報酬については考えたことがなかった	2	
		報酬体系の差は関係がない	異なっても同一であっても言語報酬そのものは安い	言語が同じでもそもそも安いと感じる	1	

最も事例数の多かった①異なるべきサブカテゴリーは、市場原理と翻訳ツールの差であった。市場原理とは言語別の需要と供給の関係や供給できる人材の多少によって翻訳報酬は異なるべきという考えに基づいている。語りとしては、希少言語の場合、対応できる人材が少なければ特殊能力として見なされるべきだという意見であった。異なるべきであるという意見に対して、自身の対応言語が中国語で翻訳報酬は下がるが、市場原理を受け入れるという姿勢も見られた。また、翻訳を行う上で翻訳ツールの差について、希少言語の場合は得ることのできる情報源が限られているために語彙調査に時間を多く要する点や翻訳編集ソフトも一部の需要の高い言語のみ対応しており、編集管理においても要する時間が異なるとの主張がなされた。

一方、②同一であるべきだという事例には、理想としては同一であるべきであるという理念に近い主張や言語習得の難しさと翻訳の難しさを区別し、翻訳そのもの対価はいかなる言語であっても同一であるべきだという指摘も見られた。具体的な語りは以下の通りである。

言語は異なっても使う技術や能力は変わらないから。母国語が違うだけ。たとえば韓国語が日本語と似ているから、言語習得はやさしいかもしれないが、翻

訳は話が違う。言語習得の難しいと翻訳の難しさは区別すべき

この事例は、翻訳需要や人材の需要供給の点から報酬を捉えず、翻訳の技術そのものに対して報酬を設定するべきだという意見であった。一方、翻訳の質の確保という観点からの意見もあった。すなわち、翻訳者の供給が過剰な言語は報酬が下がり、翻訳者の質が確保できていない現状がある。

希少言語は人材が少ないかもしれないが、中国語は話す人が多く、いくらでも人材があるので、時給を安くすることができる。基本は平等であるべきだと思う。中国語は報酬が低いので留学生とかが対応しているが、法律とかの知識もあまりないので、あとで問題にならないかなと思う。他の言語で留学生を使っているような感じは見られなかった。ある程度経験がある人が対応していたし、英語も含めてそこそこの人が対応していた

このように人材の供給が過多である言語の場合、単価が下がり続け、翻訳者の質を維持できていないのではないかという懸念を抱く翻訳者もいた。また、自身の翻訳報酬の維持という観点から同一であるべきだとの事例もあった。

最後に、③どちらとも言えない、というカテゴリーでは、他の言語報酬がわからないという項目が挙げられる。あまり普段から比較していなければ、認識することが難しいかもしれない。また、以下の語りからは、需要と供給の関係から単に希少言語であることを理由に報酬を上げることが、翻訳の質と関係するとは限らないという指摘が見られた。

翻訳報酬は言語によって違うかわからない。どういう形で振り込まれているかあまり確認してなかった。翻訳の質は関係するが、希少言語だから上げるというのは、上げて質も上がるとは限らない

その他のサブカテゴリーとしては、ボランティア活動して取り組んでいるために、報酬の多少についてはほとんど考えたことがないという事例であった。また、言語別の報酬体系において、たとえ言語別に報酬が異なっていても同一であっても、公的サービスとしての翻訳の分野では報酬が低いため、結果としてそれほど差が生じないのではないかという主張も見られた。

(2) 考察

公的サービスとしての翻訳における言語別報酬の捉え方は、異なるべきであるとの回答が 50%と最も多く、一方で同一であるべきとの回答も 25%あった。言語別に

報酬が異なるべきである理由は低い報酬では特に希少言語翻訳者が確保できないという人材確保の点と市場原理に則した報酬体系が当然であるという点でが挙げられた。同一であるべきだという理由には、翻訳技術に対して報酬を設定すべきであるという点と報酬が低く翻訳者の質的維持を保つための人材確保という点が挙げられた。

翻訳報酬は、対応言語だけでなく、緊急度合いや分野などの要素によって決定される。営利企業から翻訳の依頼を受けている場合、市場原理に則して価格が形成されることは議論の余地がない。報酬が異なるべきと同一であるべきとの共通の意見は、人材の確保という点である。とりわけ人材の供給が過多である言語では価格があまりにも低すぎ、翻訳の質について問題があるとの指摘であった。人材の確保という観点から最低水準の報酬を設定し、各言語は需要と供給に応じて報酬を設定するという柔軟な対応が求められる。なお、翻訳の質と報酬との関係については、第7節で論じる。

第4節　翻訳者に対する教育

(1) 分析結果

多文化共生施策における公的サービスに係る情報の多言語化において、その役割を担う翻訳者に求められる資格や能力の基準は提示されていない。しかし、近年地方自治体や大学機関が研修と称して公的サービスとしての翻訳にかかわる翻訳者に向けて業務内容の説明や職業倫理を含めた注意事項の説明などが実施されている。ただし、その大半は通訳行為に関するものであり、翻訳行為を含めた研修事例は極めて少数である。そこで、公的サービスとしての翻訳にかかわる翻訳者は、これまでどのような研修を受けてきたのか、そして、今後どのような研修内容が望ましいのか、その在り方も含めて半構造化インタビューの結果を本節では述べる。

まず、これまで何らかの形で公的サービスに特化した教育あるいは研修を受けたことがあるか確認した結果、受けたことがある協力者は5名（25.0%）であり、以下に示す。

1．税制について2時間ぐらいの研修を受けたが、無報酬であった
2．教育委員会の研修で年に1回開催され、参加は義務で時給は発生した
3．教育委員会の研修を年に1回受けた。心得や守るべき内容について
4．法律相談員としての研修を受けた
5．司法通訳の研修に1回参加した。制度や背景についての説明や議論、メモと通訳のやり方。2日間の期間であったが、気づきを与える場だと思った

研修への参加は、1と2から無給と有給に区別することができ、また業務を行う前

の義務として参加しなければならない研修と義務ではない研修に分けられる。公的サービスに関わる研修への参加の有無を問うたが、翻訳に特化した研修を受けたことがある協力者はいなかった。研修内容の特徴は、業務に関係する背景説明や職業倫理といった非言語的要素に関連した内容であった。5の「メモや通訳のやり方」にあるように、一部では言語的要素に関連した内容の研修も実施されていた。では、今後、翻訳者は実践と照らし合わせてどのような研修内容を受けたいと考えているのだろうか、そして、研修は必要かという2点についてインタビューを実施した。

インタビューの内容分析の結果、1領域2カテゴリー5サブカテゴリーに類型化された。5つのサブカテゴリーは9つの項目から構成されている（表4-8を参照）。本質問に対して、2名の協力者がこれまで研修を受けたことがないために、具体的な研修内容が思い浮かばないということで類型化を行う上で、事例の対象外とした。また、1名の協力者が研修の実施は必要ないとの立場から、特に受講したい研修ないとのことで事例の対象外とした。本領域である「希望する研修内容」の研修内容の事例数を比較すると、①「言語的要素に関する研修内容」が7事例（30.4%）であり、一方「非言語的要素に関する研修内容」は16事例（69.6%）であった。

表4-8　希望の研修内容

構造化分析	要約的分析					
			説明的内容分析			
					事例数	
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
希望する研修内容	言語的要素に関する研修内容	専門用語	情報ソースの少なさから起因する専門用語に関する要望	専門用語の訳の正確性についての自分で判断できないため解説してほしい	5	7
				専門用語について、定訳がなく、辞書など参考図書も少ないので、積極的に研修等で示してほしい		
			特定分野の専門用語難しさ	自分で訳語を探しても見つからないことがあるので、特定分野の専門用語の解説が必要		
		翻訳技術	翻訳の方法や技術	翻訳の技術的なものを教えてほしい	2	
	非言語的要素に関する研修内容	背景知識	特定分野に関する背景知識	背景知識についても自ら調べるだけでも意外と時間がかかる。ただ、語学研修のようになってしまう恐れがある	7	16
				特定分野の背景知識について流れや背景について説明		
			異文化理解のための背景知識	対象語から日本語への場合、文脈入れないと理解しにくいための異文化理解について	2	
			職務に関する背景知識	組織として、つまり自分の立場や依頼元の立場についても教えてほしい。それで、困ったら誰に聞けばいいかとか、同じ立場で誰が翻訳しているのかを知りたい	1	
		職業倫理	職業倫理や責任の範囲の明確化	何をすべきかわからなかった、なんでもやさんになってオーバーワークになっている	3	
		事例検討	フィードバック	フィードバックはもっとほしい。民間ならフィードバックがあり、それがスキルアップにつながっている。また民間の場合は、チェッカーが入るので、そこで自分が気が付かなかったことを指摘してくれる。ただ、公的サービスとしての翻訳では、基本的にチェッカーはいないので、フィードバックもない	3	
			実際の仕事における翻訳例の検討	受講者のレベル差もあるし、講師の優秀さもある。私の場合は経験談とかなら聞きたいが、技術的なことはやりながら覚えていくことだから、行きたいたいとは思わない		

「言語的要素に関する研修内容」は、「専門用語」と「翻訳技術」の 2 つのサブカテゴリーに分けられた。「非言語的要素に関する研修内容」は、「背景知識」、「職業倫理」、「事例検討」の 3 つのカテゴリーに分類した。

「言語的要素に関する研修内容」のサブカテゴリーである「専門用語」に関して、希少言語の翻訳者は、情報源が乏しく、定訳や辞書にも訳語がないことから、用語の正確性に不安を抱く事例が 5 事例挙げられた。また、特定分野の専門用語の難しさも指摘しており、専門用語の解説も含めて、翻訳方法などの技術的な内容に対する希望が挙げられた。

> 専門用語について、定訳がなく、辞書など参考図書も少ないので、積極的に研修等で示してほしい

「非言語的要素に関する研修内容」のサブカテゴリーである「背景知識」は最も事例数が多く、16 事例の内 10 事例挙げられていた。その項目は 3 つに分けられ、特定分野に関する背景知識が 7 事例、異文化理解のための背景知識が 2 事例、職務に関する背景知識が 1 事例であった。

日本語が第一言語でない翻訳者にとっては、日本の義務や権利に関することは、新たな情報である場合が多く、調査時の情報が日本語のみでしか入手できないことも考えられ、一定の需要があった。訳出時に文化的な配慮が必要な場合もあることから、異文化理解のための背景知識を求める事例も見られた。そして、職務に関する背景知識について、この事例は職務上必要な事柄ではないが、翻訳の依頼の目的や自分自身の役割及び責任に対して敏感である翻訳者もいるため、翻訳には直接関係しないが、事前に理解しておきたいという主張であった。

> 組織として、つまり自分の立場や依頼元の立場についても教えてほしい。それで、困ったら誰に聞けばいいかとか、同じ立場で誰が翻訳しているのかを知りたい

その他に、職業倫理の項目では、翻訳者の責任の範囲を明確にしてほしいという事例が 3 事例あげられた。この事例が意味する内容は、自分自身の役割が広範囲にわたるために、その役割を明確にしてほしいということを意味する場合と、守秘義務など機密な情報を扱うこともある翻訳者が守るべき行動規範を学んでおくべきだという意味の 2 通りある。事例検討のサブカテゴリーの項目は、研修の場で翻訳チェックをしている方からのフィードバックをもらい、そこで翻訳事例を検討するという内容や翻訳の技術的内容ではなく、他の翻訳者の経験を研修の場で共有したいという事例であった。翻訳の技術的な内容に関しては、受講者の言語レベルの差や

講師自身の経験や優秀さにもよってその内容が左右されるためであった。

翻訳者研修において希望する内容を上述してきたが、希望する内容とは現状の研修内容では希望する内容ではないことを意味する。今後、翻訳者のための教育や研修はどのようにあるべきなのであろうか。インタビューに対する内容分析の結果、1領域3カテゴリー7サブカテゴリーに類型化した（表4-9を参照）。7つのサブカテゴリーは10の項目から構成されている。本質問に対して、2名の協力者がこれまで研修を受けたことがないために、受講したい研修内容が思い浮かばないということで、検討の対象外とした。

表4-9　公的サービスとしての翻訳に係る研修の必要性

構造化分析	要約的分析					
			説明的内容分析		事例数	
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
公的サービスとしの翻訳に係る研修の必要性	研修の実施は必要	学べる場として	希少言語のために学べる場が限定	対象言語がマイナー言語であるために言語能力を自分で向上させていく以外には方法が少ないので、実施してほしい	5	6
		交流の場として	翻訳者同士のつながりを構築	翻訳者同士のつながりを強化できるような研修を望む	1	
	研修の実施は条件付きで必要	対象言語	自分が翻訳する対象言語を事例	タイ語を対象としたものなら受講したい。日タイ。英語はまた考える。	2	9
			希少言語を対象とした研修は必要なく、中国語や英語は必要	自身の対象語は仕事があまりないので必要ないと思うが、中国語や英語は仕事が多いので研修を実施したほうがいい		
		講習内容	受けたいと思う内容の研修	受けて意味のある内容だと思うのは必要だが、出席しても無報酬なのため、義務的で拘束される研修はやめてほしい	4	
		場所や日時の都合	研修へのアクセスのしやすさ	研修は制度化されていない以上必要だが、研修へのアクセスのしやすさも大切。圧倒的に主婦の方が活動している。あるいは学生	2	
			研修日程のモジュール化	モジュール形式になっていて、行ける時にいつでも行けるような。例えば、毎月1回あって、今月行けなければ来月に受講できるような形が望ましい		
		仕事の発生頻度	月に数回の仕事の発生頻度があれば研修を受ける。	仕事がないのに研修をしても意味がない。月に1回か2回定期的に仕事があれば研修を受ける	1	
	研修の実施は不必要	研修内容に不満	翻訳学校がすでに存在	翻訳スキルを習得したいのならば、翻訳学校は多くあるので必要ないと思う	1	3
			研修内容にメリットを感じない	研修に行ってみて、自分にとってほとんどメリットがなかった。逆に、研修でやっている内容について、知らない人がいるということに驚いた。ネイティブの方には役に立つかもしれない。自分が技術的な訓練を積んで勉強してきた者なので特に必要はない	2	
				NGOとかがしている研修について、時間を割いてあえていこうとは思わない。自分でお金を払うということは考えられない		

本領域は「公的サービスとしの翻訳に係る研修の必要性」であり、総事例数は18事例であった。最も多かったカテゴリーは、「研修の実施は条件付きで必要」で9事例あり、次いで「研修の実施は必要」が6事例であった。最も少なかったカテゴリーは、「研修の実施は不必要」の3事例であった。

研修の実施は必要であるという点について、6事例の内5事例は希少言語を対象とした教育の場が限られていることを理由に挙げていた。研修を積極的に望む声はあ

るが、その内容は対象言語能力の向上を主として目的としていた。また、交流の場として研修を捉え、翻訳者同士の横のつながりを拡げたいと考える事例もあった。一方否定的な意見については、実際に研修に参加した経験者は期待した内容でなかったことから望まないという意見が見られた。

> 研修に行ってみて、自分にとってほとんどメリットがなかった。逆に、研修でやっている内容について、知らない人がいるということに驚いた。ネイティブの方には役に立つかもしれない。自分が技術的な訓練を積んで勉強してきた者なので特に必要はない

翻訳者養成学校が既に存在しているのであるから、翻訳スキルの向上等については翻訳学校が本来その役割を担うべきであるという声もある。研修の実施が不必要である考えた翻訳者 3 人の共通点は、翻訳を生業としている。

研修の実施は条件付きで必要であるというカテゴリーでは、対象言語、講習内容、場所や日時の都合、そして仕事の発生頻度の 4 つのサブカテゴリーに類型化した。最も多かったサブカテゴリーは講習内容であった。具体的には、自分が受けて意味のある内容であれば、研修は必要であるということである。また、研修の中には義務的であり、さらに無報酬で行う場合もあり、選択の余地を翻訳者に残してほしいという意見も見られた。

対象言語に関して、研修が言語的要素に関する内容であり、その際自身の翻訳対象言語が事例になっていることを望んでいた。また、自身が対象とする翻訳言語は需要が高くないと判断し、英語や中国といった需要の高い言語に限っては研修を開催すべきだという意見があった。場所や日時の都合に関しては、研修内容への要求ではなく、システムとしてモジュール式で長期的な視点に立った研修の立案や開催場所のアクセスの便利さを求める声も見られた。実際に仕事を持っている者にとって、平日の昼間や地方の研修センターでされても行くことができなかった理由であった。

> モジュール形式になっていて、行ける時にいつでも行けるような。例えば、毎月 1 回あって、今月行けなければ来月に受講できるような形が望ましい

仕事の発生頻度に関しての意見では、仕事が発生していないのに実践に向けての研修を受ける意味が見出せないということであった。単なる要員の確保という観点で研修を実施することには反対であるという事例が示された。

(2) 考察

現状の翻訳者教育は翻訳に特化した内容ではなく、守秘義務の遵守といった職業倫理や業務説明であった。現状の研修は参加が義務である場合と自由である場合、そして参加に際して報酬が発生する場合とそうでない場合の 4 通りに分類することができた。希望する研修内容は、特定の分野に関する背景知識や情報ソースの少なさから起因する専門用語に関する要望であった。研修の必要性について、希少言語の翻訳者にとっては貴重な機会であり必要性は高い結果となったが、研修内容のカリキュラムについてモジュール式の導入や、研修の実施日時及び場所といったアクセスの改善が参加条件として示された。

世界の大学・大学院における通訳翻訳学プログラムを調査した西松（2007）によれば、日本語を言語組み合わせの対象にしたプログラムを設置しているのは教育機関は少数であり、中国語や英語といった需要の高い言語との組み合わせに限られている。その一方で、公的サービスとしての通訳翻訳の需要が高いスペインやアルゼンチンでは、大学院レベルで公的サービスとしての通訳翻訳に特化したプログラムが実施されており、専門家の養成に力を注がれている。

既に公的サービスとしての通訳翻訳に関わる翻訳者の養成が大学院レベルで実践されていることで、受講生の受け入れ基準、カリキュラムやシラバスの作成などの教育方法論の議論はなされている（Corsellis 2005, Penny&Sammons 1997）。

しかし、そういった知見を援用し、日本に直ちに応用することは可能であろうか。研修は翻訳ニーズが合ってこそ成立するものであるが、「そもそも仕事がない」という状況であって、駆け出しの通訳翻訳者が経験を積むための場になっている。研修を開催する自治体や NGO/NPO にとっても質の高い翻訳者を雇用するよりも、コストを抑えることのできる翻訳者は都合がよいのである。結果として現状の研修は翻訳者の要望と合致していない内容や形式になってしまっている。

公的サービスとしての翻訳に関する研究や実践は萌芽的段階にあり、養成する側の人材不足も認識しておかなければならいが、翻訳者は必ずしも個別の言語を対象とした検討や演習にこだわっているわけではなかった。日本における通訳翻訳教育は民間の通訳翻訳学校が通訳者・翻訳者の養成を担い、市場のニーズに則した英語や中国語を中心とした言語組み合わせによる教育が行われている。翻訳教育は、医薬や特許といった分野からマニュアルなどの産業分野まで幅広く行われ、インターという通訳翻訳学校では医療通訳に特化したコースも開設された。このような分野は公的サービスとしての翻訳にも応用できることから、通訳翻訳教育の実践の蓄積が豊富で翻訳者のニーズにも敏感である通訳翻訳学校との協力・連携という試みも必要でると思われる。

第５節　翻訳者の個人的特性と翻訳技術

１　翻訳者に求められる特性

(1) 分析結果

公的サービスとしての翻訳にかかわる上で、翻訳者に必要される特性とはどのようなものであろうか。実践通して翻訳者が切実に必要であると感じている特性についてインタビュー分析の結果、1 領域 4 カテゴリー8 サブカテゴリーに類型化された（表 4-10 を参照）。なお、本設問に対して、2 名の協力者が具体的に求められる特性について思い浮かばないということで類型化を行う上で、事例の分析対象外とした。

表 4-10　翻訳者に求められる特性

構造化分析	要約的分析					
			説明的内容分析			
					事例数	
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
翻訳者に求められる特性	相互行為性	協調性	他者との協力の必要性	他者と協力する必要がある場合がある	6	13
			チーム内での訳語の統一	チームでする時は訳語の統一が重要であるので、協力することが大切		
		柔軟性	臨機応変に対応	状況に応じて対応することが求められる	7	
	職務倫理	職務に関わる規範	守秘義務の遵守	携帯をつかって写真を撮ったりとか、最近は曖昧になっているようなことを聞いた	3	3
	自己意識性	心構え	助けてあげたいという気持ちの大切さ	困っている人の気持ちや側面をわかるためには技術的な向上だけでなく、人間的にも広い心を持たないといけないと思います	2	9
			生活と時間に余裕が必要	報酬面ではそれほど魅力的ではないので、生活面である程度安定し、時間のある方に向いていると思う	1	
		誠実性	仕事に対する誠実な対応	チェッカーがいないことを知ってしまうと、飛ばそうと思えばいくらでも飛ばせるので、誠実に対応しないといけない	2	
		中立公平	中立公平な立場	中立公平な立場にあること	2	
		自己客観性	状況の客観的理解	自分に対する気づき。ちょっと一歩引いて、状況を理解することが大切	1	
			現場との距離の取り方	現場との距離の取り方が重要で、どこまでかかわるかというのが重要	1	
	言語適応性	忠実性	原文に対する忠実性	人権問題とかあることから、原文に忠実に訳すということは必要で、わかりやすい文章にする	3	3

カテゴリー別に事例数を比較すると、「相互行為性」が 13 事例（46.4%）であり、続いて「自己意識性」が 9 事例（32.1%）と多かった。最も事例数が少なかったカテゴリーは「職務倫理」及び言語的側面に重点を置いた「言語適応性」の 3 事例（10.7%）であった。

事例数の多いカテゴリー順に分析を進める。まず、「相互行為性」について、サブカテゴリーは「協調性」と「柔軟性」に類型化した。相互行為とは他者との連携や協働の中で互いのコミュニケーションを円滑にするために必要とされる特性である。「協調性」の項目には、他者と協力して翻訳する場合やチームとして翻訳に取り組む場合、訳語の統一など他者と協力しながら進めていくために、「協調性」が求められると主張している。

ボランティアなので、適当にやったり意味わからないのに訳す人もいるし、きっちり調べてする人もいる。それぞれの時間の使い方も違うと思う。自分は単語リストを作ったらどうかと提案したけど、最初はだれも協力してくれなかった

公的サービスとしての翻訳にかかわる動機は、翻訳を専業としているか否かに関わらず、様々であった。そのために、翻訳に取り組む姿勢が個々の翻訳者によって異なり、協調性が育まれにくい環境がある。とりわけ、翻訳者はフリーランスとして個人的に翻訳を受注する場合、他者と協働しながら翻訳を進めることに慣れていない人も多くいることから、コーディネーターの役割の重要性を再確認した。一方、「柔軟性」に関しては、緊急時に係る情報に対応した事例から、状況に応じて対応することが求められるという主張であった。

「自己意識性」カテゴリーにおける自己意識性とは、自分自身の翻訳者に取り組む姿勢や心構えなど翻訳者観に直結した特性である。第１のサブカテゴリーである「心構え」において、翻訳者は困難な状況にある人の気持ちを理解し、伝えたという強い気持ちが必要であるが、生活と時間に余裕がなければ持続的な活動は難しいという結果であった。その要因として、公的サービスとしての翻訳の分野では報酬が魅力的でないことを例に挙げていた。

次のサブカテゴリーである「誠実性」に関する項目は、仕事に対して誠実に対応できることであった。たとえ、ボランティアであったり無報酬の活動であったりしても、責任も持って納期を守ることや翻訳の訳出も誠実に行うことができるという特性を持ち合わせた翻訳者が必要であるという主張であった。具体的な語りは以下の通りである。

チェッカーがいないことを知ってしまうと、飛ばそうと思えばいくらでも飛ばせるので、誠実に対応しないといけない。それに意訳もいくらでもでき、翻訳は書いた人にどういう意味ですかとは聞けないので、誠実に翻訳しようとしても、元の意味と離れるかもしれない。守秘義務もあって、どういう意味かをネイティブチェックしてもらいたいけれども聞くことができないので、もどかしい。また手書きが多くて、読めない文字もある。その場合は、その文字を黒文字にして判別不可能として対応している

翻訳のダブルチェック機能が働いていない公的サービスとしての翻訳では、訳出の努力を怠ることは容易であり、自制することが難しい状況にある。翻訳内容について、不明で理解できない場合は、その旨を依頼者に伝えることも誠実な対応の一つであることがわかる。司法分野での翻訳経験のある翻訳者は中立公平な立場での

翻訳を特性の一つに挙げていた。これは通訳では対人コミュニケーション場面で、通訳を必要とする側が通訳者に何らかの助言や支援を期待し、それに通訳者も応えるといった文化の仲介を担う役割を担う場合があるが、翻訳を行う上でも中立公平な立場が必要であるという事例であった。

最後のサブカテゴリーは「自己客観性」である。自己客観性は、自身の置かれている状況を客観的に認識することである。公的サービスとしての翻訳にかかわる場合、時に感情的になってしまい、助けたいという思いのあまりに翻訳者であるという立場を超えて支援を行うこと場合もあると次の語りからうかがうことができる。よって、現場との距離をいかにとるかという翻訳者の役割について認識しておく必要性を指摘していた。

> 現場との距離の取り方が重要で、どこまでかかわるかというのが重要だと思う

第3に事例数が多かった「言語適応性」及び「職務倫理」のうち、「言語適応性」から分析結果を述べる。そのサブカテゴリーである「忠実性」は、原文に対する忠実性を意味している。わかりやすい表現や文章を翻訳する以前に、原文の情報に忠実であるという言語的側面から翻訳者の特性について指摘した事例であった。次に「職務倫理」に関して、翻訳は個人のプライベートな情報や機密の情報を扱う場合があり、その際の守秘義務を守ることのできる翻訳者が公的サービスとしての翻訳に関わる翻訳者に求められる特性であると指摘された。

2　翻訳者に求められる技能

(1) 分析結果

公的サービスとしての翻訳を行う上で、必要とされる翻訳者の技能はどのようなものであろうか。インタビュー分析の結果、1領域2カテゴリー6サブカテゴリーに類型化された（表4-11を参照）。カテゴリー別に事例数を比較すると、「テクスト要素に関わるアプローチ」と「非テクスト要素に関わるアプローチ」とが同数の12事例（50%）であった。サブカテゴリー別に事例数を比較すると、背景知識が最も多く10事例であり、続いて言語表現が5事例であった。

表 4-11　翻訳者に求められる技能

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析		事例数	
			項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
翻訳者に求められる技能	テクスト要素に関わるアプローチ	翻訳技術	翻訳技術が高ければ対応できる範囲が広がる	技術さえあれば、中立、公平、正確、柔軟に対応もすべてできる	4	12
				基本的な翻訳と変わらず、翻訳の技術や言語能力の高さが必要だと思う		
		言語表現	定型表現	定型表現は意外とネイティブもしないことが多く、公的表現については多く見られる	1	
			同化的な翻訳表現	表現は文字通りではなく、重要な部分をしっかり伝えたり、表現を短くしたり、わかりやすい表現に努めたりする	4	
		語彙表現	固有名詞	固有名詞は絶対に間違えてはいけない（人の名前、住所スペルは間違えばもうだめなので、必ず確認する。）	1	
			特定分野での専門用語	場や分野ごとに専門用語が多くある	2	
	非テクスト要素に関わるアプローチ	背景知識	同化的表現への配慮のための異文化理解	まずよく理解しないと翻訳できないし、またどう説明するかということも考えないといけない	4	10
				普通の翻訳業務と基本的には変わらないが、異文化理解は必要		
			特定分野に関する背景知識	相談できる相手がいないので、特定分野の背景知識が一番重要だと思う	6	
				本当に何について書いているか理解するには背景知識がないとできないと思う		
		状況把握	自分の役割や責任を理解	自分が何をすべきか、できるか状況をみながら、理解すること	1	1
		レイアウト	レイアウトの設定	レイアウトが限定されている場合、語数も限定されるし、互換性の問題でレイアウトがズレるのは、時に翻訳以上に疲れる	1	1

「テクスト要素に関わるアプローチ」のカテゴリーから分析結果を述べる。サブカテゴリーの「翻訳技術」は、翻訳技術が高ければ中立性や公平性を保つことも可能であり、柔軟に対応できるとの意見であり、言語能力やそれに関連する翻訳技術が必要であることが示された。次に「言語表現」は、定型表現と同化的な翻訳表現の 2 つの項目に類型化した。定型表現に関して日本語を第一言語としない翻訳者が難しいと主張する理由としては、翻訳を専業としていない翻訳者にとって日常使い慣れていない表現を訳すことに困難さを感じていた。一方、同化的な翻訳表現とは、想定する読者が翻訳テクストを理解することを第一の目的とした表現方法であり、文字通りの異化的な翻訳表現ではなく、より理解しやすく表現に翻訳する技術が求められるという主張であった。

> 表現は文字通りではなく、重要な部分をしっかり伝えたり、表現を短くしたり、わかりやすい表現に努めたりする。単に正確に訳すだけではない

最後のサブカテゴリーである「語彙表現」は、固有名詞と特定分野での専門用語に類型化した。固有名詞は行政機関へ書類を申請する際には、住所やスペルなど間違えると受理されないために、とりわけ注意しなければならないという事例であった。

「非テクスト要素に関わるアプローチ」のサブカテゴリーの内、最も多かった事

例は「背景知識」であった。「背景知識」は、同化的表現への配慮のための異文化理解と特定分野に関する背景知識の 2 項目に類型化した。同化的表現への配慮のための異文化理解に関して、同化的な翻訳を目指した場合、異文化に対する理解といった背景知識が翻訳上欠かすことができないと主張する事例があった。特定分野に対する背景知識としては、翻訳者は守秘義務があり、相談できる相手が限られる中で、特定分野の背景知識を身につけておく必要があると感じていた。

> 背景知識について必要だと思う。書いている人が本当に制度をわかって書いているわけではないので、本当に何について書いているかは背景知識がないとできないと思う

第 2 のサブカテゴリーである「状況把握」に関して、翻訳者は何をすべきか状況を見ながら判断し、理解できる能力が求められるという事例であった。時に翻訳者は、翻訳以外の業務を担当したり、あるいは担当しなければならない場合があったり、常に翻訳者としての自分の役割に注意を払いながら何ができるのかを意識する必要があることが示された。

第 3 のサブカテゴリーである「レイアウト」に関して、本来翻訳者の仕事ではないが、翻訳コーディネーターが翻訳への理解が充分でない場合にレイアウトの調整まで翻訳者の担当であると理解し、依頼するということであった。言語によっては文字の区切りが判断することが難しく、また多言語による表示を行う場合には言語によっては文字数が原文よりも多くなることもあり、レイアウトまで考慮した翻訳技能が公的サービスとしての翻訳にかかわる上で必要であるという意見であった。

(2) 考察

翻訳に求められる特性として、他者との連携や協働の中で互いのコミュニケーションを円滑にするために必要とされる協調性や状況に応じて対応する柔軟性といった翻訳者とコーディネーター又は他者の翻訳者との相互行為に重点が置かれていた。チェスター他（2007: 285）は通訳者の場合で互いに理解し合えているかどうか理解する能力が必要だと指摘し、調査結果からも対人スキルの重要性が挙げられていた。しかし、翻訳者に求められる対人スキルの対象はコーディネーターに対して、あるいはチームで翻訳する場合、他の翻訳者であった。

公的サービスとしての翻訳はそれぞれの翻訳者の動機や姿勢が異なるために、訳語の統一といった質管理を行う上で協調性や柔軟性が求められると考えられる。チェスター他（2007）の結果では、倫理的気づきが最も重要であるという結果（39%）であったが、翻訳者の場合は低かった（10.7%）。守秘義務の遵守は通訳者及び翻訳者にとって共通する倫理上の課題であるが、翻訳者は自身の立場はテクストの中で

表現され、依頼者との接触か通訳者と比較して少ないためと考えられる。なお、翻訳者に求められる技能ではチェスター他（2007）の調査結果と同様に翻訳技術や異文化理解、そして背景知識が挙げられた。翻訳も通訳と同様に翻訳を行う上で基礎的技能が求められる技能として挙げられたため、公的サービスとしての翻訳特有の技能とまではいえない。

第6節　翻訳者の役割

1　依頼者の翻訳者に対する役割認識

依頼者は翻訳者の存在に対してどのような役割認識をもっているのであろうか。公的サービスとしての翻訳は、民間事業者からの仕事の紹介や友人・知人を介した紹介や地方自治体が翻訳者をボランティアと称して募集されることがある。実質的に時給制によって翻訳者を採用していることもあり、ボランティアというよりはむしろ一種のアルバイトと捉えることもできる。一方、翻訳者は依頼者が翻訳者に対してどのような役割認識を持っていると感じているのだろうか。

インタビュー分析の結果、1領域3カテゴリー8サブカテゴリーに分類化した（表4-12を参照）。事例数別のカテゴリーは、「翻訳者」が9事例（50%）、翻訳依頼の「事例別の捉え方」が5事例（27.8%）、「労働者」が4事例（22.2%）であった。なお、依頼者がどのように認識しているか思い至らないという理由で2名の事例を検討対象外とした。

表 4-12　依頼者の翻訳者に対する役割認識

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析		事例数	
			項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
依頼者の翻訳者に対する役割認識	労働者	事務的対応	民間事業者では労働者	事務的で派遣できている人という感じで、民間会社にとっては労働者	1	4
		労働力	都合のよい人材	依頼の仕方によって印象は変わるが、都合のいい人材だと思う	3	
				社会的地位が高いとか、尊敬を持って言っているようには感じない		
	翻訳者	専門職	専門職としての翻訳者	先生」と呼ばれたり、専門職として見られ、役割も理解してくれている	1	9
		パートナー	対等なパートナーとしての翻訳者	同等のパートナー。ある程度大切にされてると思う。希少言語は探すのが難しいので、みんな優しく接してくれる	7	
				自分は重要にされていると思うし、人の役に立っていると感じてるし、感謝もされたので、そう認識している		
		相談相手	助言者としての翻訳者	翻訳者であることはわかっているけれど、日本人の場合は事務的に対応するだけだが、依頼者が外国人の場合、相談や助言を求められたりすることがよくある	1	
	事例別の捉え方	依頼者別	アルバイトかパートナーかに見られるが、現場による	事例によって態度が異なる。現場で仕事の役割を理解されてない場合もあれば、パートナーのように接してくれる場合もある	2	5
			建前としては専門職だが、実際はボランティア精神のある労働力	建前上は「先生」、しかしボランティア精神のある労働力というところもあるかもしれない。これは依頼者によって大きく変わるので、一概には言えない。仕事をする面で、こちらの立場を尊重してくれる依頼者もある		
		コーディネーター別	コーディネーターの接し方によって感じ方は異なる	コーディネーターの接し方によって感じ方は異なる。あまり翻訳者の状況を考えてくれない場合もあるが、その時は自分にぶらすになると思ってやったし、公的サービスだから対応した	1	
		報酬の有無別	報酬がある場合は労働者であり、ボランティアである場合は、パートナー	報酬をもらう場合は、単純な労働者だとみられると思うし、自分も仕事として対応している。相手がどう認識しているかはわからない	2	
				刑務所の場合は、一般の被雇用者で、仕事をいかに効率よくこなせるかをいつも見られていた。ボランティア翻訳の場合は、有難がられているように感じた		

事例数が最も多かった「翻訳者」のカテゴリーから分析結果を述べる。サブカテゴリーにおいて事例数が最も多かった項目は「パートナー」の 7 事例であった。パートナーとは、依頼者とは対等なパートナーであるという意味であり、翻訳者の語りからも、自身の存在に対して依頼者が重要視していることを感じ、翻訳者への接し方からも互いの関係が対等であると認識していた。とりわけ、人的リソースが限られる希少言語の翻訳者は貴重な存在であり、良好な関係が築かれ維持されて扱われている。

> 同等のパートナーという感じで、ある程度大切にされていると思う。タイ語は探すのが難しいので、みんな優しく接してくれます

この翻訳者は、依頼者と対等なパートナーであり、よい関係が築いけている要因の一つに翻訳に協力するタイ語翻訳者を見つけることが難しいと指摘している。実際に日本では、翻訳者の対応言語への偏りは翻訳市場でのニーズが高い英語や中国

語に見られる。一方、翻訳市場でのタイ語は需要が低く、依然「ニッチ」な言語である。日本だけでなくタイ国においても、タイ語と日本語の言語組み合わせによる通訳者あるいは翻訳者の養成機関は存在しない（上原 2008）。希少言語に対応できる翻訳者の養成がなされていない現状から、タイ語に限らず希少言語に共通する課題として、翻訳者の人的リソースが不足していると考えられる。

専門職としての翻訳者であると依頼者は認識しているという事例も挙げられた。具体的には、翻訳者が「先生」と呼ばれることで、プロとしての翻訳者であると見られ、翻訳者の役割についても理解していた。希少言語は情報の多言語化においても優先度が低く、自治体の対応も期待できない現状にある。依頼者として在住外国人が翻訳者に求める役割を日本人の場合との役割の差異について、行政分野の翻訳を主に担当している翻訳者は次のように説明している。

> 翻訳者であることはわかっているけれど、日本人の場合は事務的に対応するだけだが、依頼者がタイ人の場合、相談相手であったり、助言を求められたりすることがよくある

日本で身近にタイ語を理解する者がいなければ、日本語を解さないタイ人は誰を頼りに情報を得ていけばよいのであろうか。私生活においても翻訳者とのつながりを持つ意味は、言語的支援が必要な時に身近に相談できる相手がいるという安心感を得ることである。それ故にタイ人の依頼者は翻訳者に情報ソースとして助言を求め、相談相手としての役割も期待している。一方、日本人にとっては日本で生活する上で言語上特に困ることがないため、翻訳者に翻訳者以上の役割を求めずに接していることが伺える。つまり依頼者が翻訳者に対して助言者としての翻訳者と認識しているという事例であった。

次に「事例別の捉え方」のサブカテゴリーに関して分析を進める。サブカテゴリーは「依頼者別」2 事例、「コーディネーター別」1 事例、そして「報酬の有無別」2 事例の 3 つに類型化した。「依頼者別」とは、依頼者によって翻訳者の役割に対する認識が異なることを示している。現場によっては、翻訳者の役割が理解されず、翻訳者の役割以前に単なるアルバイトとしての立場も場合もあれば、パートナーであると感じる場合もあるということであった。また、以下の語りは、建前としては専門職であるが、実際にはボランティア精神のある労働力と捉えられていると感じるという語りである。

> 建前上は「先生」、しかしボランティア精神のある労働力というところもあるかもしれない。これは依頼者によって大きく変わるので、一概には言えない。仕事をする面で、こちらの立場を尊重してくれる依頼者もいる

翻訳者に対するコーディネーターの接し方から役を認識するという翻訳者もいた。公的サービスとしての翻訳にかかわりつつ、翻訳を専業とする翻訳者の場合、報酬を第一の目的にはしていないために、どのように自分自身が扱われているかについては極めて敏感である。

> 一回頼まれて、追加でどんどん情報が増えて、本当に困ってしまった。以後その依頼者からの依頼は受けないことにしている。ただ、その時は自分にプラスになると思ってやったし、公的サービスだから対応できること。民間での仕事だったら対応できない

公的サービスであっても、翻訳者が他の仕事も実際には行っていることを考慮すべきであって、その負担はできる限り軽減しなければならないはずが、コーディネーターの配慮が至らなかった。結果として、本翻訳者はこのコーディネーターとの関わりを断ち、依頼を受けないことにしたということであった。限られた人材をいかに有効に活用するかということを考える上で、翻訳者と接する機会が多いコーディネーターの役割について検討することは、切実な問題である。最後のサブカテゴリーは、報酬の有無によってである。報酬の有無とは、翻訳者が報酬を得る場合、無報酬で翻訳活動にかかわる場合とでは、その役割は異なるという事例であった。雇用がボランティアであっても、報酬を得る場合は単純な労働者であって、翻訳者自身も仕事と認識して取り組んでいた。

最後に、「労働者」カテゴリーについて分析結果を述べる。労働者カテゴリーは事務的対応と労働力に分けられた。民間から翻訳の仕事を主に依頼される翻訳者は、一分野としての公的サービスであって通常の仕事と区別はない。と主張していた。また、社会的地位が高いとか尊敬というものを感じず、単価の安く都合のよい人材として見られていると感じていた。

2　翻訳過程における翻訳者の意識

翻訳者は翻訳過程の中で自身の役割に対してどのような意識を持っているのであろうか、それは翻訳者自身の立場を表した意識や訳出したテクストに視点を移した場合は訳出方略に向けた意識であるかもしれない。そこで、翻訳過程における翻訳者の意識について分析した結果を述べる。

インタビュー分析の結果、1 領域 2 カテゴリー6 サブカテゴリーに分類化した（表 4-13 を参照）。事例別のカテゴリーは、「訳出方略」の 15 事例（75%）、「職業倫理」の 5 事例（25%）であった。

表 4-13　翻訳過程における意識

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析			
			項目	語られた内容の記述	事例数	
					サブカテゴリー	カテゴリー
翻訳過程における意識	訳出方略	忠実性	より正確な訳出を目指す	翻訳をしたら100%正確な翻訳が期待できるようなところに出す	5	15
			原文のメッセージ機能を忠実に再現	読む相手のことを考え、背景知識がなくてもスムーズに読めるようにイメージして翻訳している		
		理解のしやすさ	文化的背景の考慮	背景知識を考慮し、理解しやすい表現に努めている	9	
			伝わり易さに配慮	そのニュースを読む人はあまり学位が高くないと思って、表現をわかりやすくした。たとえば、マイクロシーベルトという言葉は、脚注で説明した		
				直訳するとわからないので、自然な文になるように言葉を訳す		
		適切性	その時々の状況に合った適切な翻訳を目指す	その時々の状況に合った適切な翻訳を目指している。例えば、刑務所の場合は、忠実に正確に。災害時の翻訳の場合は、日本語の表現とは多少ズレがあっても、読み手に広く分かりやすく	1	
	職業倫理	中立性	中立な立場で翻訳に携わる	助けてあげたいという気持ちはあるが、だからといって何か特別にはしない。ただもっと情報を提供したらいいのにと思う	2	5
		守秘義務	守秘義務を守り、誠実に訳す	守秘義務を守り、手紙の内容は誠実に正確に伝えること	2	
		対応可能な範囲の認識	対応できない依頼を断る	労働契約とか法律的な内容については、私は専門用語がわからないので、間違って訳したら困るので、できないことは断る	1	

カテゴリー別では「訳出方略」で最も事例数が多かった事例は、「理解のしやすさ」であった。訳出したテクストが読者に理解されるか否かが重要であるという意識の下で、訳出を行っていることが示された。「理解のしやすさ」のために、伝わり易さを考慮し、同化的表現に努めていた。理解しいにくい用語に対しては脚注を用いるといった方略を適用していた。また、文化的背景を考慮し、理解しやすい表現に努めるという事例も同時に示された。一方で、原文に対して忠実性を重視する事例もあり、原文に対しての正確性やメッセージ機能を忠実に再現することが翻訳過程における翻訳者が果たす本来の役割を意識していることがうかがえる。

「職業倫理」のサブカテゴリーは、「中立性」、「守秘義務」、そして「対応可能な範囲の認識」であった。中立性とは、中立な立場で翻訳に携わることであって、「助けてあげたいという気持ちはあるが、だからといって何か特別にはしない」ということだと協力者は認識していた。すなわち、翻訳者はたとえ自身の信条と反する翻訳内容であっても、中立の立場で翻訳に専念することである。専門職としていかなる内容であっても翻訳業務を遂行するという高い職業倫理と確固たる翻訳者観を持っている表れでもある。そして、このような職業倫理をもった 2 事例はいずれも司法の分野での翻訳経験を持っていた。次に守秘義務に関して、翻訳者の役割において守秘義務が最も重要であるという意識を持って翻訳に対応していた事例であり、司法分野での翻訳経験を有する翻訳者であった。

最後のサブカテゴリーであるが、対応できない依頼を断るという項目が意味する内容は、翻訳者が自身の力量を踏まえ、対応できる依頼は受け、対応できない依頼

について勇気を持って断るということが求められると指摘していた。ボランティア精神を持った翻訳者の中には、翻訳にあまり慣れておらず、翻訳能力が高くないものもいる。また、言語能力が高くとも、不得意な分野を持っていることもある。実際、翻訳を専業とするプロであっても、全ての分野に対応できるわけではない。

3　翻訳行為を介した人的関係の変容

公的サービスとしての翻訳にかかわる動機は様々であるが、その特徴の一つが報酬のみを目的としていないことであった。そのために依頼者と翻訳者、あるいはコーディネーターと翻訳者との関係において商業目的のための翻訳とは異なる特徴があると推察される。本節の最後は翻訳行為を介した人的関係の変容に焦点を当て、インタビュー調査の分析結果を述べる。

インタビュー分析の結果、1 領域 2 カテゴリー4 サブカテゴリーに類型化され、5 つの項目を抽出した（表 4-14 を参照）。カテゴリーはまず人間関係の拡がりがあったか否かによって区別し、拡がりがあった場合は、依頼者、コーディネーター、そして他の翻訳者と翻訳者の関係についてサブカテゴリーにおいて類別した。

表 4-14　公的サービスとしての翻訳を通した人間関係の拡がり

構造化分析	要約的分析					
			説明的内容分析			
					事例数	
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
公的サービスとしての翻訳を通した人間関係の拡がり	拡がりが有り	依頼者との関係	頼れる相談者としての存在	翻訳の依頼をしたあとで、その後の手続きなどをよく聞かれる。また依頼の仕事が終わった後でも他の依頼について連絡があることがある。助言なども求められる	4	10
			仕事以外でのつながり	フェイスブックで知り合い同士になっている。ただ親しいというわけではないが、ご飯を食べたりする		
		コーディネーターとの関係	互いの信頼関係が高まる	依頼者との信頼関係が生まれ、頼られたりするようになった	4	
				人と関わることも多かったんですが、最近は家で請け負っていて、家から出ない分つながりも弱くなっているような気がする		
		他の翻訳者との関係	翻訳者同士で連絡を取り合う	協力するチームワークを学んだ	2	
				翻訳者同士で情報を共有するようになった		
	拡がりは無し	変化なし	特に変化はない	全然ない、顔も見てないし。ネット上でのやりとりのみで顔はお互い見えてないので、とくに個人的なやりとりはない	10	10

最も事例数が多かったサブカテゴリーは「変化なし」の 10 事例（50%）であった。翻訳は通訳と異なり対面でやり取りをする機会が少なく、インターネット上のみのやり取りで完結するために人的関係に変化がなかったという結果であった。一方、拡がりが見られた事例も 10 事例（50%）あり、その内依頼者との関係においては 4 事例見られた。翻訳者という役割を超えて相談者としての存在であり、以下の語りからは、私的な場面でも読み手との関係が継続していることが確認できる。

フェイスブックでは（依頼者と）知り合い同士になっている。仕事場以外でもごはんを食べることがあって、その時に翻訳も依頼される。けど、原則として依頼者に個人の携帯番号を知らせてはいけないとなっている。ただ親しいというわけではなくて、個人的に自ら会ったりすることはない

公的サービスとしての翻訳における翻訳者と読み手との間の特徴的な関係は、フェイスブック（Facebook）やグーグルプラス（Google＋）に代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）の活用を通じて直接的人的つながりを構築していることである。なお、SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、人と人とのつながりや社会的ネットワークを構築することを目的とした Web サービスである。例えば、実際に翻訳者がフェイスブックに登録していれば、読み手は翻訳者を名前から翻訳者名をフェイスブック内で検索すれば簡単に見つけられ、オンライン上で友人申請ができる。携帯電話の番号を翻訳者に聞くという行為と比較すると、SNS では面と向かわずに個人的な接触が図りやすい。

なぜ、読み手は私的な場面で翻訳者と個人的な接触を図る必要があるのだろうか。それは単に翻訳者と友人になりたいという理由ではなく、日本社会で言語的に頼れる存在として翻訳者を捉え、人的つながりを保とうとする行動の表れであると考えられる。

次のサブカテゴリーでは「コーディネーターとの関係」において、互いの信頼関係が高まり、頼られたりするようになったという結果であった。本事例の 4 名の翻訳者全員が商業目的の翻訳も請け負った経験があり、商業目的の翻訳と公的サービスとしての翻訳の場合、ユーザーとの関係に違いがあると感じているようだ。次の語りは教育分野に関わっている翻訳者である。

ボランティアでやったほうが、人間関係はいい。仕事なら自分もプロとしてやっているので。ボランティアは依頼する側もありがたいという気持ちを持ってくれるので、お互いの人間関係はいいと思います。依頼者との信頼関係が生まれ、頼られたりするようになった

一般的に翻訳者は報酬の多少が自分の能力に対する評価であるという考えを持っているかもしれないが、それは商業目的の翻訳の場合に限られ、先の語りから翻訳者は商業目的の翻訳と公的サービスとしての翻訳を明確に区別している。公的サービスとしての翻訳においては、報酬の多少よりもユーザーの翻訳者に対する尊敬や感謝の気持ちが、互いの信頼や理解に結びついている。それ故に、ユーザーは翻訳者との良好な関係を築き、維持することに注意を払う必要がある。とりわけ、人的リソースが限られる希少言語の翻訳者は貴重な存在であり、本コメントの翻訳者も

同様に貴重な存在としてことによって良好な関係が築かれ維持されて扱われている。

最後のサブカテゴリーである「他の翻訳者との関係」においては、翻訳者同士で連絡を取り合う事例が報告された。公的サービスとしての翻訳にかかわる翻訳者同士が情報を共有し合うためにコミュニティを作り、その輪が広がっていることが確認された。

第7節　翻訳方略の適用

1　実践における翻訳の困難さ

本節では、翻訳者が適用する翻訳方略に焦点を当て、翻訳の方法上、特に配慮することなど難しいと思われる点について、インタビュー調査した内容の分析結果を報告する。

インタビュー分析の結果、1領域7カテゴリー12サブカテゴリーを抽出した。12サブカテゴリーは15の項目から構成され、総合事例数は25事例であった（表4-15を参照)。類型化に際して、第5章で用いる分析評価の枠組みを援用し、「結束性」及び「忠実性」をカテゴリーに適用した。「忠実性」に関しては、形式、内容、そして効果の3つに分類化していたため、本内容分析の結果においても、同様に分類化を行った。分析評価の枠組みで用いた枠組みには含まなかった概念として、本カテゴリーでは、「中立性」、「統一性」、そして「正確性」の3カテゴリーを抽出した。それぞれのカテゴリーの詳細については順に論じていく。

表 4-15　実践で適用する翻訳方略

構造化分析	要約的分析					
領域	カテゴリー	サブカテゴリー	説明的内容分析		事例数	
			項目	語られた内容の記述	サブカテゴリー	カテゴリー
実践で適用する翻訳方略	結束性	省略	形式上の季節のあいさつや前略は省略	目的は様々なので完璧に正確に翻訳はしていない。学校での文書では、前略とか、季節のあいさつとは削除している	1	8
		加筆	概念を表す語彙は説明の追加	できる限り本文を変えないことは原則だが、説明を付け加えて翻訳することはある。例えば「中間」テストの概念は説明的に訳出した	4	
				教科書とかの概念的な訳は難しい。ただ、子どもにまずわからなそうな語彙を聞いて理解するか確認している		
		解説	略語は脚注使って説明	震災の時には支援してくれる組織の名前を翻訳することがあったが、「IOD」と訳しても意味はわからないので、脚注を使って、どういう組織で何をしてくれるのかという説明を加えた。	3	
			制度の仕組みや説明は脚注を使って説明	日本の会計年度の仕組みとか、制度について説明を追加した。内容が理解できるかどうかが重要で、脚注をつけて説明している		
			訳出結果に対して、但し書きを入れる	あとで、おかしかったとか言われないように。ただし書きを入れている。自分の立場を守るためにも安心		
	形式に対する忠実性	音訳	地名などの固有名詞は目標言語の音に翻訳	意味のある地名は括弧を使って説明を追加した	1	3
		逐語訳	正確性の保持のための逐語訳	本文の内容を正確に翻訳することに努めた	2	
	内容に対する忠実性	パラフレーズ	目標言語内の語彙を援用するのではなく、言い換えによって訳出	読み手が理解できるのかということを考えて、翻訳している。具体的には、言い換えや説明、例を挙げることがある	1	1
	効果に対する忠実性	適応	目標言語内における使用語彙の適応	用語の意味は、同じスペイン語であっても地域によって多少意味が異なることがある。用語は現地のサイトを見て、使われ方を確認する	4	5
			テクストの持つ効果を表現	話し言葉や感情を表す表現を使ってムードを大切にして翻訳する		
			レジスターのレベルの調整	やさしい言葉を使っていたら、私もタイ語で難しい表現にはしない		
		要約	目的に応じて、要約	字がきれいな人とか汚い人がいて、すごく読みにくいことがあるが、犯罪に関わらない内容であれば、全体の内容を要約すれば問題はない	1	
	中立性	中立な訳出	中立性の保持	公的サービスの翻訳は自分の価値観を出さずに中立性を保つ事だと思う。どんな人でも納得するような内容ではないと行けないと思う	2	2
	統一性	語彙レベルでの訳語の統一	用語の統一を図る	みんな其々の自分の単語を作って訳していた。統一しようという声すらもなかった	2	2
	正確性	語彙レベルでの訳語の確定	訳出した語彙が正確かどうかの判断	専門分野の専門家の方にもチェックしてもらっていた。また訳語そのものが正しいか判断できないときには、依頼元に直接確認している	2	4
		ダブルチェック態勢の有無	ダブルチェック機能がない	翻訳したものをチェックする人がいないということが民間と違う。安心だと思う	2	
				基本的には、翻訳したらチェックする人はいない。だからもし間違って翻訳しても誰も気が付かないと思う		

カテゴリー別に事例数を比較すると、「結束性」が最も多く 8 事例（32%）であった。次いで効果に対する「忠実性」が 5 事例（20%）であった。そして、第 3 には「正確性」の 4 事例（16%）が続いた。ただし、「忠実性」に関連したカテゴリーを合わせると、事例数は 9 事例（36%）となり、「結束性」カテゴリーよりも多かった。翻訳方法として、結束性や忠実性の実現に翻訳者が最も配慮していたことが示された。

カテゴリー別にサブカテゴリーに関して論じていく。「結束性」カテゴリーでは、「省略」、「加筆」、「解説」の 3 つのサブカテゴリーに類型化した。「加筆」は、概念

を表す語彙は説明を付け加える方略をである。一例として教育現場において、「中間テスト」は教育制度の違いによって実施していない国もあるために「学期の中間時期に実施するテスト」というような翻訳を行っていた。「省略」は、形式な季節のあいさつは省略している事例が挙げられた。本事例は教育分野における翻訳であって、学校での文書が対象になっていた。完全に逐語的な訳は求められておらず、内容を忠実に伝えるという目的を達成すれば十分であると考えられていた。次に「解説」は、方法としては脚注を付けることである。脚注は略語の説明や制度の仕組みに対する説明のために使われていた。また、訳出した結果に対して別の解釈も可能であると判断した場合に脚注を加える事例も次の語りから見られた。

> 依頼者に聞いてもわからないだろうと思うようなことでもとりあえず聞いておくことで、自分の立場を守るためにも安心なので。あとで、おかしかったとか言われないように。ただし書きを入れている

この翻訳者の方略に関して、依頼者からの反応はないということであるので、本方略が受け入れられていたことを示している。あるいは、翻訳の重要性に対する認識が低く、翻訳者がとる方略に無関心かもしれない。しかし、誤訳等の指摘を受け、翻訳の質に対する信頼を落とすよりは、事前策として脚注を付けるという手段をとっているものと考えられる。

「形式に対する忠実性」について、逐語訳は、正確性の保持を目的としており、2事例は共に司法分野での翻訳を経験した者であった。司法分野では逐語的に正確に訳出する必要があることから、その影響を受けていると考えられる。音訳は固有名詞を対象に適応されていた。

「内容に対する忠実性」におけるサブカテゴリーは、「パラフレーズ」の1事例のみであった。パラフレーズは言い換えを意味するが、本翻訳者は目標言語内の語彙を援用するのではなく、言い換えによって訳出しているが、その理由は読み手が内容を理解できるかどうかに最も重点を置いているためであった。目標言語内で使用されている語彙を用いた場合、起点言語における意味とは必ずしも一致するとは限らないため、内容を十分に理解できない可能性があると考えられる。

「効果に対する忠実性」におけるサブカテゴリーは、「適応」および「要約」であった。「適応」は、従来の枠組みに既に存在していたが、要約は新たな翻訳方略である。まず、適応の項目であるが、目標言語内における使用語彙の適応が1事例挙げられた。本事例は先に挙げたパラフレーズと方法が反対であった。目標言語内での語彙の使用方法を確認し、訳出に反映させるという方法である。パラフレーズを適用する翻訳者も適応を適用する翻訳者も第一言語は日本語ではないが、読み手の理解を最優先している点は共通していた。レジスターを合わせており、テクストの効